

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第87回理事会

平成18年6月

第87回 女性のためのアジア平和国民基金理事会式次第

6月28日(水)

ルポール麹町 アメジスト

18:00～21:00

【1】定足数報告

【2】議事録署名人選出

【3】議題

1. 平成17年度事業報告、決算報告及び会計検査報告
2. オーラルヒストリーについて

【4】事務局報告

1. プロジェクトチーム改組について
2. 事業計画進捗状況
 - ① 尊厳冊子作成
 - ② シンポジウム
 - ③ 日韓フォーラム
 - ④ 韓国出張報告
3. インドネシアの事業について
4. 中国慰安婦問題について
5. アフターケアについて
6. 拠出金の処理について
7. 基金事業年間スケジュールについて

資料

ページ

【議案事項】

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 平成17年度事業報告及び決算案について | 別添 |
| (2) オーラルヒストリーについて | 1～2 |

【事務局報告】

- | | |
|-----------------------|-------|
| (1) プロジェクトチームの改組について | 3 |
| (2) 事業の進捗について | |
| ① 冊子「女性尊厳事業」 | 4～5 |
| ② 国際シンポジウム | 6～7 |
| ③ 日韓学生フォーラム | 8 |
| ④ 韓国出張報告 | 9 |
| (3) インドネシアの事業について | 10～14 |
| (4) 中国「慰安婦」問題について | 15～26 |
| (5) アフターケア体制について | 27～28 |
| (6) 拠出金残余の取扱いについて | 29～30 |
| (7) 基金事業の年間スケジュールについて | 31 |

【その他】

- | | |
|------------------------------------|-------|
| (1) 国連婦人の地位委員会出張報告 | 32～49 |
| (2) 国連人権理事会の概要 | 50～51 |
| (3) インドネシア出張報告 | 52～58 |
| (4) アメリカ議会調査局「慰安婦」問題に関するレポート（一部抄訳） | 59～69 |

オールラウンド・プロジェクトについて

2006年6月28日 理事会資料

1. すでに実施した聞き取り

五十嵐広三	官房長官	2005年10月6日	大沼・和田
石原信雄	官房副長官	2006年 3月7日	和田・高崎
谷野作太郎	内閣外政審議室長*	2005年12月22日	和田・高崎
美根慶樹	外政審議室審議官	2006年 8月9日	和田・間中
東良信	外政審議室審議官	2006年1月25日	和田・高崎
上原康助	戦後50年プロジェクト座長*	2006年3月14日	和田
マルガリータ・ハマー	オランダ事業実施委員会委員長	2005年7月15日	有馬・和田
頼浩敏	弁護士	2006年 2月6日	和田
池田 維	オランダ大使*	2006年 2月6日	和田
ネリア・サンチョ	元リラ・ピリピーナ代表*	2006年3月27日	有馬・和田・松田
中嶋 滋	運営審議会委員	2006年3月2日	原田・渡辺

このうち*印は本人が目下修正中である。公開、非公開は最終的に決着していない。
 その他の人々のうち、五十嵐氏は20年後公開、石原氏は10年後公開を指定された。
 他の人々は即時公開を承諾している。

2. これからの計画

河野洋平	官房長官	国会閉会後と約束あり
武部 勤	戦後50年プロジェクト慰安婦問題小委員会委員長	
松田	フィリピン大使	
臼杵敬子	韓国事業支援者	約束あり

3. 基金内部の聞き取り

公開を前提に聞き取りをおこなうが、公開をはばかる点にふれたところはマスクをかけ、五十嵐、石原氏のものと同じにして、機関にあずける。

理事長・副理事長 村山富市・石原信雄
 副理事長・評議会議長 大鷹淑子・赤松良子
 副理事長経験者 有馬真喜子、衛藤清吉、金平輝子、宮崎勇

フィリピン 有馬真喜子・林陽子・松田瑞穂

台湾 下村満子・岡榎

韓国 中嶋滋・原田信一

オランダ・インドネシア 伊勢桃代・間中智子

理事会・三者懇・運営 大沼保昭・和田春樹・横田洋三・高崎宗司・橋本ヒロ子・野中邦子

尊厳事業 有馬・松田・林・橋本・横田・渡邊千尋

事務局 事務局員一同

4 印刷と保存

公表が許されているものは基金終了の記念出版物の一つとして印刷配布する。

公表できないヴァージョン、テキストは憲政資料室ないし外務省文書館にあずけ、希望にしたがって、将来公開してくれるように依頼する。

新しいプロジェクトチーム・メンバーについて

2006 年 6 月 28 日理事会

- 有馬真喜子 理事
- 大沼保昭 理事
- 高崎宗司 運営審議会委員長
- 横田洋三 運営審議会委員
- 和田春樹 専務理事・事務局長

アジア女性基金の取り組みー女性尊厳事業

Women's Dignity Project



1. 武力紛争下における女性に対する暴力
2. 司法の場における女性に対する暴力
3. DV や性暴力など身近に起こる女性に対する暴力

財団法人女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)

2007 年 3 月

冊子

アジア女性基金の取り組みー女性尊厳事業

(案)

【趣旨】

基金の償い事業と女性尊厳事業は、「慰安婦」問題を二度と繰り返さないという決意のもと、今日も続く女性への暴力の問題に取り組むという趣旨から、基金事業を支える二本柱として位置づけられた。

2006年、基金事業を行う最後の年に、基金における尊厳事業の意義を再確認し、過去の事業の蓄積を整理・評価し、さらには将来に向けての提言を行う冊子を制作する。

【対象】

今後の日本において、内閣府男女共同参画局をはじめとして、女性の尊厳と人権にかかわる問題に取り組む関係機関、これまで尊厳事業に協力してくださった方々に向けて、基金の体験から得た教訓と提言を発信する。

【作業日程】

平成18年8月、原稿完成予定。

平成18年8月末、報告書の印刷と配布。

【構成案】

- (1) はじめに
- (2) 目次
- (3) 基金の女性尊厳事業 その定義と趣旨
- (4) 基金の女性尊厳事業 その特質
- (5) 事業について紹介

「これまで行ってきたさまざまな事業のうち、特に次のテーマ3点を取り上げ、詳しく紹介する」などの説明文をつけた上で、その①目的、②内容、③事業対象者の反応、④今後の課題などを述べる。

- I 紛争下の女性に対する暴力をテーマとした、研究会や国際会議など一連の事業
- II 「女性と司法」をテーマとした、専門家会議・ガイドライン作成など一連の事業
- III 「DVや性暴力など身近に起こる女性への暴力」をテーマとした、援助者向け研修など一連の事業

- (6) 女性尊厳事業の成果物（報告書や冊子など）一覧
- (7) 付録：年表や役員名簿など

アジア女性基金国際シンポジウム FINAL

12年の総括と未来への提言

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。このたびアジア女性基金より、標記シンポジウムへの参加をご依頼するにあたり、当基金の概要とシンポジウムの趣旨について、以下に簡単にご説明させていただきたく存じます。

財団法人女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）は、元「慰安婦」の方々への償いの事業を行うとともに、深い反省をもって二度とこのような問題を起こさないよう、女性に対するあらゆる暴力の問題への解決を目的として、1995年に政府の決定により設立されました。

国民のみなさまからの拠金による償い金、政府予算からの医療・福祉支援事業および内閣総理大臣のお詫びの手紙からなる基金の償い事業は、フィリピン、韓国、台湾で行われました。オランダでは、政府予算からの医療・福祉支援事業と内閣総理大臣のお詫びの手紙からなる償い事業を実施しました。また、インドネシアでは、政府予算からの高齢者社会福祉推進事業がインドネシア政府との合意のもとに実施されました。以上のように、2007年3月には基金の償い事業がすべて終了いたしますので、基金は同年3月末日をもって解散することを決定いたしました。

このたびのシンポジウムは、アジア女性基金にとって最後のシンポジウムであり、解散までの12年間の集大成ともなります。基金が幕を閉じるにあたり、設立以来の軌跡をご報告すると同時に、生き生きとした提言を、未来へ向けて発信する機会にしたいと願っております。

第一部では、基金事業の報告を行い、基金にかかわってきた者それぞれの思いや、忘れがたい出来事などを、自らの言葉で真摯に語ります。

第二部では、21世紀社会を担う、日本と海外の戦後世代のパネリストに参加していただきます。戦争責任や「慰安婦」問題の枠を超え、経済、文化、科学といった分野も広く視野に入れて、ボーダレスな世界と日々変容する現場の先端で培った感覚をもって、日本と隣国、日本とアジア—世界のかかわりの在りようを論じていただく場にしたいと考えております。

以上の趣旨にご賛同いただき、是非ご参加を賜りたく、ご依頼のお手紙をお送りする次第です。改めて事務局よりご連絡を差し上げますので、何とぞよろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

最後に、貴方様のますますのご健勝とご活躍をお祈りいたします。

敬具

2006年6月

財団法人女性のためのアジア平和国民基金理事長・元内閣総理大臣

村山 富市

添付書類

アジア女性基金国際シンポジウム FINAL

概要（案）

【開催時期】

2006 年 11 月 19 日（日）午前午後

第一部：約 1 時間半（開始時刻は調整中）

第二部：約 2 時間半

【会場】

JICA（特別行政法人国際協力機構）国際会議場を予定

東京都新宿区市谷本村町 10-5 同時通訳つき、約 300 名収容

入場料無料

【パネリスト】 敬称略

主催者挨拶 村山富市（基金理事長、元内閣総理大臣）

第一部：活動報告とかかわった人々の思い

- ・ 活動報告 和田春樹（基金専務理事・事務局長、東京大学名誉教授）
- ・ それぞれの思いを語る
基金呼びかけ人、評議員、理事、運営審議会委員らから

第二部：未来への提言 ※全 5 名を予定

- ・ 新浪剛史（日本・株式会社ローソン社長）
- ・ 高樹のぶ子（日本・作家、九州大学アジア総合政策センター特認教授）
- ・ 朴裕河（韓国・世宗大学教授）
- ・ 莫邦富（中国・作家、ジャーナリスト）

閉会挨拶 大鷹淑子（基金副理事長、元参議院議員）

● 謝礼について

アジア女性基金は外務省の補助金により運営されている公益法人であり、すべての支出は規定に基づき執行されております。当シンポジウムにご出席いただき、基金関係者以外の方に対しては、謝礼として 40,000 円をお支払させていただきます。薄謝で心苦しく存じますが、ご理解いただければ幸いです。

財団法人女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金） <http://www.awf.or.jp>

102-0074 東京都千代田区九段南 2-7-6 電話：03-3514-4071 Fax：03-3514-4072

担当：和田春樹（専務理事・事務局長）、岡檀（業務部長） moka@awf.or.jp

平和の島

チェジュ (Jeju 韓国・済州) で 日韓学生が語る

新世代が展望する
韓日関係——歴史と未来《:主題》

"Let's join for studying the past, knowing the
present and bridging towards the future"

2006.8. X . 済州市内ホール

・予定：済州市内で「フォーラム」、日本から学生13人、韓国から15人参加。
ソウル西江大学校でフォーラム参加者再会の集い・ワークショップほか
企画・指導：李元雄教授、横田洋三教授



主催 日韓学生のフォーラム2006実行委員会 後援 アジア女性基金・外務省

出張報告（韓国・往来事業）

1 出張先、目的

韓国

- 1) 「慰安婦」被害者、支援者から現状と希望、訴えを聞く
- 2) 「慰安婦」被害者の巡回、援助をしてくれる関係者に委嘱
- 3) 兼：日韓学生のフォーラム 2006 に関し、韓国の指導教授と計画の打ち合わせ
- 4) 韓国の最近の事情把握

2 出張者

原田、柴田

臼杵敬子氏（7人代理人、案内・インタビュー通訳等委嘱）

3 期間・日程

2006年18日～22日

柴田は18日～20日

面談日程

- 18日 羽田午後便、臼杵氏、原田・柴田 チェックイン
19時、李元雄教授打ち合わせ、原田・柴田 ソウル市内
- 19日 「慰安婦」被害者、ソウル駅で迎え、ソウル市内旅館に移動
被害者6人、支援者教師・牧師2人、支援者1人 会合
支援関係者1人は富川市・被害者1人（呂氏）の住居訪問、旅館合流
——教会関係支援者2人、他の支援者1人帰宅、支援関係者泊
- 20日 柴田帰国
10時ソウル—（鉄道）烏致院（忠清北道清州市）—被害者1人・面談
—大田—（昼食）午後（鉄道）東大邱（大邱市）—忠清南道陝川郡・ の
被害者1人面談（ 氏・ ）午後8時—
東大邱—（鉄道）ソウル—0時過ぎ旅館・ホテル
——ハルモニ、支援関係者1人、臼杵氏、原田 （支援者帰宅）
- 21日 被害者1人、臼杵氏とケア態勢など協議
- 22日 午後、原田帰国

4 面談

被害者6人（うち1人は初面談）、地方2人（うち1人初面談）

被害者1人（支援関係者が訪問）

支援者3人（教会関係2人、ほか1人）

学生フォーラム関係1人

面談内容（詳細は別紙）

▽ アフターケアについての希望——日常のケア、生活・療養施設の要望

▽ 地方に転居した「7人」の1人の状態——親族同居

▽ 支援者たちの希望、意見——ケアの継続、集合施設の要望

ASIAN WOMEN'S FUND

2-7-6 Kudan Minami Chiyoda-ku Tokyo 102-0074 Japan

Tel: 813-3514-4071 Fax: 813-3514-4072 e-mail: wada@awf.or.jp

June 22, 2006

Mr. M. DARMAWI, Ketua,
PENGURUS Ex. Yugun Ianfu Provinsi Sulawesi Selatan

Drs. H. MUH. SALEH RADJAB, MM,
An. GUBERNUR SULAWESI SELATAN,
KEPALA, BADAN KESATUAN BANGSA

Dear. Sir/Madam,

First of all, I would like to pay my respect to your sincere consideration of "Comfort Women" Issue. I received your letters, dated on 22 May 2006 from Drs. H. MUH. SALEH RADJAB, MM, and on 24 May 2006 from Mr. M. DARMAWI.

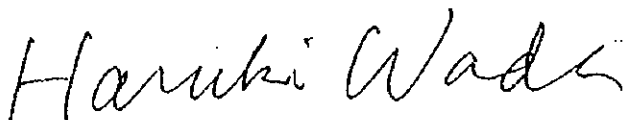
The scheme of the atonement project of the Asian Women's Fund (AWF) in Indonesia was decided after the negotiation between the governments of Indonesia and Japan. Accordingly, you mentioned in your letter, the project "the promotion of social welfare for elderly people" has been implemented under the MOU between the Ministry of Social Affairs in Indonesia and the AWF. It will be completed by the end of this year and after that, the AWF will disband by March 2007. What you requested to the AWF is beyond the MOU, and that the AWF is not supposed to consult with you directly on this issue. So it is advisable for you to suggest that you discuss with your Government to convey your requests to the Japanese government.

I do hope that the following 2 facilities by our project are beneficial to the victims. The supposed victims have priority to live at these facilities.

PSTW Mappala Sunggu Jl. Jend Sudirman Kecamatan Baju Kiki Kodya Pare-paré
PSTW Gau Mabaji Goa, Jurusan Malino Km. 26 Kp. Samaya, Desa Ronmangloe, Goa

Finally, I wish our project would contribute to peace for the victims who underwent immeasurable and painful experiences and suffered incurable physical and psychological wounds as "Comfort Women" in Indonesia.

Sincerely yours,



Haruki WADA
Executive Director,
The Asian Women's Fund

CC:

Dr. Makmur Sunusi, Director General Social, Rehabilitation and Services, Ministry of Social Affairs

Drs. Moeryanta HS, Directorate for the Development of Social Services for Elderly, Ministry of Social Affairs

Ministry of Foreign Affairs in Japan



元従軍慰安婦基金
南スラウェシ州



Jl. Tamarate I ブロック 16、72 番
電話・ファクス：0411-865151 マカサール

2006 年 5 月 24 日

問合せ番号：62/PYI-SS/V/2006

添付：4 ページ

件名：元従軍慰安婦のための補償金

アジア女性基金理事長様
東京、日本

関係者各位：

南スラウェシ州の元従軍慰安婦に対する補償金を、アジア女性基金の仲介で日本政府に提案しようとする私共の試みに関し、私共では、南スラウェシ州政府に審議を要請しました。この提案に対し州政府は、添付の「支持の手紙」の記述通り、積極的に強い支持を示しました。

これを受け、南スラウェシ州の従軍慰安婦を代表し、以下を期待しております：

1. アジア女性基金から要請があった必要なデータはすべて完成させ、南スラウェシ州政府からの説明の手紙、そして補償金支払のための法的根拠を入手しましたことを考慮し、私共は、補償金支払ができるだけ早く行われることを期待します。
2. 私共は、老人のための社会福祉サービスに関し 1997 年 3 月 25 日付でインドネシア共和国社会省とアジア女性基金の間に締結された覚書に異議はありません。私共にとって重要なのは、元従軍慰安婦各人への補償金の直接支払いです。
3. 支払は元従軍慰安婦各人に対し、州政府により正式に認められた元従軍慰安婦基金の仲介で行われるべきです。

ご配慮に深く感謝します。

元従軍慰安婦基金
南スラウェシ州

M. ダーマウイ
会長

CC:

1. 南スラウェシ州政府
2. 保管用

南スラウェシ州政府
バダン・ケサチュアン・パングサ
ジャラン・ジェンダラル・ウリツプ・スモハルジョ・ノモール 269
電話 (0411) 444884-453046
マカサール 90231

2006年5月22日、マカサール

参考：補償金の支払に対する支持

アジア女性基金理事長様

(東京都千代田区九段南 2-7-6
総合九段南ビル 4階

勸告を要請する南スラウェシ元従軍慰安婦基金からの手紙（2006年3月6日付、59/PYI-SS/II/2006 番）に応え、私共は、アジア女性基金を通し日本政府が南スラウェシの1696名の元従軍慰安婦に対し補償金を支払うことを強く支持し、ここに添えるものです。

南スラウェシ州知事代理
バダン・ケサチュアン・パングサ会長

DRS. H. マー・サラー・ラジャ・MM
雇用ランク：ペンビーナ・ウタマ・マジヤ
雇用登録番号：010 088 575

CC: 元従軍慰安婦基金会長

南スラウェシ州政府
バダン・ケサチュアン・バングサ
ジャラン・ジェンダラル・ウリツ・スモハルジョ・ノモール 269
電話 (0411) 444884-453046
マカサール 90231

説明の手紙
番号: 220/216-I/BKB.SS

私儀、署名者ダン・ケサチュアン・バングサ南スラウェシ州会長は、次の宣言をここに添える：

南スラウェシ州元従軍慰安婦基金から南スラウェシ州知事への手紙（番号：58/PY-SS/II/2006、2006年2月8日付）に応え、州知事はバダン・ケサチュアン・バングサの会長を、元従軍慰安婦基金との会合の際の州政府側代表に任命した。その際、元従軍慰安婦基金は、アジア女性基金を通して日本政府より元従軍慰安婦に支払われることが提案されていた補償金に関し、制度上の活動のすべてを提示した。

元従軍慰安婦基金の法的存在は、スラト・カテランガン・テルダフタール（登録書状）195番に述べられている通り、州政府により正式に認められている。

この説明の手紙は、関係者各位宛に作成された。

2006年3月17日、マカサール

団体間リレーション部、バダン・ケサチュアン・バングサ南スラウェシ長代理

DRS. H. ハサヌディン・ムンデ
雇用ランク：ペンビーナ
雇用登録番号：010 074 906

中国人「慰安婦」訴訟弁護団弁護士らとの面談

アジア女性基金事務局

日時・場所: 2006年5月29日(月)16:00-16:50 アジア女性基金事務局

出席者: 大森典子弁護士、川上詩朗弁護士

和田春樹アジア女性基金専務理事・事務局長、峯岸良夫総務部長、岡田業務部長

5月26日(金)、中国「慰安婦」弁護団・大森典子弁護士より、ファックスにて面談の申し入れがあった。29日に基金事務局へ川上弁護士を伴い来訪。話し合われた内容は概ね以下のとおり。

【大森弁護士・川上弁護士】

- 1995年から中国人元「慰安婦」の裁判で原告代理人を務めてきた。1995年8月に第一次提訴原告4名、1996年2月に第二次提訴2名、ほとんどが山西省の出身で年齢は79歳～86歳。(※訴状等資料を後送すること)
- 裁判の状況はきわめて厳しく、第一次第二次とも高裁で棄却された。日華条約による請求権の消滅、除斥期間の超過、国家無答責という判決だった。被害事実(日本軍の拠点だった地域の周囲の村から、これら女性たちが銃剣等をもって集められ、慰安所に類する場所に約2週間から5ヶ月の間監禁された)は認定された。
- 2005年4月、同年9月、最高裁へ上告理由書を送った。通常、上告から一年以内に最高裁の判決が出されることとなっているが、高裁の判決が覆される見込みはほとんど無い。
- 自分たちは、国家補償を求めて運動している市民団体とは少し立場が異なり、元「慰安婦」の人たち自身にとって最もよい実質的な解決策は何であるかを、つねに模索してきた。河野談話をふまえ、政府がつくったアジア女性基金、このような組織は他に類が無く歴史的意味は大きい。基金に力を貸してもらいたいと望むにいった。
- 中国の元「慰安婦」に対し、基金の償い事業を実施することは検討されたのだろうか。検討されたのだとしたら、その結果、なぜ実施されなかったのか。95年当時にくらべ、中国政府の態度も随分変わった。この変化をふまえ、基金として再考してもらうわけにいかないだろうか。
- ことを急いでいるのには次のような理由がある。弁護団は5月31日(水)に裁判所を訪れ、裁判官による和解勧告の内容を提案する予定でいる。今回は、高齢の原告にとっての実質的解決策を早急に出してもらうことを目的とし、和解勧告の中にアジア女性基金を通しての支援を入れてもらいたいと、要請するつもりでいる。この話が裁判官まで通れば、基金側にも打診がくる可能性があり、そのときには基金として是非前向きに検討してもらいたい。裁判官の結論は、来月にも出されることとなるだろう。
- 基金の償い事業の対象となっていない国々が他にも存在することは承知しているが、少なくとも、訴訟を起こしている国の被害者については考慮してもらえないか。自分たちが現在かかわっている6名の原告に対し、アジア女性基金を通じた支援をなんとか実現してもらいたいと望んでいる。国際的にも歴史的にも注目されている裁判である。最高裁という司法の最高機関が出した権威あ

る和解勧告として、周囲の人々の理解もとりつけていけると考えている。

- 中国国内で事業を実施する場合のオペレーションであるが、オランダで実施された基金事業とPICNのかかわり方のように、中国においては全国を網羅する「律師協会(弁護士会)」がその役割を担う潜在的可能性があると考え、日本側弁護士が先方との話し合いを進めているところである。

【和田専務理事・事務局長】

- 基金事業の性質、各国・地域における具体的方法の違い等について
 - 事業ケース(1):フィリピン、韓国、台湾という、3 カ国/地域での事業のケースである。開始から5年で終了すると決めて着手した。概ね5年を終了時点で終了し、それら以外に事業を実施する対象国は無かった。3 カ国/地域での事業が終了する段階で国民からの募金による償い金(一人あたり 200 万円)の原資が不足したため、基本財産から取り崩すこともした。その時点で募金による償い金支給事業は終了した。
 - 事業ケース(2):オランダにおける事業のケースである。国民からの募金による償い金支給はなく、日本政府の資金による医療福祉支援事業のみが実施された。1998 年開始、2001 年に終了した。
 - 事業ケース(3):インドネシアにおける事業のケースである。日本政府資金により高齢者福祉施設を建設した。この事業は 2007 年 3 月で終了することとなっている。これも償い事業の一環として行っている。
- 現在の活動について
 - 現在は主に、基金が所有する基本財産をどのように処分するか、また、これまでの活動の検証を行うなど、整理の段階に入っている。
- 「慰安婦」の認定について
 - 認定はきわめてデリケートな問題であり、基金は自ら認定を行わないことを決めて事業を開始した。
 - フィリピンのケース:基金が募集し、基金に対し申請書類が送られた。それらをフィリピン政府司法省が認定し、認定された方に対して基金から償い金を支給した。医療福祉支援事業は、フィリピン政府社会福祉開発省を通じて実施された。
 - 韓国・台湾のケース:政府/当局や市民団体は、基金に対し否定的な立場をとっていた。しかし、韓国では韓国政府が、台湾では当局から委託された台北婦女救援福祉事業基金が、認定作業を行っていた。韓国では認定された元「慰安婦」の方は認定番号を受け取り、韓国政府からの生活支援金を受け取っていたため、基金としては認定されている方から申請があれば、その人に対し事業を実施した。台湾でも同様に、当局から生活支援金を受け取っている方を対象とした。
 - オランダのケース:対日道義的債務基金という日本政府に対し訴訟を起こしていた団体が、日本大使館と協議して基金事業を実現させた。対日道義的債務基金メンバーから成る

「オランダ事業実施委員会(PICN)」を発足させ、募集の広告と元「慰安婦」の認定を行った。同委員会はそれらの方々がどのようなサービスを望んでいるかの聞き取りを行ない、日本政府の資金による医療福祉支援事業金が支給された。オランダ政府は、賠償請求権問題は解決済みであるとの立場をとっていたため、関与することはなかった。総理のお詫びの手紙はオランダ首相宛てに出され、その後、基金事業を受け取った元「慰安婦」ひとりひとりに、その写しを送られた。

- 中国における「慰安婦」問題について

- 中国はある意味、「慰安婦」問題の原点であり、基金としては中国も含めて事業を実施したいと考えていた。1995年頃に日本政府も中国政府と交渉した結果、詳細は承知していないが、事業実施の合意にいたらなかったと聞いている。このことは大変残念に思っている。基金解散時には、中国、北朝鮮、マレーシア、ミクロネシアなど被害者が存在したとわかっている国々に対してなぜ事業が実施されなかったか、国民に対しなんらかの説明を行う責任があると考えている。

- 大森弁護士らの申し入れに対して

- 本日うかがったことを、基金は内部にも外務省にも報告する。裁判所を通じて、あるいは直接であれ、正式な検討の要請があれば、基金として真剣に検討することは当然である。しかし、外国における基金事業はすべて、当事国政府同士の話し合いをふまえた外務省の判断が前提であり、内閣府と外務省の了解と協力なくして基金事業は進められない。外務省の判断をも聞かねばならず、発足当時とは違う現在の基金体制のことなど、難しい問題は存在する。

※ 大森弁護士、川上弁護士には、アジア女性基金パンフレット、冊子「慰安婦問題とアジア女性基金」、基金ニュース 24,25,26,27 号をお渡しした。

以上

平成17年(オ)第985号

平成17年(受)第1127号

上告人(上告受理申立人) 李 秀 梅 外3名

被上告人(相手方) 国

平成17年(オ)第1488号

平成17年(受)第1735号

上告人(上告受理申立人) 郭 喜 翠 外5名

被上告人(相手方) 国

上 申 書

2006年5月31日

最高裁判所第一小法廷 御中

上告人ら訴訟代理人

弁護士 大 森 典 子他

上申の趣旨

- 1 被上告人に対し、上記2件の上告人6名(侯巧蓮についてはその相続人であるが以下単に上告人と称する)に関して、財団法人女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)の協力を得ての裁判上の和解協議への参加を検討するように勧めること。
- 2 アジア女性基金が裁判上の和解協議への協力について検討する用意があるか否かを、外務省を介して同基金に打診するように被上告人代理人に伝えること。
- 3 裁判上の和解に関して、内閣官房、外務省、法務省、アジア女性基金、中国政府等との調整が整うまで時間的猶予をいただきたいこと。

上申の理由

- 1 上告人ら代理人は、かねてから本件上告人6名に関する裁判上の和解による解決を求めて、関係方面の意向の打診を行ってきました。その中でアジア女性基金の従前の事業内容の実績、日本政府の1993年以來の対応からみて、①日本政府が「慰安婦」とされた被害者の被害事実を認めること、②その被害者に対して内閣総理大臣の謝罪の手紙を届けるという形で、日本国としての謝罪の意思を表明することは他国の被害者に現に行っており、実現可能であること、③さらに、日本政府の資金がアジア女性基金を通して「医療福祉事業」のためという名目ではあったが、被害者個人に届けられたという実績(オランダ人被害者について)があり、このオランダ方式をもとにした裁判手続にお

ける解決は、アジア女性基金並びに中国側の受け入れ機関となる可能性が高い中華全国律師協会等の協力を得られれば充分実現可能であるという感触をもつに至りました。

2 そこでさらに、アジア女性基金及び中華全国律師協会と協議を行いました。

(1) 5月28日(日)、来日した中華全国律師協会の康健弁護士と協議をしました。

この間、康健弁護士とは中国人「慰安婦」問題の全面的解決とともに、裁判上の和解協議を通じての本件訴訟の解決について協議を行ってきました。したがって、私たちの基本的な考え方については理解を得ております。この度の協議では、想定される和解条項の内容(骨子)、仮に和解がまとまった場合の中国国内での和解内容の実施方法等について協議を行いました。いくつかの点についてはまだ詰めた協議が必要ですが、基本的内容については意見が一致しております。

なお、康健弁護士からは、現在国内で中国人「慰安婦」問題に関するドキュメンタリー番組が放映されるなど、中国国民全体が中国人「慰安婦」問題さらには本件訴訟に注目しているとの説明を受けました。

(2) 5月29日(月)、アジア女性基金を訪問し、裁判上の和解協議による解決について協力を申し入れてきました(詳細は別添「報告書」参照)。

アジア女性基金からは、和田春樹専務理事代行、峰岸良夫総務部長、岡慎業務部長が参加しました。和田春樹専務理事代行からは、アジア女性基金としては、中国人「慰安婦」問題がいわば「慰安婦」問題の原点であること、中国も含めて事業を実施したいと考えていたこと、約10年ほど前に日本政府も中国政府と折衝したが結論に至らなかったと聞いていること、中国人「慰安婦」に対して実施されずに現在に至っていることは大変残念な結果であること、なぜ実施されなかったのかということについては政府側に説明責任があると思うなどの説明を受けました。

また、本件について裁判上の和解協議による解決を考えており、それにあたってはアジア女性基金の協力が不可欠であると考えていることを伝え協力を求めました。それに対して、和田春樹専務理事代行は、基金としては中国への事業が実施されていないことは非常に残念なことであると思うので、裁判所から裁判上の和解協議に関する協力の打診が来るという新しい展開になれば、外務省と協議しつつ理事長、副理事長、理事会で真剣に検討することになるであろうとの説明を受けました。

アジア女性基金としても、裁判上の和解への協力について外務省と協議しつつ組織をあげて真剣に検討するとの積極的な姿勢がうかがわれました。

3 このたびのアジア女性基金との協議において、同基金が裁判上の和解協議による解決について、上記のとおり外務省と協議しつつ理事会等で真剣に検討する用意があることを表明されたのは、裁判上の和解協議による解決を実現するうえで極めて重要なことであると思われます。また、同基金が外務省を含めて検討した結果、裁判上の和解協議による解決に応じる用意があるとの回答がいただけるのであれば、本件について裁判上の和解協議による解決の実現可能性は格段に高まるものであると思われます。

以上の経緯をふまえたうえで、上記上申の趣旨第1項及び第2項のとおり、貴裁判所が、第1に、被上告人に対し、本件訴訟の上告人6名に関して、財団法人女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)の協力を得ての裁判上の和解協議への参加を検討するように勧めること、第2に、アジア女性基金が裁判上の和解協議への協力につい

て検討する用意があるか否かを外務省を介して同基金に打診するように被上告人代理人に対して伝えるよう上申致します。

また、アジア女性基金が外務省と協議しつつ理事会等で検討するには一定の時間が必要となります。また、その間に、本件については内閣官房の協力も必要でありそのための準備にも一定の時間が必要です。さらに、中国側との協議もあります。そのため、上記上申の趣旨第3項に述べたとおり、一定の時間的猶予をいただくことを望んでおります。

- 4 アジア女性基金に対しては、国の責任を曖昧にしたとの批判が国内外から寄せられていることはすでにご存じのとおりです。私たちは、そのような批判を回避しつつ、国の側の「慰安婦」問題解決の基本的スキームの枠をそれほど外れることなく本件上告人6名に関する個別和解を実現するためには、「裁判上の和解による解決」の形式をとること、その解決のために「アジア女性基金が協力すること」が必要であると考えております。アジア女性基金から何らかの前向きな回答を得られるのであれば、それは外務省さらには内閣官房との協議のうえでの結論であることからしても本件事件の個別解決の可能性は格段に高まるものと信じております。その解決の道が築かれつつある状況のもとで、貴裁判所がイニシアティブをとって本件事件の解決に向けて努力していただくことを強く期待しております。

以上の理由から、上記上申の趣旨記載のとおり、上申致します。

以上

報告書

最高裁判所第一小法廷 御中

中国人「慰安婦」訴訟弁護団
団 長 大 森 典 子

当職らは、財団法人女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）を訪問し、本件に関する裁判上の和解について協議をしてきました。そこで、その協議内容について、下記のとおり、ご報告申し上げます。

記

- 1 当職らは、2006年5月29日（月）、財団法人女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）を訪問した。アジア女性基金からは、和田春樹専務理事代行、峰岸良夫総務部長、岡檀業務部長が対応した。
- 2 まず、当職らからこれまでの訴訟の経緯について説明をした。その後、アジア女性基金のこれまでの事業内容と現状について説明をうかがった。それに対して、和田専務理事から、以下のような説明を受けた。

(1) 基金の実施内容と現状について

- ア 第1のケースはフィリピン・韓国・台湾のケースである。最初は5年で終了しようとした。5年を経た時点で3団体（3カ国）については終了した。それ以外に事業を実施する対象国はなかった。3カ国の事業が終了する段階で、国民からの募金による償い金（一人200万円）の原資が不足した。そのため、基本財産から取り崩すこともした。その時点で、募金による償い金事業は終了した。
- イ 第2のケースは、オランダの事業。ここでは国民からの募金はなく、政府からの医療福祉支援事業が実施された。5年もかからないで終了した（1998年から2001年まで）。オランダの事業も現在では終了している。
- ウ 第3のケースはインドネシアの事業。高齢者福祉施設を建設する。この事業は来年3月まで行う。これも償い事業の一環として行っている。
- エ 現在は残った財産をどのように処分するか、これまでの活動の検証などの段階にきている。

(2) 「慰安婦」の認定について

- ア フィリピンの場合は、アジア女性基金が募集し、アジア女性基金に申請書類が送られてくる。それをフィリピン政府（司法省）が認定する。認定された者に対して償い金を支給する。医療福祉支援金は社会福祉開発省を通して支払った。
- イ 韓国や台湾は、アジア女性基金に対して否定的な態度をとっていた。韓国では政府が、台湾では台北市婦女救援福祉事業基金が国内施策の一環として認定作業を行っていた。認定された各「慰安婦」の方は認定番号をもらい、政府から生活支援

金を受け取っていた。アジア女性基金としては、この認定番号を持っている人から申請があれば、その人をアジア女性基金の対象として扱った。

ウ オランダの場合には、対日道義的債務基金（日本に訴訟などを起こした団体）と日本の大使館とが協議をしている中で基金が実現されていった。具体的には、「オランダ事業実施委員会」が設立され、同委員会が広告を出し世界各地から申請者を募った。それを同委員会が認定する。オランダ政府は、賠償請求権問題は解決済であるとの立場をとっていたため、政府として関与しなかった。オランダでは、全額政府の拠出金である医療福祉支援金が支給された。謝罪の手紙はオランダ首相宛に出されたが、被害者個人に対しては首相宛の手紙をコピーをして一人一人に渡すことにした。

(3) 中国に対する対応の経緯について

ア 中国は「慰安婦」問題の原点である。アジア女性基金としては、中国も含めて事業を実施したいと考えていた。日本政府も中国政府と折衝したと聞いている。詳細は承知していないが、いずれも実施するとの結論にまとめることはできなかった。現在に至るまで実施されていない。その結果については、アジア女性基金としては残念な結果であると認識している。なぜ実施されなかったのかと言うことについては政府に説明責任があると考えている。

イ 95年ころから中国とは折衝していた。この問題は、中国政府の態度や現在の日中関係に関わる問題である。対外的折衝は政府（外務省）が行うことになる。外務省との協議が必要である。

3 当職らは、上告人6名について最高裁判所での和解協議による解決をめざしていること、そのためにはアジア女性基金の協力が必要であること、仮に最高裁判所からアジア女性基金による解決への協力を求められた際には協力に応じてもらえる用意はあるかを質問をした。

それに対して、和田春樹専務理事代行は、アジア女性基金としては、中国に対する事業が実現されていないことについて非常に残念なことであると思っている。したがって、最高裁判所から裁判上の和解をするにあたって協力要請が来るといふ新しい展開になれば、外務省と協議をしながら、理事長、副理事長、理事会で真剣に検討されることは間違いないとの回答を得た。

4 最後に、和田春樹専務理事代行からは、本日のことは外務省に報告をする。また、解決のための形式はいろいろとあるのであり、アジア女性基金としても真剣に検討することになるであろうと述べられた。

それに対して、当職らは、本件についてほかの「慰安婦」問題の解決と違うところは、裁判所の場で解決をするということであり、そのことで多くの方の理解を得られるのではないかと考えていると説明し、再度協力をお願いした。

和田春樹専務理事代行からは、原告のプロフィール、訴訟の資料等を参考までに寄せてくれるように依頼があり、協議は終了した。

以上

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
運営審議会等	理事会			特別理事会				理事会			
	運営審議会							運営審議会(合同?)			
	評議員会							評議員会			
事業運営委員会(国連大学)	06/28予算決算委員会	残高金取扱いについて政府との協議		事業運営委員会について事務進行							
基本財産や募金残高の処理について	政府との協議、理事等への説明			基本財産確保取扱いについて理事会承認							
アフターケアの内容や継承団体について	外務省・関係者からの協議、理事等への説明			アフターケアの内容や継承団体等について理事会承認							
物品処理や図書等の移管について	目録の作成、ジャンル分類、寄附先の検討	寄附先候補との打ち合せ		寄附先について理事会承認					書籍等の廃棄、本館元への移送、事務所廃止、回復等		
精算や決算	06/28決算理事会							決算書(仮)作成	清算人任命		
基金ニュース最終号					編集方針の決定	制作	制作	入稿・印刷・発送			
「慰安婦」問題とアジア女性基金改訂版(和文)	加筆修正の開始	挿絵や写真の選択					入稿・印刷	配布			
「慰安婦」問題とアジア女性基金改訂版(英文)				加筆修正部分の英訳			入稿・印刷	配布			
冊子「女性尊厳事業」	制作	制作	入稿・録音					配布			
事業関係者の回顧録	インタビュー済み原稿の修正	被害者証言DVDの編集制作		全インタビュー完了	テープ起こし、原稿修正、本人確認等	被害者証言DVDの編集制作	冊子の入稿・録音				
	保持公開等のルールについて理事等承認	最終年度インタビュー(被害者、当事者関係者)									
ホームページ	更新	更新	更新	更新	刊行物DB索引、索引化の完了	デジタル記念館への移設開始					
デジタル記念館	基本構想の決定	制作	制作	制作	制作	制作・試運転	完成	完成	WARPへ移設準備		
国際シンポジウム2006	全パネリスト・日時・会場決定	準備	準備	案内ちらし発送		1119シンポジウム開催予定			解説記者会、レセプションに於いてアフレコ・録音		
日韓学生フォーラム	準備	準備	10-22フォーラム開催	報告書やDVD等の制作			入稿・発送				
国連人権理事会、人権小委員会	19第1回人権理事会		人権小委員会、国連人権理事会へ提出	第2回人権理事会、国連人権理事会へ提出			第3回人権理事会				
事業実施国相互往来	フィリピン	記録ビデオ、報告書等の取扱い					基金解説とフォローアップ事業について現地関係者へ説明				
	韓国		被害者巡回?				アフターケアについて現地関係者へ説明				
	台湾						アフターケアについて現地関係者へ説明				
	オランダ						基金解説とその後について最終説明				
	インドネシア		現地視察、イタ府との協議		フォローアップ事業案について政府との意見交換		事業終了/基金解説とフォローアップ事業について現地関係者へ説明	フォローアップ事業案内容の確認			
その他、中国など	最高裁判所の判決、内閣府での要約										
債権・事業既存資料整備	保存資料のマイクログラフ化・デジタル化		公開決定資料のマイクログラフ化	保存公開のルールについて理事会承認	マスキング作業				保存資料を外部関係者へ移管		
解散記者会見とレセプション					会場の準備、招待者の選択	招待状の発送	準備	0:25(木) 17:00? 記者会見+レセプション		外務省へ関係承認申請	決算書を外務省へ提出、基金関係者や関係機関の清算手続

出張報告:国連婦人の地位委員会 2006 年 3 月

- 出張先:米国ニューヨーク
- 期間:2006 年 3 月 1 日(水)~7 日(火)
- 出張者:岡檀 アジア女性基金事務局業務部長
- 目的:女性の人権に関する国連での議論について情報収集、各国 NGO との交流など

2 月 27 日から 3 月 10 日まで、ニューヨーク国連本部にて第 50 回国連婦人の地位委員会が開催され、3 月 1 日から 7 日まで、基金事務局より岡が出張した。議題は、

- (1)開発における女性の参画、とくに教育、保健、労働分野における女性の平等
- (2)すべての意思決定過程での男女平等参画

会期 2 週間のうち、大体前半は各国政府代表団のステートメント、後半は各国間で合意文書作成のための協議に充てられた。会期中にはこのほか、「移民女性」問題に関するハイレベルパネルなど、絞りこまれたテーマを集中的に検討する会議も行われた。

政府ステートメントの中で慰安婦問題に言及した国はなかった。ほとんどの国が発言要旨のみを配布する中、韓国は自国の男女共同参画施策に関する冊子(すべて英訳)を 3 種類配布するなど、熱心な取り組みぶりをアピールしていた。北朝鮮は議場に現れることはなかった。日本政府のステートメントは別添(資料 A)のとおり。この問題に取り組む政府の姿勢として、男女共同参画担当大臣のポストが初めて設けられ、猪口邦子氏が任命されたことが特記された。

各国政府代表団や専門家のほか、世界各国の NGO が集結して、会議を傍聴したりさまざまなイベントを開催した。本会合の参加者数は把握できていないが、前年は約 680 団体が参加したとのこと(前年は北京会議+10 年であったため、とくに多数の参加があった)。世界の先進的 NGO の動向を知るといふ点では、毎朝行われる NGO ブリーフィングと、週三回行われるリンケージ・コーカス(「NGO 連帯会議」ほどの意味)がとくに役立った。

政府と NGO の間の、対立ではなく協働するという姿勢は定着して長い。毎朝の NGO ブリーフィングには NGO のみならず政府側の出席も見られた。こうした会議には国連側が議場と付帯設備、同時通訳ブース等を無料提供する一方、同時通訳はそれぞれの言語を母国語とする NGO メンバーらが適宜ボランティアで行うなど、よい連携があった。世界のあらゆる場所から集まり、その場で初めて顔を合わせた NGO が圧倒的に多いにもかかわらず、争点の優先順位をすばやく決め、話し合いに無駄がなく、戦略的、建設的に進行していることに、強い印象を受けた。

同時開催された約 150 の NGO イベントのうち、慰安婦問題を主たるテーマとしてとりあげた団体はほとんどなかった。女性のメンタルヘルスを扱うアメリカの NGO “World Federation for Mental Health”が、台湾 YWCA との共催で慰安婦問題に関するワークショップを行い、ここでは日本政府への強い非難があった。台湾で男子高校生向けの、慰安婦問題に関する教育用 DVD が制作されたことが報告された。また、ニューヨークやワシントンに拠点を置いて連帯している慰安婦問題の NGO “New York Coalition on Comfort Women Issues”が、日本政府にしかるべき責任をとらせ

るべく要求する婦人の地位委員会宛ての書簡を作成していた。

今会期中の NGO の最大の関心事は、先に述べたふたつの議題そのものより、現在進められている国連の機構改革にあり、女性の人権を扱ういくつかの機関が統廃合されるという動きに対し、機能の縮小につながらないかと強い危惧を抱いていた。また、国連の主要ポストにおける女性比率がきわめて低いことも不満の対象である。そこで、国連婦人デーの式典にあわせ、アナン事務総長に宛てて NGO 代表が公開書簡(資料 B)を提出するということとなり、各国 NGO が寄り合っ

て連日その準備にいそしんでいた。

会期中、日本政府代表団は NGO に対するブリーフィングを二度行い、岡はそのうちの一回に出席した。第 50 回会合への政府代表団は、目黒依子代表、内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国連日本政府代表部、NGO 代表(房野桂氏)の計 20 名から構成されている。政府と NGO 双方から、会議やイベントの進捗状況、今後の課題などについて説明があった。

NGO 側からは、国連機構改革に日本政府としても最大限尽力してもらいたい、個別テーマのうち特に「人身売買」問題については日本政府がイニシャチブをとってもらいたい、などの意見が出された。また、婦人の地位委員会の多年度計画に、二年ごとの「review(評価・見直し)」が明記されたことを歓迎する、二年では無理との見方もあるが、review という考え方が盛り込まれた点自体は前進であるとの意見が出された。このほか、政府代表団に法務省が含まれていないことへの不服も述べられた。政府側からは、第 50 回会合の議題に関する合意文書の作成にあたり、NGO 側からもコメントがあれば伝えてきてもらいたいとの発言があり、その後数日の間にいくつかの団体が意見書を提出したと聞いている。

会期の最後に、合意結論(資料 C)が採択された。



【その他】

1998 年にニューヨーク在住の韓国人元「慰安婦」に償い事業を実施した際、その代理人であったジョン・キム弁護士と、8 年ぶりに再会した。元慰安婦の女性は加齢による体調不良に悩まされながらも、地域のヘルパーの助けを足りながら一人暮らしを続けている。基金関係者が日本から来ると聞いて是非会いたいと思ったが、体調が悪くて外出できず(その直後に入院)、大変残念である、との伝言が寄せられた。キム弁護士は国家補償を求める運動を続けてはいるが、日本での議員立法実現の可能性がきわめて低いことを承知しており、また、米国内での集団訴訟も最高裁で却下となった今、展望が開けないことを自ら認めていた。しかし歴史教育の推進だけはあきらめる気持ちはなく、アジア女性基金も解散まで、教科書問題に全力を尽くしてもらいたいと言われた。

■別添資料(D):国連機構改革後の「人権理事会」について

(A)

Carmen Moreno 国際女性調査訓練研修所長のステートメント(3月1日)

全体的な国連改革の状況の中で、委員会は、国連のジェンダー構成が、ジェンダー平等と女性のエンパワメント達成の必要に従って強化される必要を保障する重要な責任を有する。ジェンダー問題に対する国連の取り組みは、強力で確かで、世界の女性のニーズと優先事項に沿ったものである必要がある。

意思決定における女性の割合と女性の問題とジェンダーを政治アジェンダの中に位置付けることが INSTRAW の関心事である。ある国々がどうして他の国々よりも政治を「ジェンダー化」することに成功しているのかを調べるために、INSTRAW は、ドミニカ共和国、ルーマニア、南アフリカの3カ国で3つの事例研究を行った。さらに INSTRAW は、スペイン国際協力機関とメキシコの INMUJERES より資金提供を受けて、地方レベルで、ガヴァナンス・政治参画・ジェンダーに関する3カ年プロジェクトを始めたところである。そのプロジェクトは、企画と管理への女性の参画と女性の権利、ジェンダー平等と政治参画、地方レベルでのリーダーシップを推進する。これは、先ず初めに、中央アメリカ、メキシコ、アンデス地域で実施されることになっている。その目的の中には、女性官僚の問題、重要な利害関係者及び一般の人々の中での女性の政治参画に対する意識啓発がある。

Pawadee Tonguthai APWW 代表のステートメント(3月1日)

アジア太平洋地域の女性を代表して発言するが、この地域は世界の女性の60%を占めており、世界で最も多様な女性を代表している。

過去50年で、この地域の女性が保健と教育において達成したことは記録されている。しかし、戦争、人々の強制移動、難民の移動、貧困の女性化、あらゆる形態の女性に対する暴力、グローバリゼーションを通して、国連の重点に重要な変化もあり、貧しい人々の権利を認める開発から人道危機援助へと重点が移る結果となった。

国連は、女性が開発プロセスに関わり、完全に参画する必要性を認めた。従って、国連は、透明で説明責任があり、民主的なプロセスを通して、意思決定への女性と男性の平等な参画を反映しなければならない。

現在の国連改革プロセスでは、意思決定の役割に女性の割合の少なさが目立つ。国連システムが、女性と男性の平等な参画において加盟国のロール・モデルとなることを要請する。

国連プログラムとプロセスの効果は、機関、ドナー、パートナー、受益者そしてとりわけ女性の声を含めることのような多様な視点と経験があって初めて高められる。

女性たちは、NGOの参画を通して、国連機関とプログラム内の改革プロセスにその経験を持ち込むことができるスペースを必要としている。

わたしたち、アジア太平洋地域の女性は、国連改革に関する女性のタスク・フォースを設立することを求める。

国連改革プロセスが、全ての高レベルの意思決定への女性と男性の平等な参画を反映することが極めて重要である。そうすれば、国連の構造・プロセス・メカニズムのジェンダー構成を強化し、「女子差別撤廃条約」、安全保障理事会決議1325に対する誓約を強化し、「北京行動綱領」を越えてわたしたちを前進させ、世界の多くの女性のために真の革新をもたらすこと

になる。

日根依子日本政府代表のステートメント(3月1日)

「北京+10」の高官会議にあたり、わたしたちは、「北京宣言と行動綱領」及び第23回特別総会成果を再確認し、これら文書の実施に向けた更なる手段を取ることを誓約した。

ジェンダー平等を奨励することは、小泉純一郎首相が行っている構造改革の不可欠の部分である。これに関して、昨年10月に、小泉首相は、猪口邦子教授を男女共同参画と社会問題担当副大臣に任命したが、これは、これら問題を専門に扱う初めての閣僚のポストである。

2006年9月の総選挙の結果、今や衆議院には前例がないほどの数の女性がいる(43人)。これは26%の増加である。社会への女性の参画は増えており、より多くの女性が意思決定過程に関わっているが、全体的な割合はまだ十分とは言えない。従って、積極的にジェンダー平等を推進し、男性と女性双方が自己実現を達成する能力を十分に発揮できる公正な社会を醸成するために改革を続行する。

日本が取った特別措置の1つは、「北京+10」高官会議の成果を考慮に入れた「男女共同参画基本計画」の改定である。新しい第2次計画は、女性科学者の数値目標をさらに設定したり、その研究活動の支援措置を強化したりするのみならず、あらゆる分野の管理職の女性の割合の数値目標を設けたり、その目標達成のための臨時の特別措置を適用したりするような包括的措置をカヴァーし、2010年度末までに実施されることになっている。

このステートメントで、今回の委員会の2つのテーマに関して、日本が達成したことと直面している課題について述べたい。先ず、第1のテーマ「開発への女性の参画の強化」である。

2006年世界サミットで、指導者たちは、ミレニアム開発目標の達成に向けて、「北京宣言と行動綱領」及び第23回特別総会成果の完全かつ効果的実施の重要性を再確認した。特に、国際社会は、世界の全ての国々が直面している共通の課題が、特に教育・保健・労働の分野でのジェンダー平等と女性の地位の向上の達成のための機能的環境を確保する方法を見出すことに合意した。これは確かに横断的課題である。

教育の分野では、日本は、一旦家庭を築くために職場から引退した後で第2のキャリアを始めたいと思っている女性及びキャリアと家庭責任をバランスさせようとしている女性のための支援の提供を含め、女性の生涯学習とキャリア訓練の機会を増やす措置を取っている。特別な目標は、科学技術の分野への女性の参画の強化である。さらに、他国に比して日本で研究活動に従事する女性の割合が際立って低いこと(僅か11.9%)を考慮して、政府は、初めて、科学技術政策審議会と密接に協力する男女共同参画副大臣のイニシアティブの下で、第2次計画及びその他で、自然科学の分野に25%の女性という数値目標を設定した。

保健の分野では、女性が生涯を通して健康であることを保障するために、妊娠から出産の全期間を通して継続する母子保健医療サービスと保健教育とカウンセリングを提供する措置を取っている。ウイルスにどのように対処するかに関する情報の普及のみならず、医療、検査、相談サービスの保障を含めたHIV/AIDSに対処するための包括的措置も取っている。

労働の分野では、日本は、争議を解決するための支援を提供し、民間の会社が雇用機会均等のためのポジティブ・アクションを取るのを助ける行政指導と方法を開発した。さらに、仕事と家庭責任のバランスを支援する計画を推進し、農業に従事す

る農村女性が、その経済的地位を高めることができるように、管理技術を高めることを助ける情報サービスと訓練プログラムを提供している。

日本は、開発への女性の参画を増すための国際的・国内的措置を実施した。この目的で、前年の CSW で、「ジェンダーと開発イニシアティブ」を発表し、これを通して、日本の ODA 実施のあらゆる段階にジェンダーの視点を統合し、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを達成しようと努力している開発途上国への ODA 支援を強化しようとしている。政策策定過程では、雇用機会均等のみならず、教育と保健の領域における基本的社会サービスへのアクセスに対する女性のニーズを考慮に入れている。

教育・保健・労働の分野の良好な環境を確保しようとする努力には数多くの課題があるが、日本は、さらに現在の政策を実施する誓約を新たにしている。

第 2 のテーマ、「あらゆるレベルの意思決定への女性と男性の平等な参画」に話を移す。男女共同参画社会実現のためには、平等な参画を確保し、全ての人々の考えが反映される適切な機会が与えられる民主的制度を維持することが極めて重要である。

日本では、1975 年の第 1 回世界女性会議の時点では、国の審議会等の女性の割合は、僅か 2.4% であった。「できるだけ早く、しかし遅くとも 2005 年末までに 30% の目標」を達成するための措置を推進した結果、この数字は現在 30.9% にまで増え、予定よりも半年早くその達成に成功した。

しかし、日本における女性の意思決定過程への参画の程度は、未だに大変に低い。国内と地方、公的・民間のいずれのレベルにおいても全体的にはほとんど改善がない。社会経済的条件の下で起こる変化に対応して、日常生活に触れる全ての領域で、女性の参画を高めることが極めて重要である。

これら障害を認識して、改正「男女共同参画基本計画」は、環境、災害防止と回復の分野への女性の更なる参画が必要であると明確に規定している。さらに、「計画」は、2020 年までに、社会のあらゆる分野の指導的地位に女性が占める割合を 30% とすることを明確にしている。日本は、「男女共同参画社会基本法」に定義されている「臨時の特別措置」を推進するためのイニシアティブを行い、地方自治体と民間企業が、意思決定への更なる女性の参画を奨励する適切な措置を取る際に、これを支援する。

日本は、国の内外で女性の地位とジェンダー平等の双方を高める政策を推進・実施し、NGO を含めた国際団体及び市民社会と密接に協力してこれを行う。日本は、国境を越えたパートナーシップの確立も重要であると考えている。この関連で、ジェンダー平等に関する政策に関する意見を交換するために、特にアジア近隣諸国の国内本部機構と協力して、男女共同参画国務大臣猪口邦子教授を主催者として、今年、東京で、閣僚レベルの会議を開催することを提案したい。

Rachel N. Mayanja ジェンダー問題・女性の地位向上に関する事務総長特別顧問のステートメント(3月3日)

国連における女性の地位改善に関する 2004 年の決議 59/164 について報告する。スタッフ配置のジェンダー同数を達成するようにとの要請が数多くあった。「北京行動綱領」は、2000 年までに全体のジェンダー平等を達成するよう国連に要請している。

専門レベルでの事務局の女性の割合は、約 37.2% である。20 名またはそれ以上の専門スタッフを有する 31 の部局の中で、5 つだけがジェンダー・バランスの目標を超えるかまたは達成している。教訓は明らかである。特に D-1 レベル以上の現在の割合を維持するには、もっと一致した注意が必要とされる。2004 年 12 月現在、専門職カテゴリーにおける女性スタッフは約 37% で、これは前年度と同じである。ジェンダー・バランスは、国連人口基金を含む 2 つの団体で達成された。正義を求める強力なシステムが鍵である。差別とセクハラが、不平等に女性に影響を与え、この点でいくつかの政策が公表された。

事務局と国連システム全体におけるジェンダー平等に向かう進歩は、速度が落ち、逆行の印さえ見せ始めている。この傾向には、メカニズムの強化と新しい政策の実施が必要である。事務局がその目標を達成するのを助けるために、有資格の女性を推薦するよう委員会に訴える。

Kofi Annan 事務総長のステートメント~国際女性の日にあたって(3月8日)

世界中の女性と男性のためのこの特別な日に、皆隣と共にあることを嬉しく思う。ここに来てくださったことを皆隣に感謝し、わたしたちが今日という日を祝うのを助けるためにここにきてくださった素晴らしいベネリストの皆隣に暖かい歓迎の気持ちをお伝えしたい。

今年の国際女性の日のテーマは、意思決定における女性の役割であり、これは、世界中の女性の地位向上の中心であり、人類全体の進歩にとっても中心となるテーマである。

「北京宣言」が述べているように、「女性のエンパワーメントと意思決定過程への参画と権力へのアクセスを含め、社会のあらゆる領域への平等な完全参画は、平等・開発・平和の達成の基本である。」

「北京宣言」から 10 年以上を経て、世界の意思決定において、世界人口の半分以上が正当な地位を占めることを保障するには、まだ先は遠い。

しかし、国際社会は、平和と安全保障のみならず、経済・社会開発においても、21 世紀に人類が直面している課題の全てに、女性も男性と同様に影響を受けているのだという基本原則をやっと理解し始めている。女性が男性以上に影響を受けることもしばしばある。従って、女性が平等な力と平等な数で、あらゆる領域の意思決定に関わることが正しく、また、実際に必要でもある。

世界は、女性と女兒のエンパワーメントより効果的な進歩のための政策はないことも把握し始めている。いくつかの研究が、他のいかなる政策も、経済的生産性を上げ、乳幼児・妊産婦死亡率を減少させることはないことをわたしたちに教えている。他のいかなる政策も、HIV/エイズの予防を含め、確実に栄養を改善し、保健を推進することはない。他のいかなる政策も、次世代のための教育の機会を増やすことに力を発揮することはない。いかなる政策も、女性と女兒のエンパワーメント政策ほど紛争を防止し、紛争が終わった後で和解を達成する際に重要な政策はないと私は敢えて言いたい。

世界の指導者は、2005 年世界サミットでそういった原則に対して声を上げた。「成果文書」に宣言されているように、「女性の進歩は、万人の進歩」なのである。

祝うべき業績は確かにある。今年 1 月に、国の議会の女性の割合は、新しい世界記録に達した。そして、最近の政府の最高

**An Open Letter on Women & UN Reform to the Secretary General and Member States
from NGOs present at the 50th Session of the Commission on the Status of Women**

For more than six decades, women's groups and others from around the world have been strong supporters of the United Nations. We have actively shaped the UN's work on peace, human rights, development, security and environmental issues, and, of course, on gender equality. The UN is at a critical juncture. In the 2005 World Summit, women's organizations successfully advocated for greater commitments on gender equality and expected to see these commitments implemented in the UN reform follow-up.

We are disappointed and frankly outraged that gender equality and strengthening the women's machineries within the UN system are barely noted, and are not addressed as a central part of the reform agenda. Again, we must ask how it can be that more than ten years after the commitment to gender parity at the Beijing Conference, the UN is still offering only token representation of women on critical committees, high level expert panels and in senior positions within the organization.

Women welcomed Paragraph 59 in the 2005 World Summit Outcome Document, in which governments undertook to "strengthen the capabilities of the United Nations system in the area of gender." This commitment made by world leaders will not be met unless gender equality issues and women's machineries are an integral part of the UN reform process. Yet, mechanisms and processes dealing with UN reform have failed to display a consistent and visible commitment to gender equality and women's empowerment. For example, the new High-Level Panel on UN system-wide coherence in areas of development, humanitarian assistance and the environment has only 3 women out of 15 members. We urge that additional women be added to the panel and that gender equality issues be explicitly considered under each theme. Furthermore, the panel should be mandated to hold consultations with civil society groups, especially those working on women's rights, in order to ensure consideration of the impact on women of any proposed reforms.

Women's groups call for serious consideration to be given to the implications of the current reforms on the women's equality agenda. We reiterate the call made at Beijing +10 and the 2005 World Summit for the Secretary General and Member States to significantly strengthen, upgrade and better resource the systems and mechanisms, including the UN women's machineries, through which gender equality can be advanced at the international and country level. This could be a lasting legacy.

In addition, we are deeply concerned that the position of women in high-level UN posts has stagnated. The list of candidates for the position of the executive director of UNEP contains no women at all. This is unacceptable. At the very least, the UN should set an example of gender balance in all high-level decision making positions.

The pattern of publicly adopted commitments and statements followed by lack of implementation sets a disheartening precedent which retards the work and reputation of the United Nations and impedes the urgently-needed progress of gender equality worldwide. We urge you to take the opportunity in your address to the CSW on International Women's Day to announce concrete proposals for advancing gender equality and strengthening gender machineries in the context of UN reform. In addition, we urge Member States to explicitly address gender equality concerns in all aspects of UN reform.

March 6, 2006

(C)

第50回 CSW 採択文書

加野 桂 仮訳

合意結論

開発への女性の参画の強化: 特に教育・保健・労働の分野を考慮に入れたジェンダー平等と女性のエンパワーメント達成のための機能的環境

E/CN.6/2006/L.10
2006年3月16日採択

1. 婦人の地位委員会は、「北京宣言と行動綱領」¹、「女性2000年: 21世紀に向けたジェンダー平等・開発・平和」と題する第23回特別総会の成果文書²、「国連ミレニアム宣言」³、第4回世界女性会議10周年にあたり婦人の地位委員会により採択された「宣言」⁴、2005年世界サミット成果⁵、並びに全ての関連総会決議及び国連会議の成果を再確認し、女性のエンパワーメントと意思決定過程への参画を含めた社会のあらゆる領域での平等に基づいた完全参画と権力へのアクセスが、平等・開発・平和の達成の基本であることを繰り返し述べる。開発過程における行為者として、また受益者としての女性の完全統合と完全参画を確保する必要性と、特に全ての人権と基本的自由を推進・保護し、全ての政策と計画にジェンダーの視点を主流化し、女性の完全参画とエンパワーメント及び国際協力強化の推進を通して、国内的・国際的な機能的環境を強化・保護するという誓約を強調する。

2. 委員会は、「北京宣言と行動綱領」の完全かつ効果の実施が、「ミレニアム宣言」に含まれている目標を含めた国際的に合意された開発目標達成への極めて重要な貢献であり、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進が、持続可能な開発、経済成長の維持の達成、貧困と飢餓の根絶、病気との闘いにおいて基本的な重要性を持つものであり、女性と女兒の開発に投資することは、特に農業、産業及びサービスの重要な領域の全ての経済セクターで、特に生産性、効率、経済成長の維持に乗数効果を与えることを再確認する。

3. 委員会は、「女子差別撤廃条約」が、一国の完全かつ完璧な開発、世界の福祉と平和の大義には、あらゆる分野への男性と等しい女性の最大限の参画が必要であることを強調していることを想起する。

4. 委員会は、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力が、その人権の享受を侵害し、ミレニアム開発目標を含め、国際的に合意された開発目標の達成を含む開発におけるその参画と活動を制限し、その能力を活用する女性と女兒の力に対する主たる障害となることを認める。

5. 委員会は、あらゆるレベルでの機能的環境の確成が、開発過程への女性の参画を高め、そこから利益を受けるために必要であることを認める。機能的環境確成に対する課題には、特に以下が含まれる:

(a) 開発政策とジェンダー平等政策・戦略との間の首尾一貫性と調整の不十分さ。

(b) ジェンダー平等政策と戦略実施のための時間制約のある目標の不十分さ。

(c) 意思決定における女性の割合の少なさ。

(d) 女性による全ての人権の完全享受の推進と保護の不十分さ。

(e) 女性に対する根強い暴力と様々な形態の差別制約の慣行と態度。

(f) 経済及び全ての公的生活の領域への女性の貢献を認めることの不十分さ。

(g) 教育と訓練、保健医療、ディーセント・ワークへの不平等なアクセス。

(h) 機会への不平等なアクセスと土地、貸付、資本、経済的資産及びICTのような資源への不平等なアクセスと支配力。

(i) 政治的意思と資金の不十分さ。

(j) ジェンダー主流化実施の不適切さ。

(k) 監視、評価、実施責任のための国内メカニズムの不十分さ。

(l) HIV/エイズ、マラリア、結核及びその他の感染症が女性に与えるインパクト。

(m) 武力紛争、安全保障の欠如、自然災害。

(n) ミレニアム開発目標を含む国際的に合意された開発目標の誓約実施の遅れと不均衡。

(o) 貧困の女性化を促進する結果となる多くの開発途上国に存在する困難な社会・経済的条件の根深さ。

(p) 開発のための資金調達を念頭に置いた貧困撲滅と保健の状況でのジェンダー平等と女性のエンパワーメントの領域の国際協力の不十分さ。

(q) 広く行われている有害な文化的・伝統的慣行。

(r) 情報と性別データ、統計の不十分さ。

(s) ジェンダーに対応する法の公布に関する進歩の不十分さ。

6. 委員会は、あらゆるレベルでそのような課題に対処するには、政策と法的・プログラムの介入を伴った、組織的で、包括的、統合された、学際的で多部門的取り組みが必要であることを強調する。

7. 婦人の地位委員会は、以下の行動を取るよう、各国政府、及び適宜、国連システムの諸団体、国際金融機関を含むその他の国際・地域団体、議会、政党、民間セクターを含む市民社会、労働組合、学界、メディア及びNGOとその他の行為者に要請する:

(a) 既存のジェンダー平等政策と戦略を完全に活用して、ミレニアム開発目標を含む国際的に合意された開発目標の実施を中心とした戦略を含めた国内開発戦略に関連する全ての地方・国内の企画、予算、監視、評価、通報プロセスとメカニズムにジ

¹ 「1995年9月4-18日、北京、第4回世界女性会議報告書」(国連出版物、販売番号E.96.IV.13)、第I章、決議1、付録I及びII。

² 総会決議S-23/2、付録及び決議S-23/3、付録。

³ 総会決議55/2。

⁴ 「2005年経済社会理事會公式記録、補遺27号」及び正誤表。

⁵ 総会決議60/1。

ジェンダーの視点を組み入れること。

(b) 社会的・構造的・マクロ経済的相関性に対処する包括的な、ジェンダーに敏感な貧困撲滅戦略を策定し、実施すること。

(c) 年齢別・性別データとジェンダー統計の収集・編集・分析・利用を通してジェンダー平等に向けた進歩を評価するために、あらゆるレベルの効果的な国内監視・評価メカニズムを開発し、実施し、適切な質的・量的指標の開発と利用を継続すること。

(d) ジェンダー平等の達成を目的とするプログラムを開発し、それによって女性と女兒に平等な機会を与えるために、中央政府と地方自治体との間の密接な協力を奨励し、推進すること。

(e) 女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を防止するにふさわしい努力を払う責務を支持する対象を定めた措置を含め、戦略と政策を策定・実施し、被害者に保護を提供し、そのような暴力の加害者を捜査し、起訴し、罰し、女性と女兒に対する暴力が、平等・開発・平和の目標達成に対する深刻な障害であり、地域社会と国家の社会的・経済的開発に否定的インパクトを与えることを認めること。

(f) 2003年7月3日の紛争防止に関する総会決議57/337及び紛争防止・管理・紛争解決・紛争後の平和構築への女性の平等な参画に関する婦人の地位委員会合意結論⁶の完全かつ効果的実施に向けた努力を継続すること。

(g) ジェンダー平等・平和・安全保障・開発の間の関連性を認め、女性・平和・安全保障に関する国連安全保障理事会決議1325(2000年)の完全かつ効果的実施に向けた努力を継続すること。

(h) 女性が、相続を通して、土地及びその他の財産を所有する完全かつ平等な権利を与えられることを保障するに必要な措置を取ること。

(i) 日常生活のあらゆる側面で、あらゆるレベルの意思決定に女性が完全に参画できる全ての適切な措置を取ること。

(j) 国際移住に関するすべての政策と計画にジェンダーの視点を組み入れ、女性移住者による人権と基本的自由の完全享受を推進し、家族の再統合が移住者の統合に良い結果を及ぼすので、適用できる法を尊重して速やかに、効果的に、家族の再統合を促進するのみならず、差別・搾取・虐待・危険な労働条件・性暴力と人身取引を含む暴力と闘うこと。

(k) あらゆる形態の差別、性的搾取、女性難民・亡命者・国内避難民に対する暴力を撤廃し、国際人権法・国際人道法・国際難民法の関連規範を想起しつつ、その生活と地域社会に影響を及ぼす決定への積極的関わりを推進すること。

(l) 特に保健・教育・雇用の領域で、全ての政策・計画開発・実施・監視・評価の基礎としてジェンダー分析の利用を要求することにより、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント達成のための戦略として、ジェンダー主流化を実施する能力に対する理解を高めること。

(m) 開発と社会・経済政策の立案と実施及び予算プロセスにジェンダーの視点を主流化する戦略を開発・推進し、最高の実践例を分かち合い、ジェンダー主流化の取り組みに革新的考えを

奨励すること。

(n) あらゆる部門領域(国内・地域・国際的資金動員とジェンダーに対応した予算プロセスを通して、ジェンダーに敏感な開発政策と計画、ジェンダー平等の国内メカニズムのために適切な資金を動員し、女性に特化した措置のために適切な資金を割り当てること。

(o) 女性と女兒をエンパワーし、その生活条件を改善しようとする女性団体を支援すること。

(p) 女性団体、協会、ネットワークのみならず、女性首長、ジェンダー平等委員会、関連議会委員会、オンスポーンズン及び関連首長のジェンダー・フォーカル・ポイントと作業部会のようなあらゆるレベルの女性の地位向上とジェンダー平等のための全てのメカニズムの間の調整と協力の強化を奨励すること。

(q) 差別、ジェンダー・ステレオタイプ、有害な伝統的・文化的・慣習的慣行を撤廃する効果的措置を取ること。

(r) 特に女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃、家事労働と家族のケアの分かち合い、平和と寛容の文化の推進を通して、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する際に、男性と少年の関与を増やすための戦略を開発し、実施し、男性と女性が、ジェンダー平等の実現を推進するために、責任ある性行動とリプロダクティブ行動、行動変容を育成するよう奨励すること。

(s) 相互に合意されたように、開発途上国に譲渡的・優遇的条件での知識と技術の移転、訓練と基幹施設の提供、コンテンツの企画・開発・作成への関与、ICT規制または政策策定機関の管理・ガバナンス・意思決定の地位への参画を通して、応用技術のみならず、女性と女兒のICTへの平等で効果的なアクセスと利用を増すこと。

(t) 特に女性と女兒が収入を生む活動に従事し、学校に通えるように、時間のかかる日常の仕事の重荷を緩和するために、経済的エンパワーメントのための機会を作り出すのみならず、適切な基幹施設及びその他のプロジェクトに投資すること。

(u) 障害を持つ女性と女兒をエンパワーし、支援するための計画、方法、プロセスに機会の平等化を推進するという原則を組み入れることに特別の注意を払うこと。

(v) 女性に不相应な否定的インパクトを与える過度の不安定と経済的破壊の結果を緩和しようとする努力を払い、女性の経済的地位を改善するために、開発途上国の貿易機会を高めるよう国際社会に要請すること。

(w) 「女子差別撤廃条約」とこれに付随する「選択議定書」の下での責務に完全に従い、女子差別撤廃委員会の一般勧告のみならず、最終コメントを考慮に入れるよう締約国に要請し、まだ「選択議定書」に署名・批准・加盟を行っていない締約国に、そうするよう要請し、ミレニアム開発目標を含む国際的に合意された開発目標を達成しようとする努力において、「北京宣言と行動綱領」及び第23回特別総会の成果並びに「国際人口開発会議行動計画」及び「行動計画」の更なる実施のための重要な行動との連携を強化するよう要請すること。

8. 婦人の地位委員会は、それぞれの国がその持続可能な開発

⁶ 経済社会理事会決議2004/12。

⁷ 「1994年9月6-13日、カイロ、国際人口開発会議報告書」(国連出版物、販売番号E.95.XIII.18)、第I章、決議I、付録。

と貧困削減に対して主たる責任を有し、国内政策と開発戦略の役割は、いくら強調しても強調し過ぎることではなく、開発途上国が貧困を撲滅し、持続可能な開発を達成することができるようにするためには、一致した具体的措置が必要とされるという事実を強調する。

9. 婦人の地位委員会は、開発途上国の特に貧しい女性が、ODA の債務帳消しの選択を含め、開発途上国の外部負債と債務利用の問題の効果的で公正で開発志向の永続的解決の追求から利益を受けることを保障するよう各国政府に要請し、国際協力の継続を要請する。

10. 婦人の地位委員会は、以下を保護社会、国連システム、関連地域・国際団体及び民間セクターと市民社会に奨励する：

(a) 要請に応じて、制度的能力を築き、国内行動計画を開発し、「北京行動綱領」実施のための既存の行動計画をさらに実施する際に各国政府を支援すること。

(b) 社会開発世界サミット、第4回世界女性会議、国際人口開発会議、ミレニアム・サミット、開発のための資金調達国際会議、持続可能な開発世界サミット、第2回高齢者問題世界会議、第23回、24回特別総会を含め、主要国連サミット及び会議で合意された開発目標と基準及びそのフォローアップ・プロセスに忠実であるよう努力において、各国政府を支援するに必要な財源を提供すること。

(c) 意思決定への完全かつ平等な参画のみならず、保健医療、資本、教育、訓練、技術への女性の完全かつ平等なアクセスを確保しようとする各国政府の努力を支援して、開発のための運営活動に適切な資金を提供することにより、開発戦略を決定し、実施し、国内計画にジェンダー問題を統合することへの女性の完全かつ効果的参画を確保しようとする開発途上国の努力を支援することを優先すること。

11. 委員会は、さらに高い割合の資金が女性、特に農村・遠隔地の女性に届くことを保障しようとする国内努力を支援するために、政策を見直し、実施するよう多国間ドナーに要請し、それぞれのマンドート内で国際金融機関、地域開発銀行を奨励する。

12. 委員会は、ジェンダー平等と女性の地位の向上達成のための機制的環境を醸成するために、教育・保健・労働に関連する全ての政策にジェンダー、人権、社会・経済的視点を組み入れることの重要性を強調し、以下を各国政府に要請する：

(a) 初等教育が万人に義務であり、アクセスでき、無料で利用できる機会を前進的に、平等に基づいて確保しつつ、あらゆるレベルの質の高い教育と訓練への女性と女児の完全かつ平等なアクセスを確保すること。

(b) 保健セクター政策と計画にジェンダーの視点と人権を組み入れ、女性の特別なニーズと優先事項に注意を払い、到達できる最高の水準の身体的・精神的健康への女性の権利、ICPD 行動計画に従って、性的健康・リプロダクティブ・ヘルス・母子保健医療・救命産科ケアを含む料金が手頃で、適切な保健医療サービスへのアクセスを確保し、経済的エンパワーメントと自立の欠如が、HIV/エイズ、マラリア、結核及びその他の貧困に関連する病気に罹る危険を含め、広範な否定的結果に対する女性の被害の襲りやすさを増すことを認めること。

(c) HIV/エイズの流行が、ジェンダー不平等を助長し、女性と

女児が HIV/エイズの危機が課す重荷を不平等に担い、よりたやすく感染し、ケアに重要な役割を果たし、HIV/エイズ危機の結果として、貧困の被害をより受けやすいことに懸念を表明すること。

(d) 「仕事場での基本原則と権利に関する II の宣言」に含まれている原則とそのフォローアップ⁸の尊重と実現を推進し、II の諸条約の批准と完全実施を検討し、生産的雇用とディーセント・ワークへの女性の平等なアクセスを提供することに特に関連する政策と計画を立案し、職場でのジェンダー平等に対するステレオタイプの態度のみならず、構造的・法的障害を除去し、同一労働または同一価値労働に対する同一賃金を推進し、雇用と家庭責任の両立を促進する政策を開発・推進するのみならず、女性の無償労働の価値の承認を推進し、障害を持つ女性のための労働へのアクセスを推進すること。

あらゆるレベルの意思決定過程への 女性と男性の平等な参画

E/CN.6/2006/L.9
2006 年 3 月 16 日採択

1. 婦人の地位委員会は、あらゆるレベルの意思決定で、女性の積極的参画と女性の視点の組み入れがなければ、平等・開発・平和という目標は達成できず、女性の平等な参画が、女性と女児の利益が考慮に入れられるための必要条件であり、民主主義を強化し、その適切な機能を推進するために必要とされることを強調している「北京宣言と行動綱領」⁹を再確認する。

2. 委員会は、あらゆるレベルの意思決定機関におけるジェンダー・バランスの必要性に対する一般的な受容があるにもかかわらず、法律上の平等と事実上の平等との間の格差が根強くあり、女性は、企業セクター及びその他の経済的・社会的機関の最高のレベルのみならず、立法・省庁レベルで割合が少なくないままであることを認め、意思決定の地位への女性の参入を妨げる障害に注意を引いた第 23 回特別総会採択の成果文書を再確認する。

3. 委員会は、「世界人権宣言」、「市民的・政治的権利に関する国際規約」、及び女性は、男性と等しい条件で、差別なく、全ての選挙で投票の資格を有し、国内法によって設立された全ての公的に選出される機関への選挙の資格があり、公職に就き、国内法によって設立された全ての公的機能を行う資格があると述べている「女性の政治的権利に関する条約」¹⁰に書かれている公的生活への女性と男性の平等な参画に対する誓約をさらに再確認する。

4. 委員会は、特に締結国は、国の政治的・公的生活における女性と女児に対する差別をなくすための、ポジティブ措置と臨時の特別措置を含めた全ての適切な措置を取るべきであると述べている¹¹「女子差別撤廃条約」を想起する。

5. 委員会は、「女子差別撤廃条約」とこれに付随する「選択議定書」に完全に従い、女子差別撤廃委員会の一般勧告¹²のみな

⁸ 第 86 回国際労働会議で、1998 年 6 月 18 日に採択。

⁹ 「1995 年 9 月 4-15 日、北京、第 4 回世界女性会議報告書」(国連出版、販売番号 E.96.IV.13)、パラ 181。

¹⁰ 決議 217A(III)、決議 2200A(CXX)、付録及び決議 640(VII)、付録。

¹¹ 決議 34/180、付録。

¹² 総会決議 60/230、パラ 4。

らず、最終コメントを考慮に入れるよう締約国に要請する。

6. 委員会は、締約国の中には、その留保条件を修正したところもあることに注目し、いくつかの留保条件が撤回されたことに満足を表明し、「条約」につけている留保条件の程度を制限し、そのような留保条件をできる限り明確に、狭くし、いかなる留保条件も「条約」の目的と相容れるものであることを保障し、それらを撤回する目的で定期的に留保条件を見直し、「条約」の目的¹³に反する留保条件を撤回するよう締約国に要請する。

7. 委員会は、特に政治的意思決定への女性の参画を増すために、一連の包括的なプログラムや政策を開発することを全ての利害関係者に要請している女性と政治参画に関する2003年12月22日の総会決議68/142を想起する。

8. 委員会は、権力と意思決定に関する合意結論1997/2が、政治的意思決定におけるジェンダー・バランスを推進する戦略実施を促進し、政策策定と意思決定のあらゆる段階にジェンダーの視点を主流化する必要性を認めていることも想起する。

9. 委員会は、「北京宣言と行動綱領」の目標の完全かつ効果的な実施がミレニアム開発目標を含む国際的に合意された開発目標達成に基本的に貢献するものであることを再確認し、政治的プロセスに完全に参画する平等な機会を確保すること¹⁴を通して、政府の意思決定機関の女性の割合を増やすことを決意した2005年世界サミットを歓迎する。

10. 委員会は、あらゆるレベルの意思決定への女性の参画において、第4回世界女性会議以来、ある程度の進歩が遂げられたことを認める。地方・国内・国際レベルでのポジティブ措置を含む政策と計画の導入は、意思決定過程への女性の参画の増加という結果になっている。

11. 委員会は、未だに女性の地位の向上を妨げ、特に根強い貧困の女性化、保健・教育・訓練・雇用への平等なアクセスの欠如、武力紛争、安全保障の欠如、自然災害を含む意思決定過程への参画にさらに影響を及ぼす、数が多く、性質も様々な深刻で根強い障害に懸念を表明する。

12. 委員会は、女性のエンパワーメントと、ジェンダーに基づく暴力を防止し、撤廃する重要な道具としての意思決定過程・政策策定過程への効果的参画の重要性を強調し、あらゆる形態の女性と女兒に対する暴力の撤廃が、彼女たちを平等に意思決定に参加せしめることをさらに認める。

13. 委員会は、経済、公共・民間セクター、司法、国際問題、学界、労働組合、メディア、NGO及びその他を含めたあらゆる領域の意思決定過程への女性と男性の参画に関する地方・国内・地域・国際レベルの十分な情報と性別データの欠如についてさらに懸念を表明する。

14. 委員会は、紛争防止・解決及び紛争後の平和構築における女性の重要な役割を再確認し、平和と安全保障を維持し、推進するあらゆる努力への完全かつ平等な参画の重要性、2000年10月31日の安全保障理事会決議1325(2000年)及び総会の関連決議¹⁵に従って、紛争防止・解決・紛争後の社会の再建に関する意思決定における女性の役割を高める必要性を強調する。

16. ジェンダー平等・開発・平和が女性の推進のための重要な

問題であり、意思決定における機能的環境を醸成するため、全ての行為者による新たな努力が必要とされることを認める。

16. 委員会は、公正な地位格差の原則を十分に尊重して、[国連憲章]の第101条、パワ3に従い、ある国々、特に開発途上国、経済移行期の国々、代表者のいないまたは大差に割合の少ない加盟国からの女性の継続する割合の少なさを考慮して¹⁶、国連システム内の全てのカテゴリーの地位、特に上級の意思決定レベルで、50対50のジェンダー配分を達成するという緊急の目標を再確認する。

17. 委員会は、以下の行動を取るよう、各国政府、及び適宜、国連システムの諸団体、国際金融機関を含むその他の国際・地域団体、政党、民間セクターを含む市民社会、労働組合、学界、メディア、NGO、及びその他の行為者に要請する：

(a) 女性が、投票権を持ち、強要、説得、または強制なく、この権利を行使することを保障すること。

(b) 適宜、選挙法を含めた既存の法律を見直し、意思決定への女性の平等な参画を妨げる規定を適宜除去、修正し、あらゆるレベルの意思決定過程への女性の平等な参画を高めるポジティブ・アクション及び臨時の特別措置を適宜採用すること。

(c) 適宜、特にポジティブ・アクションと臨時の特別措置を通して、あらゆるレベル、あらゆる領域、特にマクロ経済政策、貿易、労働、予算、防衛、外交、メディア、司法の領域の意思決定への女性と男性の平等な参画を達成するための具体的な目標、ターゲット、基準を確立すること。

(d) あらゆるレベル、あらゆる領域、特に戦略的な経済・社会・政治の意思決定の地位でジェンダー・バランスを達成する目的で、女性指導者、重役、管理職の臨界質量を築くための、革新的措置を含めた政策と計画を開発し、資金提供すること。

(e) あらゆるレベルの行政の意思決定と公的任命にジェンダー・バランスの目標を確立し、とりわけ立法と公共政策におけるジェンダー平等目標を推進するための戦略として、首尾一貫したジェンダー主流化達成のための具体的戦略と予算を確立する、ジェンダー行動計画を含む制度的構造と慣行における代替取り組みと変革を開発すること。

(f) 和平プロセスのあらゆる側面、紛争後の平和構築、再建、リハビリ、和解プロセスのあらゆる意思決定レベルで、女性の完全かつ平等な参画と割合を確保すること。

(g) あらゆるレベルの意思決定への全ての周縁化された女性の更なる関わりを奨励し、周縁化された女性が、政治及び意思決定にアクセスし、参画する際に直面する障害と闘うこと¹⁷。

(h) 女性及びその他の社会の全ての構成員が、開発から利益を受け、女性が指導的地位に就くようエンパワーされることを保障するために、開発政策と計画及びミレニアム開発目標の実施にジェンダーの視点が組み入れられることを保障すること。

(i) 女性が重要な役割を果たし、平等な受益者となる開発プロセスを促進するために、国際協力を推進・強化すること。

(j) 女性の地位の向上と意思決定への平等な参画を可能にする完全な人間の可能性の実現を推進するために、女性の貧困を撲

¹³ 同上、パラ6。

¹⁴ 決議60/1、パラ58。

¹⁵ 決議58/142、前文参照。

¹⁶ 総会決議68/141、パラ3参照。

¹⁷ 総会決議68/142、パラ1(k)。

減し、その生活条件を改善することを目的とするより効果的措置を導入すること。

(d) 女性と女兒があらゆる形態の教育に平等にアクセスすることを保障し、教育がジェンダーに敏感であることを保障し、女性と女兒が必要な知識を身につけ、生活のあらゆる領域のあらゆるレベルで意思決定過程に平等に参画する準備ができる教育プログラムをさらに推進すること。

(e) 社会の既存の権力格差とリーダーシップの様々な良いモデルを尊重する必要性を認め、最高のレベルを含め、特に政治に参入するために必要な手段、訓練、特別プログラムを含め、リーダーシップを発揮する技術、能力、専門知識を開発することができる訓練への女性と女兒のアクセスを確保すること。

(f) あらゆるレベルの意思決定過程への完全かつ平等な参画を促進するために、ディーセント・ワーク、生産財と資金、情報への女性の平等なアクセスを確保すること。

(g) ガラス天井を破るために、あらゆる領域のあらゆるレベルで、女性が意思決定の地位に就くことができるように、募集とジェンダーに敏感なキャリア計画のための客観的で透明な手続きを導入すること。

(h) 男性と男児のみならず、女性と女兒が非伝統的セクターで働く機会を増やすことにより、法的・政策的措置を通して、労働市場において、周縁化された女性を含めた女性差別のみならず、職業分離、ジェンダー賃金格差を撤廃すること。

(i) 女性をエンパワーする効果的手段であることが証明され、あらゆるレベル、特に草の根レベルで意思決定過程への完全かつ平等な参画を促進する機能的環境を醸成できる小額貸付と小規模金融計画への女性のアクセスを確保すること。

(j) 特に男性と女性との有償・無償労働のよりよい分かち合いにより、家庭と雇用責任の両立を目的とする措置を通して、あらゆるレベルでの意思決定過程に機能的環境を育成すること。

(k) 女性と女兒の公的・政治的生活への完全かつ平等な参画を推進するために、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を防止し、撤廃する措置を取ることに。

(l) 意思決定過程での女性の可視性と影響を高めるために、あらゆる領域、あらゆるレベルでの女性のリーダーシップを推進し、直接的・間接的に女性の参画を妨げる全ての障害を除去すること。

(m) 適宜、ICTの利用を通して、政治、学界、労働組合、メディア、市民社会団体、特に女性団体とネットワークを含め、あらゆる領域、あらゆるレベルで、適宜、女性指導者と女兒の間のネットワークづくりと指導を促進すること。

(n) ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進を意思決定の地位にある女性のみならず特に男性の間に奨励し、最高の実践例の交換と意識啓発を含め、あらゆるレベルの意思決定への女性の参画、代表、リーダーシップを支援すること。

(o) 特に家事労働とケアの分かち合いを奨励することを通して、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する際に、男性と少年の関わりを増す戦略を開発すること。

(w) 生活のあらゆる領域、特にメディアにおいて、ジェンダー・ステレオタイプをなくす戦略を開発し、あらゆる領域のあらゆるレベルで指導者として、また意思決定者としての女性の良い描写を育成すること。

(x) 政治プロセスを含め、あらゆる領域の意思決定への女性の参画の重要性を認め、男性・女性候補者の公正でバランスの取れた報道を提供し、女性政治団体への参画を扱い、特に女性にインパクトを与える問題の取材を確保すること¹⁹。

(y) 選挙で選ばれる地位の女性候補者の公正な割合を達成するためのクォータ制のような臨時の特別措置を適宜含め、具体的目標、ターゲット、基準の実施を適宜含め、政党内の候補者選別のための明確な規則を、必要に応じて、採用すること。

(z) 特に、適宜、訓練プログラムと募集運動のような特別措置の採用を通して、選挙の女性候補者を推進し、臨時の特別措置として、女性候補者のための資金調達を考慮すること。

(aa) メディアと資金及びその他の資源への平等なアクセスを適宜含め、選挙運動中に平等な機会を確保しようとする努力を払うこと。

(bb) 選挙管理機関及びオブザーヴァー委員会内の意思決定の地位に女性を含めることを促進し、そのような機関の構造と活動において、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに配慮すること。

(cc) 適用できる場合には、女子差別撤廃委員会の勧告を考慮に入れるのみならず、適用できる場合には、「女子差別撤廃条約」、「北京行動綱領」と第23回特別総会成果文書を実施するというコミットメントに沿って、既存の法律及び憲法上の規定を監視し、見直すために、適宜、超党派で、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する議会の常設または特別委員会またはその他の法定委員会を設立することを考慮すること。

(dd) 女性と女兒の完全な政治的・経済的・社会的・文化的権利に関連する関連条約、特に「女子差別撤廃条約」、「市民的・政治的権利に関する国際規約」、「経済的・社会的・文化的権利に関する国際規約」、「児童の権利条約」を批准し、実施することを検討すること。

(ee) 女性の地位向上のための重要な条約としての「世界人権宣言」を再確認し、この点で、ミレニアム開発目標及びその他の国際的に合意された開発目標を達成する措置を取ることに。

(ff) 女子差別撤廃委員会が提供する最終コメントのみならず、委員会への国の定期報告書を公に普及することを奨励すること。

(gg) ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進するために、議会、女性の地位向上のための国内本部機構と関連国内メカニズム、及び市民社会の女性団体とのネットワークのような全ての関連行為者の間の協力を推進すること。

(hh) 意識啓発と訓練を適宜通して、予算プロセスのあらゆるレベル及び段階でジェンダーの視点の主流化を支援すること。

(ii) あらゆるレベル、特にジェンダーに特化したデータと統計、性別データその他の関連要因の組織的収集のための受容できる標準化された方法論の開発を適宜通して、情報が不足して

¹⁸ 婦人の地位委員会合意結論1997/3、パラ10。

¹⁹ 総会決議58/142、パラ2(m)。

いる領域で、あらゆるレベルの意思決定への女性の参画の進歩の調査、監視、評価を強化し、学んだ教訓と完全な慣行を普及すること。

(g) ジェンダー平等を推進し、意思決定の地位への女性の参画に助力するために、生活のあらゆる領域で女性の役割を認める政治的意思を確保すること。

決議

後日投獄された者を含め、武力紛争中に
人質に取られた女性と児童の釈放

E/CN.6/2006/L.1
2006年3月10日採択

主提案国: アゼルバイジャン

共同提案国: アルジェリア、アルメニア、バングラデシュ、
ベラルーシ、ボツワナ・ヘルツェゴヴィナ、ブルキナファソ、
コンゴ、コート・ド・ワール、グルジア、イラン、イラク、
ヨルダン、カザフスタン、クウェート、キルギスタン、
マレーシア、ニジェール、ナイジェリア、パキスタン、
フィリピン、カタール、韓国、セネガル、南アフリカ、
スーダン、タジキスタン、トルコ、ウクライナ、
ウズベキスタン、イエメン、

婦人の地位委員会は、

人質に関する人権委員会の全ての決議及び2002年12月18
日の総会決議57/220のみならず、後日投獄された者を含め、
武力紛争中に人質に取られた女性と児童の釈放に関する以前の
全ての決議を想起し、

民間人の保護に関連する国際人道法の文書に含まれている関
連規定をも想起し、

万人が生命と自由と人間の安全保障への権利を有し、人質を
取ることは、国際社会にとっての重大な犯罪であることを認め
ている1979年12月17日の総会決議34/146によって採択さ
れた「人質禁止国際条約」を考慮に入れ、

「女性2000年: 21世紀に向けたジェンダー平等・開発・平和」
と題する第23回特別総会の成果文書及び女性と児童に対する
暴力に関する規定を含めた「児童にふさわしい世界」と題する児
童特総の成果文書のみならず、「北京宣言と行動綱領」を再確
認し、第49回婦人の地位委員会での「北京宣言と行動綱領」の
10年後の見直しと評価を歓迎し、

安全保障理事会の2004年4月22日の決議1539(2004年)、
児童と武力紛争に関する2005年7月28日の決議1612(2005
年)のみならず、女性・平和・安全保障に関する2000年10月
31日の決議1325(2000年)を想起し、

世界中の多くの地域で武力紛争が継続しており、それが引き
起こす人間の苦しみと人道緊急事態に深刻な懸念を表明し、

女性と児童を人質に取ることを含め、武力紛争地域で民間人
に対して行われるあらゆる形態の暴力が、国際人道法、特に
1949年8月12日の「ジュネーブ条約」²⁰に書かれている国際人

道法の重大な違反であることを強調し、

国際社会の努力にもかかわらず、異なった形態で人質を取る
行為、特にテロリストや武装集団によって行われる行為が起こ
り続け、世界の多くの地域で増加させていることを懸念し、

そのような忌まわしい慣行をなくすために、人質には、国際
人道法と国際人権基準に従った、国際社会の側の勘固とした、
ゆるぎない、一致した努力が要請されることを認め、

武力紛争地域で人質に取られた女性と児童の速やかな無条件
の釈放が、女性と児童に対する暴力に関する規定を含めた「児童
にふさわしい世界」と題する児童特総の成果文書のみならず、
「北京宣言と行動綱領」及び第23回特別総会成果文書に書かれ
ている崇高な目標の実施を推進するという強い信念を表明し、

1. どこで誰が行おうとも、人質を取ることは、人権の破壊を
目的とする違法行為であり、人権を推進・保護する手段として、
いかなる状況においても正当化できないことを再確認する。

2. 国際人道法に違反して、武力紛争の状況で、民間人に対して
行われる全ての暴力行為を非難し、この分野での国際協力を強
化することにより、そのような行為に対する効果的対応、特に
後日投獄された者を含め、武力紛争中に人質に取られた女性と
児童の即時釈放を要請する。

3. 人質を取ることを結果、特に拷問及びその他の残虐で非人
間的、または品位を落とす扱いまたは懲罰、殺人、レイプ、奴
隷、及び女性と児童の人身取引も非難する。

4. 武力紛争中の国際人道法の規範を完全に尊重し、民間人の
保護のために必要なあらゆる措置を取り、人質に取られた女性
と児童を全て即時釈放するよう全ての武力紛争当事者に強く要
請する。

5. 国際人道法に従い、そのような女性と児童の人道支援への
安全で妨げられないアクセスを提供するよう武力紛争の全ての
当事者に要請する。

6. 国際法に従って、無罪放免をなくす必要性と、人質を取る
ことを含め、戦争犯罪に対して責任を有する者を全ての国々が
起訴する責任を強調する。

7. 人質の釈放を促進する際に、関連国際団体が立証できる、
人質に関する性別データを含め、客観的で、責任のある、公平
な情報の重要性を強調し、この点でこういった団体への支援を
要請する。

8. 既存の資金内で、関連資料、特に安全保障理事会決議
1325(2000年)に関連する資料のできる限り広い普及を、本決議
の状況内で、確保するよう事務総長に要請する。

9. 能力を利用し、人質に取られた民間女性と児童の即時釈放
を促進しようとする努力を払うよう事務総長と全ての関連国際
団体に要請する。

10. 後日投獄された者を含め、武力紛争中に人質に取られた女
性と児童の問題とその結果に対処し続けるよう、児童と武力紛
争に関する事務総長特別代表のみならず、関連マンデートを有
する特別報告者に勧める。

11. 各国及び関連国際団体より提供される情報を考慮に入れ、
関連する勧告を含め、本決議の実施に関する報告書を第62回

²⁰ 総会決議S-27/2、付録。

²¹ 国連、「条約シリーズ」、第75巻、970-973号。

婦人の地位委員会に提出するよう事務総長に要請する。
12. この問題を第52回婦人の地位委員会で検討することを決定する。

女性・女児及び HIV/エイズ

E/CN.G/2006/L.2
2006年3月10日採択

主提案国: ボツワナ(南部アフリカ開発共同体を代表)
共同提案国: アンドラ、アンボラ、オーストラリア、オーストリア、ベリーズ、ベルギー、ブラジル、ブルキナファソ、カメルーン、カナダ、チリ、コンゴ、コート・ド'イヴォワール、クロアチア、チェコ、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エチオピア、フィンランド、フランス、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、リヒテンシュタイン、マリ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、ペルー、ポーランド、ポルトガル、韓国、セネガル、スペイン、スリナム、スウェーデン、スイス、タイ、トルコ、連合王国と北アイルランド、ウルグアイ

婦人の地位委員会は、

「北京行動綱領」と第23回特別総会成果文書、「国際人口開発会議行動計画」、2001年に第26回特別総会で採択された「HIV/エイズ・コミットメント宣言」²²、2000年の「国連ミレニアム宣言」²³とミレニアム開発目標に含まれている HIV/エイズ関連目標、特に2016年までに HIV/エイズの蔓延を止め、逆転させ始めるという加盟国の目的を再確認し、

2010年までに治療を必要としている全ての人々のための治療への普遍的アクセスという目標にできるだけ近づける目的で、HIV 予防・治療・ケアのためパッケージを開発・実施するという2005年世界サミットの誓約を想起し、

この問題に関するすべての以前の決議をも想起し、

HIV/エイズに感染し発症している者の予防・ケア・支援及び治療は、この疫病と闘うための包括的取り組みに統合されなければならない効果的対応の相互に補強する要素であることを認め、

決議 E/CN.4/1997/37 に付随する「HIV/エイズと人権に関するガイドライン」に注目し、

HIV/エイズの状況で、人権の尊重・保護・成就を確保する必要性を認め、

難民、国内避難民、特に女性と児童を含め、武力紛争、人道緊急事態、自然災害によって不安定にされた人々が、HIV 感染の高い危険にさらされていることも認め、

HIV/エイズの世界的流行が、不相応に女性と女児に影響を及ぼし、新たな HIV 感染の大多数が若い人々の間に起こっていることを深く懸念し、

貧困を含め、その他の文化的・生理学的要因、女性と女児と思春期の若者に対する暴力、早期結婚、強制結婚、早婚の関係、商業的性的搾取、及び女性性器切除のみならず、その不平等な法的・経済的・社会的地位が、女性と女児、思春期の若者の HIV/エイズへの罹患しやすさを増していることを懸念し、

HIV 感染率が、若者、特に初等教育を終えていない若い既婚女性の間で、初等教育を終えている者の少なくとも2倍高いことも懸念し、

女性と女児は、HIV/エイズの予防と治療のための保健資源へのアクセスと利用が異なり、不平等であることも懸念し、

1. 破壊的規模とインパクトを女性と女児に与える HIV/エイズの流行には、あらゆる分野であらゆるレベルの緊急の行動を必要としていることを深い懸念と共に強調し、

2. ジェンダー平等と女性と女児の政治的・社会的・経済的エンパワーメントが、その HIV/エイズへの罹患しやすさを減少させる際の基本要素であり、この流行病を逆転させる基本であることも強調する。

3. HIV/エイズの流行はジェンダー不平等を助長し、女性と女児は、HIV/エイズ危機によって課される不相応な重荷を担い、よりやすく感染し、病気に感染・発症した者を世話し、支援する不相応な重荷を担い、HIV/エイズ危機の結果としての貧困の被害をより受けやすいことに懸念を表明する。

4. 市民社会を含む関連行為者に支援されて、各国政府が「HIV/エイズ・コミットメント宣言」、「北京行動綱領」、及び「国際人口開発会議行動計画」に含まれている誓約の実施において、国内努力と国際協力を強化し、「宣言」と「行動綱領」の時間制限のある目標に沿って、国内政策と戦略及び予算にこの流行病のジェンダーの側面を効果的に反映させることに向かつて活動する必要性を再確認する。

5. 妊産婦死亡率を減らし、母子保健を改善し、子どもの死亡率を減少させ、ジェンダー平等を推進し、HIV/エイズと闘い、貧困を根絶することを目的とする「ミレニアム宣言」に含まれている目標を含め、国際的に合意された開発目標を達成するための戦略にこの目標を統合して、「国際人口開発会議行動計画」に述べられているように、2016年までにリプロダクティブ・ヘルスへの普遍的アクセスを達成するという誓約も再確認する。

6. 女性が HIV 感染から身を守ることができるようにするために、女性のエンパワーメントのための機能的環境を醸成し、その経済的自立を強化し、全ての人権と基本的自由の完全享受を保護・推進するために必要な全ての措置を取るよう各国政府に要請する。

7. 孤児となった孫を含め、HIV/エイズに感染または発症している者の世話をしている高齢女性が直面する課題に対処するよう、各国政府及びその他の関連利害関係者に要請する。

8. 政策と計画の連携及び HIV/エイズと性的健康とリプロダクティブ・ヘルスとの間の調整を強化し、より大きなインパクトを持って、より関連性のある費用効果の高い介入となる、HIV/エイズ流行と闘い、人々に与えるそのインパクトを緩和するに必要な戦略として、貧困削減戦略とセクターにわたる取り組みが存在するところではそれらを含め、国内開発計画にこれらを含める必要性を強調する。

²² 総会決議 S-20/2、付録。

²³ 総会決議 55/2。

9. HIV 予防、治療、ケアを統合し、任意のカウンセリングとテストを含み、予防教育を通して、文化的にジェンダーに敏感な枠組み内でジェンダー平等を推進する「国際人口開発会議行動計画」に従って、主として性的健康とリプロダクティブ・ヘルスを含む保健医療と保健サービスの提供を通して、HIV 感染の危険から身を守る女性と思春期の少女の能力を高めるエンパワメントを強化するよう各国政府に要請する。
10. 予防のための商品、特にマイクロピサイドと男性用・女性用コンドームの入手でき、料金が手頃な調達を確保し、その供給が適切で安定していることを保証するようにも各国政府に要請する。
11. 公衆衛生を守り、公衆衛生の危機に対処する必要があるときには、各国は TRIPS 協定の柔軟性を利用できることを忘れず考慮するよう各国に注意する。
12. 女性と女児を早期結婚・強制結婚・夫婦間レイプから保護する法律の施行を行い、確保するよう、まだこれを行っていない各国政府に要請する。
13. 日和見感染の予防と治療及び効果的な抗レトロウイルス治療の利用を含め、継続的に、持続できるように、治療へのアクセスを拡大し、特に女性と女児のために、低価格の効果的薬及び関連する薬品へのアクセスを推進するよう各国政府にさらに要請する。
14. 特に「国際人口開発会議行動計画」と「北京行動綱領」並びにその他の国際人権条約に従って、女性と女児の性的権利とリプロダクティブ・ライツを含む人権を完全に保護して、その年齢・健康状態・栄養状態にふさわしく HIV/エイズと日和見感染の治療及び強制的な性的行為からの保護への公正で、維持されるアクセスを得ることを保障し、年齢、性別、婚姻状態、ケアの継続によって治療へのアクセスを監視するよう各国政府に要請する。
15. 日和見感染の治療を含め、特に HIV/エイズに感染・発症している女性と女児のために、教育、清潔な水と安全な衛生、栄養、食糧の安全保障、保健教育プログラムを含め、女性と男性の生涯を通じた保健医療に関連する社会サービスへの平等なアクセスを提供するよう各国政府に要請する。
16. ジェンダー・ステレオタイプ、汚名、差別的態度、ジェンダー不平等と闘うことを通して、HIV/エイズに関連する女性と女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃しようとする努力を強化し、この点で、男性と少年の積極的関わりを奨励するよう各国政府に要請する。
17. 有害な伝統的・慣習的慣行、虐待、早期・強制結婚、夫婦間レイプを含むレイプ及びその他の形態の性暴力、女性と女児の殴打と人身取引を含む、女性と女児に対するあらゆる形態の暴力の防止と撤廃のための法的・政策的・行政的及びその他の措置を強化し、女性に対する暴力は、国内 HIV/エイズ対応の不可欠の部分として対処されることを保障するよう各国政府に要請する。
18. 女性は暴力から身を守るためにエンパワーされるべきであることを強調し、この点で、女性には、性的健康とリプロダクティブ・ヘルスを含め、強制・差別・暴力なしに自分のセクシュアリティに関連する問題に支配力を持ち、自由に責任を持って決定する権利を有することを強調する。
19. 国際支援と協力の問題に、ジェンダーの視点を統合し、HIV/エイズが女性と女児に及ぼすインパクトに伴う資金を、この疫病の状況で、女性と女児の人権を推進・保護するための国内 HIV/エイズ・プログラムに提供される資金提供において利用できるようにすることを保障する措置を取り、特に「HIV/エイズ・コミットメント宣言」に見られるジェンダー関連の目標を達成するよう、国際ドナー社会を含めた各国政府に要請する。
20. 性的健康とリプロダクティブ・ヘルス、家族計画、母子保健・結核サービス、性感染症予防の提供、HIV に感染した妊婦のための母子感染サービスにおける治療を含め、全ての保健医療と保健サービスに、HIV 予防、任意のカウンセリング、HIV テストを統合するよう各国政府に要請する。
21. 特に緊急事態の状況で、人道努力の一部として、性感染症と HIV/エイズの蔓延に対処し、これを減少させるために、エイズ・結核・マラリアと闘う世界基金及びその他の国際団体のみならず、国連エイズ合同計画の協力団体の間の継続する協力を奨励し、女性と女児のために結果の達成を継続的に求め、その活動を通してジェンダーの視点を主流化することも奨励する。
22. 政策、企画、監視、評価を含め、HIV/エイズ関連活動を通してジェンダーと人権の視点を統合し、女性と女児の特別なニーズに対処するために、プログラムと政策が開発され、適切に資金が提供されるよう、HIV/エイズ・結核・マラリアと闘う世界基金のみならず、HIV/エイズ流行に対応している国連エイズ合同計画とその協力団体並びにその他の国際機関に要請する。
23. 国レベルでのエイズに関する国連合同チームの設立に関する国連駐在コーディネーター宛の 2005 年 12 月の書簡のフォローアップにおいて、エイズに対する国内対応を推進し、この努力に関して 2008 年に報告するために、各国政府に技術支援を提供する全ての国連スタッフの HIV 関連のジェンダーと人権能力を開発するために、国連エイズ合同計画内のジェンダーと人権の技術支援に関する指導的機関として、国連開発計画を指名するよう事務総長に要請する。
24. 性別・年齢別・婚姻状態別データを収集し、ジェンダー不平等と HIV/エイズの重要な交点についての意識を啓発することを通して、この流行病のジェンダーの側面に関する包括的で時宜を得た情報の作成と普及を可能にするために、「3 対 1」の状況で、国内監視・評価メカニズムを支援し続けるよう、国連を奨励する。
25. 国内エイズ計画が女性と女児の特別なニーズと罹患しやすいさによりよく対応することを保障するために、女性団体と HIV/エイズ感染女性のネットワークを含め、広範囲な国内行為者を動員し支援するために、国連エイズ合同計画とパートナーによって召集される女性と HIV/エイズ世界連合とパートナーシップを組んで活動するよう加盟国を奨励するよう事務総長に要請する。
26. HIV の母子感染を防止し、母子感染防止のために立案される計画に男性が女性と共に参加することを奨励するための治療プログラムへのアクセスを迅速に拡大し、女性と女児がこのプログラムに参加するよう奨励し、妊娠後に継続した治療とケアを提供するよう各国政府に要請する。
27. 男性と若い男性が、安全で、非強制的な、責任ある性行動

とリプロダクティブ行動を取り、HIV/エイズ感染を防止する効果的方法を利用するよう奨励するプログラムの立案と実施を奨励する。

28. 若い人々、両親、家族、教育者、保健医療提供者と完全なパートナーシップを組んで、若い女性と男性が、情報、同輩教育を含めた教育、若者に特化した HIV 教育、性教育及び行動変容に必要なサービスへのアクセスを得て、HIV 感染に対する罹患しやすさとリプロダクティブ不健康を減少させるために必要な生活技術を開発することを保障することの重要性を強調する。

29. HIV/エイズ計画と政策の開発及び HIV/エイズに対処する際の男性と少年の役割を中心とすることを通して、そのような計画を実施することに関わる職員の訓練に、ジェンダーの視点を含めるために、全ての関連行為者による努力を高めることを要請する。

30. 国内的にも外部的にも資金提供を推進し、HIV/エイズを含め、性感染症から身を守るために女性をエンパワーする戦略と、研究の全ての側面への女性の関わりを推進し、様々な年齢の女性のためのケアと支援と治療の方法に関して、マイクロサイドとリクセンを含め、HIV/エイズとその他の性感染症を予防するために、女性によってコントロールされる料金が手頃な方法に繋がる行動志向の研究を支援し、促進するよう各国政府とその他の関連行為者を奨励する。

31. 女性の不相应なケアの重荷を減少させるためにケアと支援に指定された資金を利用して、HIV/エイズに感染した者、この流行病を発症した者、生存者、特に児童と高齢者のために、ケアまたは経済的支援を提供しなければならない女性への資金と施設の提供を増加するようも各国政府を奨励する。

32. ジェンダーの視点を推進することを含め、HIV/エイズの問題のあらゆる側面に対処する際に、HIV/エイズ感染者、若い人々及び市民社会行為者の参画と重要な貢献を推進し続け、汚名と関わる機能的環境の醸成のみならず、HIV/エイズ・プログラムの立案・企画・実施・評価への彼らの完全な関わりと参画も推進するよう各国政府に要請する。

33. エイズ・結核・マラリアと闘うための世界基金に現在までになされた財政的寄付を歓迎し、基金を維持するために更なる寄付を要請し、基金に寄付するよう民間セクターを奨励するよう全ての国々に要請する。

34. 関連行為者、市民社会と民間セクターを含む全ての利害関係者に支援されて、各国政府が、「HIV/エイズ・コミットメント宣言」の実施において、国内努力と国際協力を強化する必要性を再確認する。

38. 予防・治療・ケアと HIV/エイズに対処するための企画に用いられるべき、この疫病の影響評価を提供する国内の能力を築くことの重要性を強調する。

39. 国際開発援助の増額を通して、特にサハラ以南アフリカのアフリカとカリブ海地域の HIV/エイズの影響を最も受けている国々、HIV/エイズの拡大の危険が高い国々、この疫病に対処する資金が厳しく制限されているその他の影響を受けている地域の国々の特に女性と女兒のニーズに対処するために、HIV/エイズと関する国内資金の増額にコミットしている開発途上国の努力を、国際開発援助の増額を通して補うよう、国際社会に要請する。

40. 2006 年 12 月 23 日の決議 60/224 で総会によって要求されている報告書の準備及び「HIV/エイズ・コミットメント宣言」の成果に関する 2006 年のフォロー・アップ会議の全ての準備において、この疫病の女性化とジェンダーの側面を検討するよう事務総長に務める。

41. 「HIV/エイズ・コミットメント宣言」の成果に関する 2006 年のフォロー・アップ会議が、その審議を通してジェンダー平等の視点を含めることを保障する措置を取り、HIV/エイズに感染し、影響を受けている女性と女兒の状況に注意を払うことを勧告する。

42. 第 51 回 CSW で、さらにこの問題を検討することを決定する。

アフガニスタンの女性と女兒の状況

EV/CN.6/2006/L.3
2006 年 3 月 10 日採択

主提案国: オーストラリア(EU を代表)

共同提案国: アンドラ、オーストラリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チリ、キプロス、チェコ、クロアチア、デンマーク、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ノルウェー、パナマ、ポーランド、ポルトガル、マケドニア、韓国、ルーマニア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、トルコ、トルクメニスタン、ウクライナ、アメリカ合衆国

婦人の地位委員会は、

総会決議 60/32A-B、特に女性と女兒の状況への言及を想起し、

アフガニスタンの状況に関する安全保障理事会決議 1589(2005 年)及び 1659(2006 年)、並びに女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会決議 1325(2000 年)をも想起し、

経済社会理事会の決議 2005/8 をさらに想起し、

1. アフガニスタンの女性と女兒の状況に関する事務総長報告書に感謝と共に注目する。

2. 総会決議 60/32A-B の女性と女兒の状況への言及をも歓迎する。

3. 総会決議 60/32A-B で要求されている報告書を準備する際に、ジェンダーの視点を考慮に入れ、その報告書にアフガニスタンの女性と女兒の状況を中心とする特別な実質的セクションを含めるよう事務総長に要請する。

4. これら報告書を、第 51 回婦人の地位委員会に転送することをも事務総長に要請する。

パレスチナ女性の状況と支援

E/CN.6/2006/L.4
2006年3月10日採択

主提案国: 南アフリカ(G77/中国を代表)
共同提案国: パレスチナ

経済社会理事会は、

パレスチナ女性の状況と支援に関する事務総長報告書²⁴を謝意と共に検討し、

「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」²⁵、特にパレスチナ女性と児童に関するパラ 260、第4回世界女性会議で採択された「北京行動綱領」、女性 2000 年: 21 世紀に向けたジェンダー平等・開発・平和」と題する第 23 回特別総会の成果を想起し、

2006 年 7 月 26 日のその決議 2006/43 及びその他の関連関連決議をも想起し、

民間人の保護に関連するので、「女性に対する暴力撤廃宣言」²⁶をさらに想起し、

武力紛争の防止に関する 2003 年 7 月 3 日の総会決議 57/337 及び 2000 年 10 月 31 日の女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会決議 1325 の実施の重要性を想起し、

合意に基づき、パレスチナ側とイスラエル側の間の最終解決の速やかな達成に向けた中東和平プロセス内の協議の完全な再開に対する緊急の必要性を表明し、

パレスチナ人の社会的・経済的状況に有害な影響を与え、パレスチナ人とその家族が直面する人道危機を深めてきた民間人地域のイスラエル軍による占領と包囲から生じる深刻な結果のみならず、東エルサレム内及び周辺を含むパレスチナ、被占領地の継続するイスラエルの違法な入植活動と違法な壁の建設の深刻な影響から生じる東エルサレムを含むパレスチナ被占領地のパレスチナ女性の深刻な状況を懸念し、

病院へのアクセスのイスラエルによる拒否のせいで、イスラエルの検問所で出産するパレスチナ妊婦の問題を扱う国連人権高等弁務官の報告書²⁷及びこの非人道的イスラエルの慣行を終わらせるという報告書の目標を歓迎し、

「パレスチナ被占領地における壁の建設の法的結果」²⁸に関する国際司法裁判所の 2004 年 7 月 9 日の勧告意見を想起し、2004 年 7 月 20 日の総会決議 ES-10/15 をも想起し、

「市民的・政治的権利に関する国際規約」、「経済的・社会的・文化的権利に関する国際規約」²⁹及び「児童の権利条約」³⁰をも想起し、これら人権条約が、東エルサレムを含むパレスチナ被占領地で尊重されなければならないことを確認し、

傷害と人命の損失を生じさせる、全てのテロ行為、挑発及び破壊、特にほとんどが女性と児童であるパレスチナ民間人に対する武力の過度な行使を含む全ての暴力行為に対する非難を表明し、

1. すでに得られた共通の根拠を考慮に入れて、合意に基づく和平プロセスの完全な再開を確保しようとする全ての必要な努力を払うよう、国際社会のみならず、当事国に要請し、現地の困難な状況と、パレスチナ女性とその家族が直面する生活条件の目に見える改善のための措置を要請する。

2. イスラエルの占領は、パレスチナ女性の地位の向上、自立、その社会の開発計画への統合に関して、依然として大きな障害であることを所確認する。

3. パレスチナ女性とその家族の権利を保護するために、占領軍であるイスラエルが、「世界人権宣言」³¹、1907 年 10 月 18 日の「第 4 ハーグ条約」に付随する「規則」³²及び 1949 年 8 月 12 日の「戦時中の民間人の保護に関するジュネーブ条約」³³の規定と原則に完全に従うよう要請する。

4. 関連関連決議に従って、全ての難民と強制移動させられたパレスチナ女性と児童のその家と財産への帰還を促進するようイスラエルに要請する。

5. パレスチナ女性とその家族が直面しつつある酷い人道危機を緩和しようとする努力において、緊急に必要とされる支援とサーヴィスを提供し、関連パレスチナ機関の再建を支援し続けるよう、国際社会に要請する。

6. 「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」、特にパレスチナ女性と児童に関するパラ 260、「北京行動綱領」及び「女性 2000 年: 21 世紀に向けたジェンダー平等・開発・平和」と題する第 23 回特別総会成果の実施に関連して、監視を続け、行動を取るよう婦人の地位委員会に要請する。

7. あらゆる可能な手段によりパレスチナ女性の状況の検討を続け、支援し、事務総長報告書に述べられているものを含め、本決議の実施において送られた進歩に関する西アジア経済社会委員会より提供される情報に基づいて、第 51 回婦人の地位委員会に報告書を提出するよう事務総長に要請する。

²⁴ E/CN.6/2006/L.4.

²⁵ 「1985 年 7 月 18-26 日、ナイロビ、国連婦人の 10 年の成果を見直し、評価するための世界会議 平等・開発・平和報告書」、(国連出版物、販売番号 E.85.IV.10)、第 I 章、セクション A。

²⁶ 総会決議 48/104 参照。

²⁷ A/60/324。

²⁸ A/ES-10/273 及び正誤表参照。

²⁹ 総会決議 2200A(XXI)、付録。

³⁰ 国連、「条約シリーズ」、第 1577 巻、27531 号。

³¹ 総会決議 217(II)。

³² カーネギー国際平和基金、「1899 年と 1907 年のハーグ条約と宣言」(ニューヨーク、オックスフォード大学プレス、1915 年)。

³³ 国連、「条約シリーズ」、第 75 巻、973 号。

女性を差別する法律に関する特別報告者

E/CN.6/2006/L.5/Rev.1
2006年3月10日採択

提案国: ルワンダ、スロヴェニア
共同提案国: アルゼンチン、ブルンディ、カメルーン、コンゴ、
コートジボワール、ガーナ、ギニア、タンザニア

婦人の地位委員会は、

法と慣行の下での平等と非差別及び性に基づいて差別する、
残存する全ての法律を廃止し、司法行政におけるジェンダー・
バイアスを除去する³⁴1995年に北京で開催された第4回世界女
性会議で採択された「北京宣言と行動綱領」でなされた誓約を
想起し、

第23回特別総会で採択された「北京宣言と行動綱領」を実施
するためのさらなる行動とイニシアティブにおいて、法と規則
の実施と施行の欠如のみならず、法と規則のギャップが、事実
上のみならず、法律上の不平等と差別を永続化しており、ある
場合には、女性を差別する新しい法が導入されていること³⁵に
懸念を表明したことに注目し、「できるだけ早く、できれば2005
年までに差別的規定を除去しようとする目的で」³⁶国内法の見
直しを行うことに向けた努力の強化が必要とされることを認め、

「女性を差別する法律に関する特別報告者任命の価値」と題
する事務総長報告書³⁷に注目し、

1. 既存のメカニズムの作業を最もよく補い、差別法に関する
委員会の能力を高めることができる方法と手段に関する見解を
引き出す目的で、事務総長報告書に、女子差別撤廃委員会及び
その他の関連条約体の注意を引くよう事務総長を奨励し、これ
に関する見解を提供するよう国連人権高等弁務官事務所も奨励
する。

2. 報告書に関して、さらなる見解を事務総長に提出するよう加
盟国及びオブザーヴァー国を奨励する。

3. 事務総長報告書及びこれについて要請された見解に基づい
て、重複を避ける目的で、既存のメカニズムを念頭に置き、女
性を差別する法律に関する特別報告者任命の価値を、第51回
CSWで検討することを決定する。

³⁴ 「北京行動綱領」、戦略目標1.2。

³⁵ 同上、パラ23(d)。

³⁶ 総会決議S-23/3、パラ27。

³⁷ 同上、パラ68(b)。

³⁸ E/CN.6/2006/8。

婦人の地位委員会の今後の作業組織と方法

E/CN.6/2006/L.8
2006年3月16日採択

婦人の地位委員会は、経済社会理事会に、以下の決議案の採択
を提案する:

婦人の地位委員会の今後の作業組織と方法

経済社会理事会は、

理事会が、いくつかの機能委員会の作業方法の見直しにおい
て遂げられた進歩を歓迎し、まだこれを行っていない機能委員
会とその他の関連補助機関に、主要国連会議とサミットの成果
の実施をさらに追求するために、2003年6月23日の総会決議
67/270Bによってマンダートを与えられているように、作業方
法の調査を継続し、2006年の理事会に報告書を提出するよう奨
励している2005年7月27日の決議2005/48を想起し、

第4回世界女性会議と第23回特別総会成果のフォローアッ
プを行う婦人の地位委員会の主たる責任を再確認し、
婦人の地位委員会の作業組織が、「北京宣言と行動綱領」及び第
23回特別総会成果の実施を推進することに貢献するべきであ
ることを認め、

「北京宣言と行動綱領」及び第23回特別総会成果の実施と、
「女子差別撤廃条約」³⁹の下での義務の遂行が、ジェンダー平
等と女性のエンパワーメント達成において、相互に補強しあう
ものであることも認め、

ジェンダー主流化が、「北京宣言と行動綱領」及び第23回特
別総会成果の実施における重要な戦略であることを再確認し、
ジェンダー主流化を推進する際の婦人の地位委員会の無償の役
割を強調し、

「北京宣言と行動綱領」の実施を推進する際に、婦人の地位委
員会の作業にとって、その他の市民社会行為者のみならず、
NGOの重要性を認め、

A: 婦人の地位委員会の作業方法

1. 「北京行動綱領」と第23回特別総会成果文書に基づいて、第
51回婦人の地位委員会から、委員会は、1つの優先テーマを検
討することを決定する。

2. 委員会は、毎年、「第4回世界女性会議と『女性2000年:21
世紀に向けたジェンダー平等・開発・平和』と題する第23回
特別総会のフォローアップ」に関する一般討論を継続して行う
ことを決定し、ステートメントが、優先テーマに関してなされ
た以前の誓約の実施に関連して、達成された目標、業績、ギャ
ップ、課題を明らかにすることを奨励する。

3. 毎年の意見交換高官ラウンドテーブルが、優先テーマに関
して以前になされた誓約の実施に関連して、入手可能ならば、
支持するデータを伴った結果を含め、経験、学んだ教訓、好い
実践例を中心とすることを決定する。

4. 毎年、委員会は、以下を通して、優先テーマに関して以前

³⁹ 国連、「条約シリーズ」、第1249巻、20378号。

になされた誓約の実施を促進する方法と手段を討議することも決定する。

(i) 実施を促進するための重要な政策イニシアティブを明らかにするための意見交換専門家パネル。

(ii) 技術専門家と統計家の参加を得て、入手できる場合には、支持するデータを伴った結果を含め、国内及び地域の経験、学んだ教訓、良い実践例の交換を基に、優先テーマに関連して、ジェンダー主流化に関する能力開発についての意見交換専門家パネル。

6. 優先テーマに関する毎年の討論には、1つの成果が、全てのメンバー国とオブザーヴァー国によって折衝される合意結論という形を取り、これが、以前の誓約の実施におけるギャップと課題を明らかにし、実施を促進するために、全ての国々、関連政府機関、メカニズム、関連システムの諸団体、及びその他の関連利害関係者のための行動志向の勧告を行い、関連する関連システムに広く配布され、全ての国々が、それぞれの国の国民に適宜広く利用できるようにすることを決定する。

6. 毎年、委員会は、監視と報告を説明する信頼できる統計、性別データ及びその他の量的・質的情報によって適宜支持される、合意結論の実施を支持する国内及び地域の活動を中心にして、実施を促進する手段を明らかにするために、全てのメンバー国とオブザーヴァー国の間の意見交換対話を通して、以前の会期の優先テーマに関する合意結論の実施における進歩を評価することをさらに決定する。

7. この評価の成果は、ビューローのメンバーを通して、地域グループと相談して準備される議長概要という形を取ることを決定する。

8. 委員会は、出現しつつある問題、傾向及び緊急の検討を必要とする女性の状況または女性と男性との間の平等に影響を及ぼす問題への新たな取り組みを継続して討議することを決定する。

9. 各会期に先立って、地域グループを通して、全てのメンバー国とオブザーヴァー国と相談して、ジェンダーの視点への関心を高めることを必要とする関連内の計画された活動のみならず、国際・地域レベルの開発を考慮に入れて、委員会で検討するための出現しつつある問題を明らかにするよう委員会ビューローに要請する。

10. 利用できる場所では支持するデータを伴った結果を含め、国内及び地域の経験、学んだ教訓、良い実践例の交換を通して、出現しつつある問題は、達成したこと、ギャップ、課題を中心とする意見交換専門家パネルによって扱われ、この討論の成果は、ビューローのメンバーを通して、地域団体と相談して準備される議長概要という形を取ることを決定する。

11. 第51回会期から、女性の地位向上部が、続く会期の優先テーマに関して予備討論を可能とするために、委員会のそれぞれの会期の周辺で、パネル行事を開催することを要請する。

12. 委員会の優先テーマに関する討論に、適宜、貢献するよう、女子差別撤廃委員会、全てのジェンダーに特化した関連諸団体、及びその他の関連関連団体を奨励する。

13. 女性の地位向上において、NGOの伝統的重要性に鑑み、1996年7月22日の経済社会理事会決議1996/6及び1996年7

月25日の決議1096/31に従い、そのような団体が、委員会の作業と、最大限に第4回世界女性会議に関連する監視と実施プロセスに参加を奨励されるべきであると決定し、基盤の広い参加と情報の普及を促進するために、既存のNGOとのコミュニケーションのチャンネルを完全に活用することを保障する適切な取り決めをするよう事務総長に要請する。

14. 婦人の地位委員会会期中に開催されるサイド・イベントのプログラムのみならず、列強国会同盟によって開催される年次議員会議の継続に謝意を表明して注目する。

15. 委員会の作業に貢献を続けるよう地域委員会を奨励する。

16. NGO代表及び他の市民社会行為者のみならず、検討されるテーマに関連する専門知識を有する省庁を含め、技術専門家と統計家を委員会への代表団に含めることを検討するよう全てのメンバー国とオブザーヴァー国を奨励する。

17. 優先テーマに関する実施の進歩を測定するために、統計委員会と協力して作成される可能な指標に対する提案を含む優先テーマに関する報告書を、毎年、委員会に提出するよう事務総長に要請する。

18. 特に優先テーマを中心として、国内政策と計画の開発・実施・評価にジェンダーの視点を主流化することにおける進歩に関する報告書を毎年委員会に提出するようにも事務総長に要請する。

19. 「北京宣言と行動綱領」及び第23回特別総会の成果実施のフォローアップにおいて取られた措置と達成された進歩に関する総会への年次報告書、及び関連システムの全ての政策と計画にジェンダーの視点を主流化することに関する経済社会理事会の合意結論のシステム全体にわたる実施の見直しと評価に関する経済社会理事会への年次報告書の中に、関連システム内の討議への委員会のインプットのインパクト評価を含めるよう事務総長に要請する。

20. ジェンダー問題と女性の地位向上に関する特別顧問事務所と女性の地位向上部の提案された作業計画の、委員会による2年に一度の検討継続を歓迎する。

21. 委員会は、第53回会期で、委員会の効果的機能を確認するために、ECOSOCの強化に関する討論の成果に照らして、その改正された作業方法の機能を見直すことを決定する。

22. 第53回委員会は、第4回世界女性会議の「北京宣言と行動綱領」及び第23回特別総会成果の見直しと評価を、2010年に行う可能性を検討することも決定する。

B. 2007年から2009年までのテーマ

23. さらに以下を決定する:

(a) 2007年には、優先テーマは「女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力の撤廃」とし、第48回委員会の合意結論、「ジェンダー平等達成における男性と少年の役割」の実施における進歩が評価される。

(ii) 2008年には、優先テーマは「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための資金提供」とし、第48回委員会の合意結論、「紛争防止・管理・紛争解決及び紛争後の平和構築への女性の平等な参画」の実施における進歩が評価される。

(iii) 2009年には、優先テーマは、「HIVエイズの状況での介護を含め、女性と男性との間の責任の平等な共有」とし、第60回委員会の合意結論「あらゆるレベルの意思決定プロセスへの女性と男性の平等な参加の実施における進歩が評価される。

会議室文書

ECN.6/2006/CRP.4
2006年3月10日承認

万人のための完全かつ生産的雇用とディーセント・ワークを生み出すことに繋がる国内及び国際レベルの環境の醸成とその持続可能な開発へのインパクト

事務総長メモ

概要

経済社会理事会は、2002年7月26日の合意結論2002/1で、その作業領域に関連するので、理事会の調整・高官部分の全体のテーマにインプットを提供するよう、その機能委員会を奨励した。本メモは、万一人の地位委員会が、「万人のための完全かつ生産的雇用とディーセント・ワークを生み出すことに繋がる国内及び国際レベルの環境の醸成とその持続可能な開発へのインパクト」というテーマに関する経済社会理事会の2006年実質セッションの高官部分にインプットを提供することを考慮するならば、委員会を支援するために準備されたものである。このメモは、機能的環境、ジェンダー平等、雇用及び持続可能な開発の間の連携を特に強調して、「北京行動綱領」と第23回特別総会の成果、婦人の地位委員会の合意結論、及びその他の総会及び経済社会理事会のセッションの関連成果の女性のための完全雇用とディーセント・ワークに関する行動のための勧告の例を提供する。

1. 背景

1. 経済社会理事会は、2002年7月26日の合意結論において、その作業領域に関連するので、理事会の調整・高官部分の全体のテーマにインプットを提供するようその機能委員会を奨励した。2006年10月21日の口頭での決定に従って、経済社会理事会は、2006年実質セッションの高官部分で、「万人のための完全かつ生産的雇用とディーセント・ワークを生み出すことに繋がる国内・国際レベルでの環境の醸成とその持続可能な開発へのインパクト」というテーマを検討する。

2. 本メモは、万一人の地位委員会が経済社会理事会の2006年実質セッションの高官部分にインプットを提供することを考慮するならば、委員会を支援するために事務局によって準備されたものである。

3. このメモは、「北京宣言と行動綱領」、第23回特別総会の成果、1996年以降の婦人の地位委員会の合意結論、総会の関連決議及び「女子差別撤廃条約」の規定に含まれている女性の完全雇用とディーセント・ワークへのアクセスを推進するための行動のための勧告を強調する。

II. ジェンダー平等と雇用

4. 「北京宣言」のパラ26で、各国政府は、特に「雇用を含む女性の経済的自立を推進し、経済構造の変革を通して、貧困の構造的原因に対処することにより、女性にますますかかってくる根強い貧困の重荷を根絶する」という決意を表明した。

5. 「北京行動綱領」は、女性は、家庭・地域社会・職場での有償・無償労働の双方を通して、経済と貧困との闘いに対する重要な貢献者であり、ますます多くの数の女性が、有利な雇用を通して、経済的自立を達成していることを強調した。「行動綱領」は、母子家庭が、賃金差別、労働市場における職業分離のパターン、その他のジェンダーに基づく障害のために、最も貧しい人たちの中にあることが多いことを強調した。

6. 「北京行動綱領」は、労働市場に参入または再参入する女性、特に貧しい都市・農村の若い女性のための雇用プログラムとサービスの開発と推進、公共・民間セクターの積極的雇用、公正、労働力における組織の女性差別、特に障害女性と不利な条件のグループに属する女性に対する差別に対処するポジティブ・アクション・プログラムの実施と監視、すべてのセクターの女性の職業訓練を要請した。また、障害をもつ女性が雇用を得て、そこに留まることができる特別プログラムへのアクセスの確保と開発、「障害者のための機会の平等化に関する標準規則」に従って、あらゆる適切なレベルの教育と訓練へのアクセスを確保し、その障害のゆえに失職することに対する法的保護を確保されるべき障害女性のニーズに適応するために(パラ178(e)、(f)、(g))、可能な限り労働条件を調整する必要性も提起させた。

7. 「綱領」は、貧困の中で暮らす女性と社会的に周縁化された女性を生産的雇用と経済の主流に統合または再統合し、国内難民女性、経済的機会への完全なアクセスを得ることを保障し、移民及び難民女性の資格と技術が認められることを保障する(パラ58(d)、(e))措置を導入するよう各国政府に要請した。

8. 「綱領」の中で、各国政府は、女性移住労働者を含む全ての移住女性の人権の完全実現と暴力と搾取からの保護を確保し、女性移住労働者を含む合法女性移住者のエンパワーメントのための措置を導入し、その技術、外国での教育、信用証明書をさらに認めることを通して合法移住女性の生産的雇用を促進し、その労働力への完全統合(パラ68(c))を促進することを要請された。

9. 「綱領」は、女性の自営業の推進と支援、小企業開発と非伝統的な相互扶助貸付け計画及び金融機関との革新的連携を適宜含めた女性起業の推進のための制度の規模の拡大を通して男性と等しい適切な条件での貸付と資本への女性のアクセスの強化をさらに要請した。また、真に持続される経済成長と持続可能な開発を達成するための労働者の基本的人権の尊重を保護・推進するようにも各国政府に要請した(パラ166(a)、(f))。

10. 第23回特別総会成果は、特に適切な社会保護の推進、行政手続きの簡素化、適宜金融上の障害の除去と危険負担資本、貸付計画、小額貸付及びその他の資金調達のようなその他の措置、小規模事業と中小企業の設立の促進を通して、女性の雇用を促進するよう各国政府に要請した。各国政府、国連システムを含む地域・国連団体、国際金融機関及びその他の行為者は、適宜、食糧の安全保障と栄養を提供し続け、インフォーマル・セクターで、農業生産と農業・漁業・資源管理・家庭を基盤とした労働に関わっている農村女性の労働が、その経済的安全保

国連人権理事会について

※外務省ホームページより

【沿革】

2005年9月の国連首脳会合において設立が基本合意され、2006年3月15日に国連総会で採択された「人権理事会」決議により、国連総会の下部機関としてジュネーブに設置されました。国連における人権の主流化の流れの中で、国連として人権問題への対処能力強化のため、従来の人権委員会に替えて新たに設置されたものです。

理事会は47ヶ国で構成され、その地域的配分は、アジア13、アフリカ13、ラ米8、東欧6、西欧7です。総会で全加盟国の絶対過半数で直接かつ個別に選出され、任期は3年、連続二期を務めた直後の再選は不可となっています。また、総会の3分の2の多数により、重大な人権侵害を行った国の理事国資格を停止することができます。

【主な任務】

- 人権と基本的自由の保護・促進及びそのための加盟国への勧告
- 大規模かつ組織的な侵害を含む人権侵害状況への対処及び勧告
- 人権分野の協議・技術協力・人権教育等
- 人権分野の国際法の発展のための勧告
- 各国の人権状況の普遍的・定期的なレビュー(理事国は任期中に右を受ける)
- 総会への年次報告書の提出

【日本の取組】

日本は、世界の人権問題に対して、国連がより効果的に対処する能力を強化するとの観点から、人権理事会を巡る協議に積極的に参加しました。また、1982年以来一貫して人権委員会のメンバー国を務めているという経験を活かし、人権理事会においても、人権分野における国際貢献をより一層強化していく考えです。

【人権委員会と人権理事会の相違点】

	人権委員会	人権理事会
公期	6週間(3～4月)	少なくとも年3回、合計10週間以上 (一年を通じて定期的に会合)
場所	国連欧州本部(ジュネーブ)	国連欧州本部(ジュネーブ)
ステータス	経済社会理事会の機能委員会 (1946年経済社会理事会決議により設立)	総会の下部機関 (2006年総会決議により設立)
理事国数	53カ国	47カ国 ※別表参照
地域配分	アジア12、アフリカ15、ラ米11、東欧5、西欧10	アジア13、アフリカ13、ラ米8、東欧6、西欧7
選挙方法	経済社会理事会で出席しかつ投票する国の過半数により選出	総会で全加盟国の絶対過半数により直接かつ個別に選出
任期	3年(再選制限なし)	3年(連続二期直後の再選は不可) ・総会の3分の2の多数により、重大な人権侵害を行った理事国資格を停止可能。 ・理事国の3分の1の要請により特別会期の開催可能。
その他	・委員国の過半数の合意により特別会期の開催可能。	

※ 別表

国連人権理事会メンバー国リスト（47ヶ国）

任期 地域	2006年～ 2007年（任期1年）	2006年～ 2008年（任期2年）	2006年～ 2009年（任期3年）
アジア (13)	バーレーン	日本	バングラデシュ
	インド	パキスタン	中国
	インドネシア	韓国	ヨルダン
	フィリピン	スリランカ	マレーシア
			サウジアラビア
アフリカ (13)	アルジェリア	ガボン	カメルーン
	モロッコ	ガーナ	ジブチ
	南ア	マリ	モーリシャス
	チュニジア	ザンビア	ナイジェリア
			セネガル
ラ米 (8)	アルゼンチン	ブラジル	キューバ
	エクアドル	グアテマラ	メキシコ
		ペルー	ウルグアイ
西欧 (7)	フィンランド	英	カナダ
	オランダ	仏	独
			スイス
東欧 (6)	ポーランド	ルーマニア	アゼルバイジャン
	チェコ	ウクライナ	ロシア

資料提供：外務省人権人道課

- I 日 時 平成 18 年 3 月 22 日(水)～3 月 26 日(月)
- II 出張者 和田春樹専務理事(25 日まで)、渡邊千尋事務局員、間仲智子事務局員、
- III 訪問先 インドネシア社会省、ヌールシャバニ国会議員事務所、西ジャワ州チアンジュール、
西スマトラ州パダン

III 内 容

1 社会省との協議

(1) 訪問日時:2006(平成 18)年 3 月 23 日(木)

(2) 出席者:

日本側: 和田、渡邊、間仲、三宅日本大使館書記官

インドネシア側: スハルノ社会省社会サービス更正総局長秘書、ムリヤンタ課長、
カバン担当官、ミナヤンティ社会省財務課財政管理担当官、
アッパス事務官

(プジ総局長は急遽ジョグジャカルタに出張したため不在)

(3) 内容:

冒頭、和田事務局長よりインドネシアにおける事業について社会省が配慮をしてくださり、最終年度計画も決定し送金も完了した。引き続き最終年度事業が順調に進み、施設が立派に完成することを願っていると伝えた。

① 送金金額について

社会省より最終年度事業費に関して基金からの送金を受け取った旨報告があった。12,393,398,250 ルピアの入金が確認されている。事業計画の当初予算は、12,729,397,000 ルピアであったが送金時の為替差損により上記の金額となった。受け取った額に沿うように各施設の事業額を削減するなど、計画を変更し、責任をもって運用する、と説明があった。

② 各州政府、団体への送金の時期について

各州政府、団体等への送金の時期について質問したところ、送金された事業費は社会省にて一括管理しており、規則にしたがって進める。各担当からの進行状況報告に応じて送金を行なうと説明があった。

③ 事業実施期間について

基金より、日本側において最終年度事業の決定に時間がかかってしまったこととお詫びした上で、基金は 2007 年 3 月に解散となることから本事業は速やかに進めてもらい、解散までの間に視察を行ないたいと考えており、各施設の完成はいつ頃になるのか質問した。これに対し社会省は、政府の規則にしたがって事業を進めることになり、それぞれ建設が完了するまでに 4～5 ヶ月かかると計算している。2006 年 12 月までに完成することは確信していると答えた。

④ プリタール家族財団(Yayasan Family Blitar)について

最終年度事業計画の実施母体に、フリタール家族財団(Yayasan Family Blitar)という財団が含まれているが、これは以前話を伺ったことのあるフリタールにある「慰安婦」のための家と関係があるのかと質問したところ、まさにその財団であり、政府に対して「慰安婦」被害者のための施設を作りたいと要望していたが、(現在居住している私有地ではない)土地が見つかっていなかった。そこで地方政府が土地を支援することを決定し最終年度計画に盛り込まれることとなった、と説明された。

⑤ ヌールシャバニ国会議員による、「幸福に向かう船」財団(Yayasan Bahtora Akhir Bahagia)による計画について

「幸福に向かう船」財団(Yayasan Bahtora Akhir Bahagia)による計画については、ヌールシャバニ氏より3ヶ所の土地を確保したとの連絡を受け、最終年度事業計画に盛り込んだが、現在までのところ社会省で直接その土地の確認を行なっていないので、今後作業が遅れる可能性があるかもしれないとのこと。

上記2財団が運営する施設の実現に関して和田事務局長より、基金が行なっているインドネシアにおける高齢者社会福祉支援事業は戦時中にご苦勞をされた方々に対して日本が過去の反省を表すための事業であるが、その一方で基金は「慰安婦」被害者のために設立された財団であり、今回4施設において彼ら被害者を直接支援することが可能になって大変喜んでいる。社会省の配慮に感謝していると述べた。

⑥ インドネシア国内での「慰安婦」問題について

社会省から国内での「慰安婦」問題を取り巻く現状について説明があった。一部のNGOは日本政府からの国家補償を求めている一方、「慰安婦」問題はインドネシア国民にとって恥であり国内で大きくしたくないという考えがある。インドネシア政府は基金とのMOUを結んでいるためこれらNGOの期待に沿うことはできない。またNGOがもっている被害者とされる女性たちに関するデータは、被害者とは考えられない女性たちも含まれており、信憑性に欠ける感がある。

和田事務局長から、基金事業において同じインドネシアで起こった被害に対してオランダ方式とインドネシア方式がとられてきたが、両方意味あるものと考えている。オランダにおいては強制性が認められた被害者のみに実施した。一方インドネシアでは広い意味で戦争被害者である高齢者のための施設の中に「慰安婦」被害者も入居することができる。インドネシア事業開始当初は基金内部において個人に対して直接に事業を届けたいという意見があったことも事実だが、今はインドネシアで取られた方式もよかったと思っている。ただ一つ心を痛めているのは、「慰安婦」被害者であったと名乗り出ているマルディエムさんがこの高齢者福祉支援事業には反対しており、彼女が所属しているジョグジャカルタのグループもこれに参加していないことだ、と答えた。

これに対し、施設に入居できなかった「慰安婦」被害者には社会保障政策として12ヶ月間に渡って1ヶ月30,000ルピアを支給するということを社会省大臣に対してプジ総局長が提案し、

実施されることとなった。現在対象者を選定中であり、選定の際には「慰安婦」被害者を優先することとしている。しかしながら、「被害者認定」の作業を行うということではなく、家族による申請や、近隣の人々の証言を地方政府が聴取し決定することとしている。現段階では6州においてのパイロットプロジェクトであり、対象者数は2,500人で、2006年5月29日の高齢者の日に開始されることとなっている、と社会省より説明があった。

⑦ 基金終了後のフォローアップについて

和田事務局長より、基金は2007年3月に解散することになっており、基金が終わった後は日本政府が行なっている「草の根無償援助」を通じてフォローアップ事業を実施することができると考えている。要望については大使館と協議してもらうのがよい。また基金事業で建設した施設について解散までに全部を基金が直接視察することは不可能であることから、日本大使館や日本のNGOグループに代行してもらうことも考えている。そしてインドネシア国内のNGOも視察が可能だと言っていた。こうした基金以外の者が視察を行なうことも認めてほしい、と伝えた。

これに対し、社会省からは自分たちとしては全ての施設をオープンにしており、より多くの人に施設を見てほしいと思っている、との返答があった。

■バダンに同行したカバン担当官より道中、以下の報告があった。

- ⑧ プジ総局長は2006年4月で定年退官することになっている。それによってムリヤンタ課長も数ヶ月のうちに異動するであろう。自分(カバン担当官)もいずれ異動することになると思うが、基金事業が行なわれている12月のまでの間にはないと思う。
- ⑨ 最終年度事業のこれからの進め方としては、まず改めて各州政府及び団体に対して詳細な見積、建築会社等記載された書類を提出するよう通知し、提出された書類に対して正式に承認を行なう。これをもって各州政府、団体は建設に入ることとなる。送金はその進行状況に応じて適宜行なうこととなる。前もって送金することは規則上行っていない。
- ⑩ 第3、4期に計画されていた西カリマンタン州の施設建設は土地収用に問題が生じたため、西ジャワ州に予定を変更しこのたび完了した。
- ⑪ ガソリン税の収益が上がったことから、政府はこの分を福祉事業に還元しようとしている。州政府から中央政府に対し申請を行い、中央政府が選定の上、特に民間の施設(組織)に対して支給することとなっている。

2 ヌールシャバニ国会議員との懇談

(1) 訪問日時 3月23日午後4時—5時 議員会館ヌール・シャバニ上院議員室にて

和田と渡辺は、ヌール議員、ディヤン・ピンタリニー女史、ロフィコ・ヌルル・バドリア女史、ウリ女史、チャンドラ氏と会談した。ピンタリニー女史は、「幸福に向かう船」財団専務理事、バドリア女史は理事、ウリ女史は諮問委員会メンバー、チャンドラ氏は財団財務担当者である。

「幸福に向かう船」財団 Yayasan Bahtera Akhir Banagla は2005年7月12日に設立され、同年8月4日に認可された。ピンタリニー女史はマネジメント修士であり、ヌール議員と深く結ばれている方の方である。同財団はバスルアン、チマヒー、ボゴールに高齢者福祉施設を建築する計画を立て、

土地を獲得した。チマヒーでは、すでにクリニック、看護婦学校、運動場などがつらなる土地であるとの説明だったので、病院経営者が土地を与えてくれたのかしれない。慰安婦のための施設と聞いているがという私の問いには、うち1ヶ所では慰安婦がいないが、のこりの2箇所でも、慰安婦とされた人々を中心に地域の高齢者をも入居させ、コミュニティ・センターとしてコミュニティで支えていくつもりであるとの説明があった。またプトルの家族財団については、ビンタリニー女史は密接に協力関係にあると説明していた。

ビンタリニー女史は、財団の抱える問題として、基金からの支援金を直接財団にすみやかに渡してほしいということと、ボゴールについて見積もりと認定の援助額とが差がありすぎて困るということの二点をあげた。これに対して、和田は、基金は支援金全額を社会省に送った、基金としてできるのは、社会省に各事業主体の希望を聞き、速やかに支援金が生かされるようにしてほしいと要請することだけだ、あとは財団の方で社会省とかけあってもらいたいと回答した。社会省には社会省の定めた方式があるので、全額をすみやかに渡してほしいという希望はおそらく実現できないだろうと考えるほかない。ボゴール問題は地域毎に社会省が定めている坪当たり単価が古くて、実情にあっていないという指摘を聞いたが、これもすぐに改めることが難しいと感じられた。ビンタリニー女史は基金が社会省に手紙を出してくれるなら、そのコピーがほしいといわれた。

問題はあがあるが、新しい財団ができて、慰安婦とされた方々に直接役立つ3箇所の施設が実現されることはうれしいことであり、成功を祈った。

3 高齢者福祉施設の訪問

(1) 高齢者福祉施設「Pngeran Hidayatoellah」(パンゲラン・ヒデヤトラー第5・6期建設)

- ① 訪問日時:2006(平成18)年3月24日(金)
- ② 訪問者:和田、渡邊、間仲、通訳、社会省ムリヤンタ課長
- ③ 面談者:ジュナド施設長、施設長夫人ラツ氏、西ジャワ州社会局長、ニク西ジャワ州社会員、施設長娘リナ他
- ④ 場所について:
西ジャワ州チアンジュール県、ジャカルタ中心部から車で3時間くらいのところにある。
- ⑤ 施設について
 - 冒頭、施設長より今回の支援によって高齢者がよりより生活を送れるようになったことに対して大変感謝しているとともに、将来的にもこのような援助をお願いしたい。運営面でも限界を感じることもあり、これからも支援活動を行なってほしい、と挨拶があった。
 - 「Hidayatoellah」とは、カリマンタンで独立のために闘った英雄の名前。終われる身となった彼の子孫がこの土地に流れ着いた。施設長も彼の末裔である。
 - 既存の施設の隣に新規に建設。
 - 入居者用部屋5部屋、食堂、居間浴室を備えた施設。古い建物とあわせて23名が入居することができる。
 - 財団Hidayatoellahによって運営されておりボランティアスタッフが10名世話をしている。
 - 西ジャワ州政府が直接運営する施設は4ヶ所のみで財団等の私営施設が34ヶ所となっている。
- ⑥ 入居者とその生活について
 - 入居者は女性のみ。元「慰安婦」被害者ではないかと思われる80歳の女性も入居している

が訪問時は外出中であつた。

- 102歳の女性が最高齢であつたが、訪問の前日に他界。葬式は施設で執り行う。
- 周辺には貧しい人々が多いため、男性も入居できるように改築工事等を望んでいるが予算がないため、それができない状態。
- 出身地はチアンジュール周辺が多い。
- 食費などの経費は州政府からの援助と寄附でまかなっている。
- 近くにある州立のクリニックで無料で診察を受けることができる。

(2) 高齢者福祉施設「Sabai Nan Aluh」(サバイ・ヌン・アルイ第5・6期建設)

- ① 訪問日時 2006(平成18)年3月24日(土)
- ② 訪問者:渡邊、間仲、通訳、カバン担当官
- ③ 面談者:施設長ムスリザル氏、西スマトラ州社会局ユナス氏、他
- ④ 場所について:
西スマトラ州パダン中心地より車で1時間弱くらいのところにある。
- ⑤ 施設について
 - 「サバイ・ヌン・アルイ」とは、現地のミナンカバウ族にいたとても優しくて面倒見がよく可愛い女性の名前。高齢者たちに優しく接する意味で彼女の名前をつけた。
 - 1979年から既存。
 - 既存の施設群の一角に新規に建設。総敷地面積は1.2ヘクタール。
 - 入居施設が14棟、事務棟、ホール、台所、礼拝所、訓練所があり、施設全体の定員は120名。
 - 2人部屋6部屋と食堂、浴室、リビングを備えた1棟を建設。4部屋に高齢者が入居し1部屋は重病人のための部屋として看護し易いようリクライニングベッドを入れた。入居者を世話するため、スタッフ1人が同施設に生活している。
 - 西スマトラ州政府により運営されており27名のスタッフのうち12名が州の職員。契約職員は15名で調理、清掃、庭の手入れなどを行なっている。職員、契約職員を含め14名がソーシャルワーカーとして働き、そのうちの一人は看護学校に行き資格をもっている。
 - 近隣大学の医学部生、看護学部生がやって来て、体調管理を行なってくれている。先日も白内障の手術をしてもらった。
- ⑥ 入居者とその生活について
 - 63歳から101歳まで計114名が入居している。男女比はちょうど半々の57名ずつ。
 - 新聞でのお知らせや県自治体の広報などを行なうが、西スマトラでは知られている施設なので自らやってくる人も多い。
 - 西スマトラ州ミナンカバウ族出身の人が多い。他にはアチェ、西ジャワ州スンダ族、東ジャワ州マドゥラ族、華僑などの出身者もいる。
 - 入居の条件は、60歳以上で貧しく面倒を見ってくれる人がいないこと。また伝染病に罹っていないこと。
 - 食事は各棟の食堂にて提供されたものを食べる。
 - 入居者は民芸品やゆで卵を作って売り、小遣いにしている。
 - 地域の人々とは、入居者が散歩や市場に出かけ迷子になったときには近所の人々が連れ

帰ってくれたり、卵を売り買いしたりして交流している。

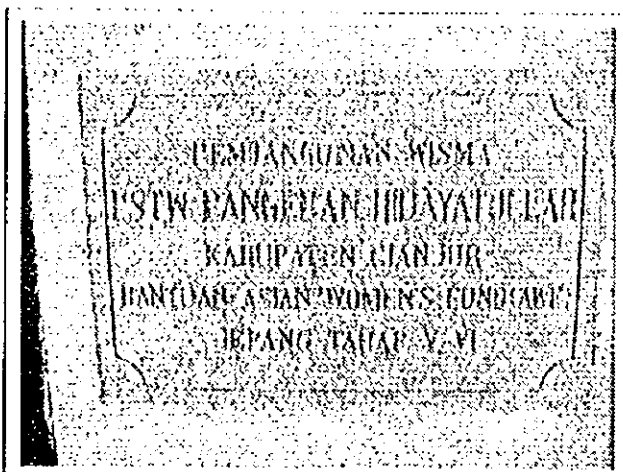
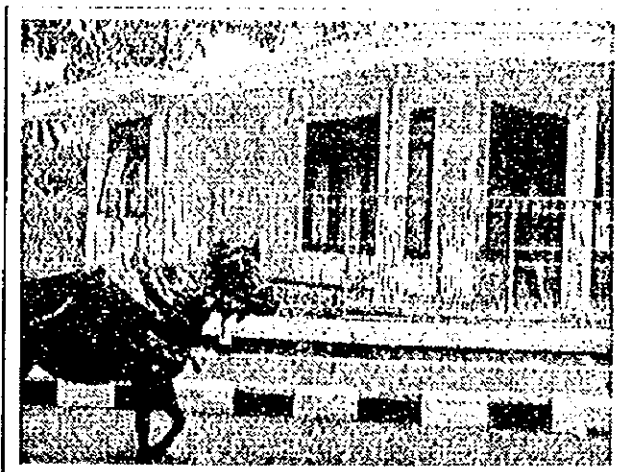
- 「慰安婦」被害者と思われる女性が入居している。本人は「日本人が経営する農園で歌を歌っていた」と言い、生涯独身で過ごしていることから鑑み、「被害者」ではないかと思っている。
- 施設視察後、入居している人々がホールに集まって歌を歌って訪問団を歓迎してくださった。「慰安婦」被害者と思われる女性がソロで歌ってくれた。

(3) 高齢者福祉施設「Syech Burhanuddin」(スエチ・バハルディン第5・6期建設)

- ① 訪問日時 2006(平成18)年3月24日(土)
- ② 訪問者:渡邊、間仲、通訳、カバン担当官
- ③ 面談者:施設長フセン氏、西スマトラ州社会局ユナス氏
- ④ 場所について:

西スマトラ州パダン中心地より車で1時間弱くらいのところにある。前述の「サバイ・ヌン・アルイ」施設からは30分程度。
- ⑤ 施設について
 - 1996年より運営され、徐々に建設し、現在7棟が建っている。
 - 財団によって運営されており、7名のボランティアスタッフが働く。同財団は学校も運営している。
 - 施設の間取りや、家具など前述の「サバイ・ヌン・アルイ」と同じモデルとなっている。
 - 2人部屋6部屋と食堂、浴室、リビングを備えた1棟を建設。4部屋に高齢者が入居し1部屋は重病人のための部屋として看護し易いようリクライニングベッドを入れた。入居者を世話をするため、スタッフ1人が同施設に生活している。
 - 地方自治体からの予算の他住民や信者からの寄附で運営を行なっている。
- ⑥ 入居者とその生活について
 - 60歳から92歳まで男性5名、女性25名、計30名が入居している。
 - 西スマトラ島出身の入居者がほとんどで家族がいない、もしくはいても同居はできない人ばかり。
 - 以前は調理人がいたが、高齢者の口には合わなかったようで、辞めさせてしまった。現在は自分達で共同で自炊している。
 - 織り物などをしてこれを売り、小遣いにしている。
 - 月に1回、厚生省による診療所から人がやって来て健康診断が受けられる。
 - 急病人に関しては近くに病院がなく、救急車もないので対処しきれないのが現状。
 - 「サバイ・ヌン・アルル」とともにアジア女性基金の支援によって建設された施設があまりに立派であるため他の施設に入居する者が羨ましがっている。特に私営の施設の場合、予算がないため他の施設は備品が揃っておらず、基金の施設と大きな差が出てしまっている。これからの対処策として順番に入居させるなどして対応していく案をもっていると社会省担当官カバン氏が言った。

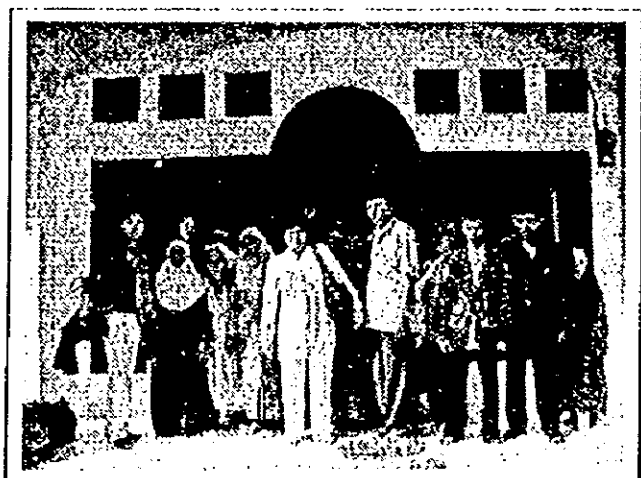
[Pngeran [Hidayatullah]



[Sabai Nan Aluih]



[Syech Burhanuddin]



April 10, 2006

Congressional Report Services Memorandum

Japanese Military's "Comfort Women"

Larry Niksch

Specialist In Asian Affairs

Foreign Affairs, Defense, and Trade Division

Responding to a number of inquiries, this memorandum provides background concerning the system of "comfort women" organized by the Japanese military during the 1930s and 1940s. For further questions about this issue, the author can be contacted at extension 77680.

Introduction

As Japan began its policy of military expansion into China in the 1930s, the Japanese military and government began to establish a system of facilities for women who provided sex to Japanese soldiers. The system was expanded when Japan attacked the United States in December 1941 and the Japanese military entered Southeast Asia and the Southwest Pacific. These women were given the name "comfort women." Most estimates of the number of these "comfort women" range from 50,000 to 200,000. A sizeable plurality or a majority of them were Korean. Chinese, Taiwanese, Filipino, Dutch, and Indonesian women made up most of the rest.

While information about the comfort women system appeared periodically after World War II, it was not until the 1980s and early 1990s that major publications appeared in Japan describing details of the system and governments and citizens of countries occupied by Japan began to discuss it more openly. This information increasingly described a system in which women were brought into through conscription and/or deception and that kept the women in comfort women facilities through coercion for long periods of time, usually until the women died or until World War II ended.

In the 1990s, the issue of comfort women became part of the dispute between Japan and several of its neighbors over whether Japan had accounted fully for its aggression against its neighbors and the abuses of its occupation policies. Several contentious issues arose over the comfort women: whether Japan had acknowledged fully the responsibility of the Japanese military and government for the abuses of the system; whether Japanese apologies to former comfort women constituted a sufficient official apology; whether Japan should pay official monetary compensation to comfort women; and whether Japanese school history textbooks should describe the comfort women system in their chapters on World War II. Another issue that arose was whether governments of the countries of origin of comfort women allowed surviving comfort women adequate freedom in deciding whether or not to accept Japanese offers of material assistance.

The U.S. Congress has been interested in the comfort women issue since the mid-1990s, and several bills have been introduced on the subject. In the current 109th Congress, H.CON.RES68 has been introduced in the House of Representatives. It expresses the sense of Congress "that the Government of Japan should formally issue a clear and unambiguous apology for the sexual enslavement of young women during colonial occupation of Asia and World War II, known to the world as 'comfort women'."

Accounts of the Comfort Women System

An early detailed revelation came from Yoshida Seiji, a former Japanese military policeman, who wrote a book in 1983 entitled *My War Crimes: The Forced Draft of Koreans* in which he described his participation in the roundup of over 1,000 women in Korea for service as "comfort women" to the Japanese military. In 1982, eight Japanese intellectuals issued a statement calling on the Japanese government to acknowledge and apologize for Japanese abuses in colonial and occupied countries; the statement specifically mentioned comfort women. After 1988, a number of South Korean women publicly identified themselves as former comfort women and gave accounts of their experiences. In December 1991, 35 Korean women, claiming to be former comfort women, filed a lawsuit against the Japanese government in a Japanese court. In 1992, the South Korean Foreign Ministry issued a report on Korean comfort women. It cited Japanese military documents describing the establishment of comfort women facilities in 1937 in China after the Japanese invasion. The documents contained orders from the Japanese army to local police and Japanese colonial government officials in Korea to set up comfort women facilities. The report asserted that thousands of women were rounded up and/or were threatened if they did not "volunteer" for service. Japanese colonial officials also used deception in recruiting women, often telling them that they would serve as nurses to the Japanese military. The South Korean report estimated that there were about 70,000 to 80,000 Korean comfort women. [1]

Another batch of documents was discovered in the late 1990s by Chu Te-lan, a history professor with the Academia Sinica in Taiwan. These documents described contracts between the Japanese army and a "Taiwan Development Company" for the company to build comfort women facilities in China. Other documents also contained instructions to the company by the Japanese colonial government of Taiwan to recruit and send comfort women to these facilities. [2]

The account that had the greatest impact came from Japanese historian Yoshimi Yoshiaki in 1992. Dr. Yoshimi conducted research in the library of the Japanese Self-Defense Forces in Tokyo. He found and disclosed a number of documents containing orders from the Japanese army to set up comfort women facilities in Japanese occupied territories from 1937 to 1945. Dr. Yoshimi handed the documents to the Asahi Shimbun, one of Japan's biggest newspapers, which ran a feature story on them. [3]

Japanese Government Admissions

Japanese government reactions to these revelations in 1992 and 1993 encompassed a range of responses beginning with official Japanese denials of government involvement in the comfort women system but shifting to official admissions of government and military responsibility. Initially, government officials acknowledged the existence of the comfort women system but claimed that the system was organized and operated by private parties and that there was no evidence of coercion of women into sexual service of the Japanese military. In response to Dr. Yoshimi's findings and the Korean women's lawsuit, Prime Minister Miyazawa Kichi ordered a government study of the issue. An initial study, issued in July 1992, disclosed 127 documents which showed Japanese military involvement in the building of comfort women facilities and the recruitment of women. Chief Cabinet Secretary Kato Koichi issued a statement on July 6, 1992, that the study "confirmed that there was government involvement" in the comfort women system and that comfort women had suffered "indescribable pain and suffering." A second study, announced on August 4, 1993, went further in acknowledging that recruiters of comfort women resorted to "coaxing and intimidating these women to be recruited against their will and there were even cases where administrative personnel directly took part in the recruitment." The report concluded that many comfort women lived as captives of the military for long periods. [5]

Following the issuance of the second study, Chief Cabinet Secretary Kono Yohei issued a statement that the study showed that the comfort women system "was an act with the involvement of the military

authorities of the day that severely injured the honor and dignity of many women," including "immeasurable pain and incurable physical and psychological wounds as so-called wartime comfort women." [6] Subsequent Japanese Foreign Ministry statements have referred to the Kono statement as one of "apologies and remorse." [7]

The Asian Women's Fund

In the admissions of 1992 and 1993, Japanese government officials stated that the government would try to assist surviving comfort women. The government's response was the Asian Women's Fund, which the government of Socialist Prime Minister Murayama Tomichi set up and which came into being on July 19, 1995. The Asian Women's Fund announced three programs for former comfort women who applied for assistance: (1) an atonement fund that paid two million yen (approximately \$20,000) to each former comfort woman; (2) medical and welfare support programs for former comfort women, paying 2.5-3 million yen (\$25,000-\$30,000) for each former comfort woman; and (3) a letter of apology from the Japanese Prime Minister to each recipient woman. [8]

The atonement fund issued payments directly to former comfort women from 1996 through 2002, when it ceased operations. During that time, it paid 565 million yen (approximately \$5.7 million) to 285 former comfort women. The medical and support programs continued beyond 2002 in some countries. As of March 2006, the Asian Women's Fund provided 700 million yen (approximately \$7 million) for these programs in South Korea, Taiwan, and the Philippines; 380 million yen (approximately \$3.8 million) in Indonesia; and 242 million yen (approximately \$2.4 million) in the Netherlands. [9] The Asian Women's Fund is scheduled to end its operations in March 2007.

A controversial issue in the Asian Women's Fund programs was the money provided directly by the Japanese government. The government paid the operational expenses of the Asian Women's Fund a total of 35 billion yen (approximately \$35 million) from 1995 through March 2000. [10] The government also paid the costs of the medical and support programs. However, the government refused to finance the atonement fund payments. These were financed through private Japanese contributions. According to a Japanese Foreign Ministry statement of May 2004, the Asian Women's Fund had obtained 590 million yen from private contributors, including "individuals, enterprises, labor unions, political parties, Diet members and Cabinet Ministers." The government did finance the Asian Women's Fund's campaigns to raise money. The government's position on direct compensation payments has been that the Peace Treaty between Japan and the Allied Powers of 1951 required Japan to pay reparations directly to occupied countries and allied countries and that these reparations covered any potential claims from individuals in these countries. Japan had entered into several such agreements with occupied countries. The government also reportedly has feared that direct compensation payments to former comfort women would result in other groups claiming abuse by Japan during World War II demanding similar compensation. [11] Critics, however, charged that the unwillingness of the government to make direct compensation payments signified an unwillingness to accept full responsibility for the comfort women system.

Controversy over An Official Apology to Asian Women's Fund Recipients

At the founding of the Asian Women's Fund in July 1995, Prime Minister Murayama promised to send a letter of apology to each recipient of assistance from the Asian Women's Fund. He described the comfort women system as a "national mistake" and "entirely inexcusable." [12] However, his successor, Hashimoto Ryutaro, leader of the conservative Liberal Democratic Party, stated that he would not issue such letters when he took office in 1996 and the Asian Women's Fund prepared to implement the first atonement payments. This brought forth criticism of the Prime Minister from board members of the Asian Women's

Fund. Miki Mutsuko, the wife of former Prime Minister Miki Takeo, resigned from her position on the board in protest. Prime Minister Hashimoto shifted his position in July 1996, and he issued the first apology letters in August 1996. [13] The letter from the Japanese Prime Minister to recipients of the Asian Women's Fund atonement payments has stated that "the Asian Women's Fund, in cooperation with the Government and people of Japan, offers atonement from the Japanese people to the former wartime comfort women," and that "the issue of comfort women, with an involvement of the Japanese military authorities at the time, was a grave affront to the honor and dignity of large numbers of women." The Prime Minister has stated in the letter "my most sincere apologies and remorse to the women who underwent immeasurable and painful experiences and suffered incurable physical and psychological wounds as comfort women." Thus, he addresses all comfort women rather than just the individual recipient of the letter. He asserts that "our country, painfully aware of its moral responsibilities, with feelings of apology and remorse, should face up squarely to its past history and accurately convey it to future generations." The Japanese word for "apology" in the letter, *shazai* (*saio* in Korean) is a particularly strong term that implies the admission of a crime. [14]

Foreign Reactions to the Asian Women's Fund

The 285 women who received atonement payments from the Asian Women's Fund between 1996 and 2002 undoubtedly represented a very small percentage of former comfort women still living. Moreover, it appears that nearly 200 of these were Filipino and Dutch women (79 from the Netherlands and over 100 estimated from the Philippines), although with the exception of the Dutch women, the Asian Women's Fund has been circumspect in publicizing information about individual recipients. There have been far fewer recipients in Taiwan (about 40) and especially in South Korea. There appear to be three reasons for this situation. One is the social stigma a woman could suffer, especially in Asian societies, if she openly revealed that she was a comfort woman by applying for compensation. A second is that some former comfort women, especially members of organized groups in several countries, openly rejected the atonement payments because they are not official Japanese government compensation. A third reason seems to be pressure and possible intimidation applied by governments and non-government groups (NGOs) on women not to accept payments and other assistance from the Asian Women's Fund. This factor appears to have been especially prevalent in South Korea.

The South Korean government announced a compensation plan for surviving former comfort women on March 29, 1993, that would pay the equivalent of \$6,400 and a monthly payment of \$250 to each woman. [15] However, after the Asian Women's Fund was established, the government and South Korean NGOs used the government's fund as a tool to pressure and dissuade former Korean comfort women from accepting payments and other assistance from the Asian Women's Fund. The South Korean government took an immediate position against the Asian Women's Fund when the Fund made atonement payments to seven South Korean women in January 1997. The government officially expressed displeasure to the Japanese government over the Asian Women's Fund and demanded that the Japanese government pay direct compensation. The South Korean government also supported the similar stance taken by the leading Korean NGOs claiming to represent former Korean comfort women: the Korea Council for Women Drafted for Military Sexual Slavery by Japan, and the Citizens' Coalition for the Resolution of the Forced Recruitment of Comfort Women by the Japanese Military. [16] These groups sharply criticized the seven women who had accepted payments from the Asian Women's Fund. At the recommendation of these groups, in March 1998, the South Korean government announced an upgrading of its fund for former Korean comfort women, offering larger payments. South Korean officials stated that the South Korean fund was intended to eliminate the possibility that Korean women would accept assistance from the Asian Women's Fund, and this became a required condition for any woman who applied to the South Korean government's fund. The Korea Council and the Citizens' Coalition also campaigned against women accepting assistance from the Asian Women's Fund. They raised money for former comfort women but

conditioned payments on pledges by the women not to accept any assistance from the Asian Women's Fund. The result was that no other Korean women applied for assistance from the Asian Women's Fund after the original seven had received atonement payments in January 1997. [17] The Asian Women's Fund reportedly sought to continue offering assistance in South Korea beyond the original five year deadline which ended in 2002; but it ultimately decided to end its program partly because of South Korean government and NGO opposition. [18]

After March 1998, the South Korean fund made a lump sum payment of 43 million won (approximately \$43,000) to each eligible former comfort woman for living expenses plus an additional monthly allotment of 740,000 won (approximately \$740) per person. The fund also made payments for the medical expenses of individual comfort women. Thus, the South Korean fund after March 1998 was considerably more generous in direct payments than the Asian Women's Fund. However, as of March 2006, only 208 South Korean women had applied to the South Korean fund; and the government managers of the fund had accepted 152 of these as legitimate former comfort women. Currently 124 women are receiving aid from the fund. [19] The small number of responders to the South Korean government's highly publicized fund raises the question of whether a larger number of comfort women would respond to either Japanese government or their own governments' compensation plan, or whether the social stigma of revealing one's identity as a former comfort woman is too much of a deterrent.

Taiwan established its own compensation fund in 1996. The government and the Taipei Women's Rescue Foundation (TWRF), a private organization, provided money for the fund. It paid each former comfort woman 500,000 New Taiwan Dollars, roughly the equivalent of the Asian Women's Fund atonement payments. The government and the TWRF have maintained that Japan should pay official compensation. An estimated 40 Taiwanese women have received assistance from the Asian Women's Fund. [20] However, opposition to the Asian Women's Fund apparently was not as overt as in South Korea; the Fund advertised its programs in Taiwan newspapers during this period. [21]

The Asian Women's Fund carried out programs in the Philippines, Indonesia, and the Netherlands; and in these countries much of the Fund's money came from the Japanese government for broader social welfare programs for the women. Philippine President Fidel Ramos stated that the Fund, though legally private, could help former Filipino comfort women. [22] On January 15, 1997, the Asian Women's Fund and the Philippine government signed a Memorandum of Understanding for medical and welfare support programs for former comfort women. Over the next five years, these were implemented by the Philippine government's Department of Social Welfare and Development. However, two NGO groups split over whether Filipino women should accept atonement payments from the Asian Women's Fund. LILA Pilipina officially demanded Japanese government payments but assisted women to apply to the Asian Women's Fund. Malaya Lolos, on the other hand, rejected the Asian Women's Fund. It is estimated that over 100 Filipino women accepted atonement payments from the Fund. [23]

In March 1997, the Asian Women's Fund signed a Memorandum of Understanding with the Indonesian government's Department of Social Affairs providing for the Fund to support an Indonesian project, "Promotion of Social Welfare Services for Elderly People in Indonesia." Asian Women's Fund financial support was to total 380 million yen (approximately \$38 million) over ten years to support facilities for the elderly with priority to be given to former comfort women. The Indonesian government favored this plan over receiving and authenticating applications from individual women. [24] According to the Japanese Foreign Ministry's statement of May 2004, 200 people were accommodated in those facilities.

The Asian Women's Fund negotiated initially with the Dutch Foundation for Japanese Honorary Debts (FJHD), an NGO of Dutch war victims, including comfort women, but the FJHD rejected compensation from

the Fund. With the support of the Dutch government, the Asian Women's Fund concluded a Memorandum of Understanding with another private Dutch group, the Project Implementation Committee in the Netherlands (PICN), to assist the livelihood of former comfort women. The project provided medical and other social services to the women. Over a period of three years, the Asian Women's Fund spent 241.5 million yen (approximately \$24 million) for the project, which assisted 79 women. [25]

The United Nations Human Rights Commission investigated the comfort women issue several times in the 1990s. Two reports to the Commission by U.N. Special Rapporteurs in 1996 and 1998 criticized Japan and called for Japan to pay official compensation to former comfort women and prosecute Japanese who were responsible for the system. However, while the Human Rights Commission acknowledged the reports, it did not fully endorse their recommendations in its resolutions. In September 2001, the Commission recommended to Japan that "victims [of Japan during World War II] must be compensated." [26] The international human rights organization, Amnesty International, has criticized the Asian Women's Fund and has called on Japan to pay official compensation to former comfort women. [27]

The Comfort Women Issue in Japanese Textbooks

Since Japan's admission of responsibility for the comfort women system, there have been frequent disputes over whether Japanese history textbooks should discuss comfort women. The real battle today in Japan over the comfort women issue is whether Japanese history textbooks will discuss it. In 1997, the Japanese Ministry of Education allowed some new middle-school textbooks to discuss comfort women as a form of sexual slavery based on the "forcible recruitment" of women. This decision and the issuance of the textbooks produced considerable criticism from some Japanese politicians and interest groups who contend that Japan's historical record in the first half of the 20th century is not as negative as it usually is portrayed. [28] A Japanese Society for History Textbook Reform was formed to work for the publication of history textbooks that presented a positive view of Japanese history. Undoubtedly as a consequence of this criticism and the campaign of the Japanese Society for History Textbook Reform, eight new textbooks approved in 2001 did not mention comfort women. The South Korean government protested by canceling a number of planned exchanges with Japan. [29] In 2005, a new group of eight approved textbooks omitted references to comfort women; only one textbook contained a reference to comfort women. [30] Nakayama Nariaki, the Minister of Education, supported the omissions, stating that references to comfort women in textbooks was an "incorrect description." [31] At the same time, however, a commission of scholars from Japan, South Korea, and China published a history textbook that contained a 60 page section on Japan's occupation of Korea (1910-1945) and Japan's invasion of Manchuria and China (1931-1945), which contained a detailed discussion of the comfort women issue. The September 2001 U.N. Human Rights Commission recommendation to Japan, cited above, also called on Japan to ensure that school textbooks and other teaching materials present history in "a fair balanced manner."

Comfort Women Suits in Japanese and U.S. Courts

Since the three Korean women filed suit in a Japanese court in 1991, women claiming to be former comfort women have filed suit several times in Japanese courts. With the exception of one victory in a lower court in 1998, Japanese courts have rejected claims for Japanese government financial compensation, citing Japanese reparations agreements with several Asian governments, concluded in accord with the Treaty of Peace with Japan of 1951, and the South Korea-Japan Basic Treaty of 1965. The Treaty of Peace mandated that Japan enter into reparations agreements with Allied countries, whose territories were occupied by Japan, and it stated that "except as otherwise provided in the present Treaty, the Allied Powers waive all reparations claims of the Allied Powers, other claims of the Allied Powers and their nationals arising out of any actions taken by Japan and its nationals in the course of the prosecution of the war." The

South Korea-Japan Basic Treaty of 1965 stated that "rights and interests of the people of both contracting countries and other claims of both countries are solved completely and finally." [32] However, reports by the United Nations and by Amnesty International in 2005 have called for the Japanese government to provide direct compensation to former comfort women. Moreover, some advocates for individual claimants from Allied countries have cited an exchange of letters between the Japanese and Dutch governments in 1951 in which Japan asserted that the Peace Treaty did not negate private claims against Japan by Dutch nationals. [33]

In September 2000, 15 former comfort women from China, Taiwan, South Korea, and the Philippines filed a lawsuit in the U.S. District Court in Washington, D.C., seeking claims (including claims for financial compensation) against the Japanese government under the U.S. Alien Tort Statute. The case was titled *Joo vs. Japan*. The District Court and the U.S. Court of Appeals for the District of Columbia ruled against the women. The courts accepted the argument of the U.S. Executive Branch, filed in a third party brief, that the Executive Branch rather than the U.S. courts had jurisdiction over the "political question" of whether individual claims against Japan were valid in view of the provisions of the Japanese Peace Treaty of 1951. In July 2004, the U.S. Supreme Court ruled that the Court of Appeals must reconsider the case. In June 2005, the Court of Appeals affirmed the original District Court judgment. The case went back to the Supreme Court, which ruled on February 21, 2006, that the claims of the women constituted non-judicial "political questions" and that the Supreme Court deferred to the judgment of the U.S. Executive Branch that the acceptance of such claims by U.S. courts would impinge upon the President's ability to conduct foreign relations. [34]

Conclusions

There is little question that the Government of Japan has acknowledged fully the role of the Japanese military and government in establishing and operating the comfort women system before and during World War II. However, the persuasiveness of the acknowledgments has been weakened in the eyes of many by related controversies over Japan's historic record such as the Prime Minister Koizumi's visits to the Yasakuni shrine (where Japan's war dead are enshrined but also where 14 major convicted war criminals also are enshrined), the content of history textbooks, and statements by individual Japanese political leaders such as the statement of the Minister of Education quoted above. The battle over acknowledgment continues in Japan today with the content of history textbooks as the main battleground; and some maintain that the trend toward textbooks omitting discussion of the comfort women system raises doubts about the commitment of Japan's Prime Ministers in their letters to comfort women that Japan "should face up squarely to its past history and accurately convey it to future generations."

The Asian Women's Fund appears to have been a genuine effort by the Japanese government and the Fund's sponsors and leaders to compensate and assist former comfort women. As discussed, several governments appeared to have accepted this by cooperating with the Asian Women's Fund.

The controversial issue of Asian Women's Fund atonement payments vs. demands for official Japanese government monetary compensation is predominately an issue of legal arguments vs. moral arguments. The Japanese government appears to have a credible legal position based on the Japanese Peace Treaty, Japan's reparations agreements with several countries, and the language of the South Korea-Japan normalization treaty of 1965. The February 2006 U.S. Supreme Court ruling in *Joo vs. Japan* seems to add strength to the Japanese government's position. However, demands for official compensation have a strong moral component; even some defenders of the Asian Women's Fund argue that Japan could have followed Germany's example and set up additional private-government combined funds to compensate other abused groups like forced laborers and prisoners of war. Japan's concern that official compensation

to comfort women could open up a Pandora's box of claims from other abused groups is a possibility that opens up a number of uncertainties, including the possibility that individual Japanese might counter by demanding official U.S. compensation for the U.S. napalm bombings of Japanese cities in 1945 and the atomic bombings of August 1945.

The Japanese government cites two statements as official apologies to comfort women: Cabinet Secretary Kono's statement of August 1993 and the Prime Ministers' letters to former comfort women who accepted assistance from the Asian Women's Fund. The Prime Ministers' letter does use the words "apology" and "apologies" and addresses these to all comfort women rather than just the recipients of the letters. Critics state that these are inadequate. The critics, however, have not proposed specific alternative modes of apology whether it be the format of the apology, the institution or individual within the Japanese government who should make the apology, or the language of the apology.

An overlooked issue in much of the discussion of comfort women is whether former comfort women in allied and occupied countries had adequate freedom to decide whether to accept compensation and/or assistance from the Asian Women's Fund. It appears that they did have sufficient freedom in the Philippines and the Netherlands but that they were not free to choose in Taiwan and especially in South Korea. Despite the financial generosity of the South Korean government's own fund for former comfort women, the South Korean government and NGOs used it and other means as instruments of pressure and intimidation against Korean women who otherwise would have sought assistance from the Asian Women's Fund.

Finally, the records of the Asian Women's Fund and the government funds in South Korea and Taiwan suggest that no program of compensation/assistance likely would have drawn responses from former comfort women much beyond the approximately 500 that came forward in response to these funds. It appears that the social stigma of revealing one's past as a former comfort woman remained a deterrent to many women who could have stepped forward.

Bibliography

1. Hicks, George. Ghosts gathering. Far Eastern Economic Review, February 18, 1993. P. 32-36. Yonhap News Agency (Seoul) reports, July 31, 1992.
2. Academia Sinica issues report on 'comfort women.' Taiwan Central News Agency (internet version), July 8, 1999. Ganz, Susanne. Documents may prove Japan's role in wartime sex slavery. Kyodo News Agency (Tokyo), July 13, 1999.
3. Sanger, David E. History scholar in Japan exposes a brutal chapter. New York Times, January 27, 1992. Page unknown. Do Rosario, Louise. A quest for truth. Far Eastern Economic Review, February 18, 1993. P. 37.
4. Hicks, Ghosts gathering, Far Eastern Economic Review, February 18, 1993, p. 16.
5. Sanger, David E. Japan admits it ran army brothels during war. New York Times, July 7, 1992, p. 1. Sterngold, James. Japan admits army forced women into war brothels. New York Times, August 5, 1993, p. 2.
6. Asian Women's Fund Website, March 15, 2006.

7. Ministry of Foreign Affairs of Japan. Recent Policy of the Government of Japan on the Issue Known as "Wartime Comfort Women." May 2004.
8. From the Asian Women's Fund website, March 16, 2006.
9. The inclusion of the Netherlands was due to Dutch women who were taken captive by the Japanese after Japan invaded the Dutch East Indies and forced to become comfort women.
10. Japanese Ministry of Foreign Affairs. Recent Policy of the Government of Japan on the Issue known as "Wartime Comfort Women." November 1, 2001.
11. Pollack, Andrew. Japan plans payment for forcing women into brothels during war. New York Times, August 31, 1994, p. A1.
12. Reid, T.R. Japanese leader apologizes to 'comfort women,' backs plan for recompense. Washington Post, July 19, 1995. P. A22.
13. Pollack, Andrew. Japan pays some women from war brothels, but many refuse. New York Times, August 15, 1996. P. A11.
14. Soh, C. Sarah. Japan's Responsibility Toward Comfort Women Survivors. JPRI Working Paper No. 77. Japan Policy, May 2001.
15. Boling, David. Mass Rape, Enforced Prostitution, and the Japanese Imperial Army: Japan Eschews International Legal Responsibility? Columbia Journal of Transnational Law. No. 3, 1995. P. 545.
16. Korean women compensated for sex slavery. Washington Times, January 12, 1997. P. A6.
17. Strom, Stephanie. Seoul won't seek Japan funds for war's brothel women. New York Times, April 22, 1998. P. A3. ROK to provide compensation to compensate comfort women. Yonhap News Agency (Seoul), March 11, 1998. Soh, Japan's Responsibility Toward Comfort Women Survivors, Japan Policy, May 2001. Soh, Chunghee Sarah. Human Rights and Humanity: The Case of the "Comfort Women." The ICAS Lectures, December 4, 1998.
18. Asian Women's Fund to end sex slave payments in South Korea. Kyodo New Agency (Tokyo) report, February 19, 2002.
19. Information supplied by the Embassy of Korea in Washington, March 17 and March 21, 2006.
20. Soh, Human Rights and Humanity: the Case of the "Comfort Women," The ICAS Lectures, December 4, 1998. Mao Huan-wen. Former comfort women lodge protest. Taipei Times, August 16, 2005. P. 1. Soh, Japan's Responsibility Toward Comfort Women Survivors, Japan Policy, May 2001.
21. Ibid. Asian Women's Fund website, March 15, 2006.
22. Kristof, Nicholas D. Japan to pay women forced into brothels. New York Times, June 15, 1995. P. A10.
23. Soh, Japan's Responsibility Toward Comfort Women Survivors, Japan Policy, May 2001.

24. Soh, Human Rights and Humanity: The Case of the "Comfort Women," The ICAS Lectures, December 4, 1998.
25. Japanese Ministry of Foreign Affairs. On the Completion of the Atonement Project of the Asian Women's Fund (AWF) In the Netherlands. July 13, 2001. Soh, Human Rights and Humanity: The Case of the "Comfort Women," The ICAS Lectures, December 4, 1998.
26. Washington Committee on Comfort Women. Chronology of Dates and Events. April 5, 2006. UN rapporteur tells Japan to face sex slave history. Agency France Presse (Hong Kong), June 2, 1999.
27. Amnesty International urges Japan to compensate for sex slavery. Korea Times (internet version), October 28, 2006.
28. Washio Ako. Textbook sex slave entries face growing opposition. Japan Times Weekly International Edition, March 3-9, 1997. P. 3.
29. Yoo, Jae-suk. History-book row estranges allies. Washington Times, July 13, 2001. P. A1.
30. Faiola, Anthony. Japanese schoolbooks anger S. Korea, China. Washington Post, April 6, 1995. P. A15.
31. McCunry, Justin. Discomfit women. British Guardian., June 14, 2005.
32. Japanese court dismisses compensation demand by South Korean women. Kyodo New Agency, March 26, 2001. Settle past carefully with Japan. Joongang Ilbo (Seoul), March 4, 2005. P. 7.
33. Clemons, Steven C. U.S. role in Japan's amnesia. Far Eastern Economic Review, October 25, 2001. P. 32.
34. Summary of the case from U.S. Law Week, provided by The American Law Division, Congressional Research Service, April 5, 2006. Washington Coalition for Comfort Women Issues. Chronology of Date and Events. (At www.comfort-women.org/v2/history.html).

【参考資料】日本軍「慰安婦」問題についての米国議会調査局の報告書・部分の抄訳

以下、ウェブサイト macska dot org より転記

The Asian Women's Fund appears to have been a genuine effort by the Japanese government and the Fund's sponsors and leaders to compensate and assist former comfort women. As discussed, several governments appeared to have accepted this by cooperating with the Asian Women's Fund (アジア女性基金は、日本政府及び基金の支持者や指導者たちによる、元慰安婦たちに償いと支援をしようとする真摯な取り組みであるように見える。いくつかの被害国もアジア女性基金と協力関係を持つことでこれを認めているように見える。)

The controversial issue of Asian Women's Fund atonement payments vs. demands for official Japanese government monetary compensation is predominately an issue of legal arguments vs. moral arguments. The Japanese government appears to have a credible legal position [...]. However, demands for official compensation have a strong moral component [...]. (アジア女性基金による「償い金」か日本政府による公式な「賠償金」という論争は、法的な議論か道義的な議論かということに行き着く。日本政府の主張は法的に言えば理にかなっているように思えるが、公式な賠償への主張は強い道義的な側面を持つ。)

Japan's concern that official compensation to comfort women could open up a Pandora's box of claims from other abused groups is a possibility that opens up a number of uncertainties, including the possibility that individual Japanese might counter by demanding official U.S. compensation for the U.S. napalm bombings of Japanese cities in 1945 and the atomic bombings of August 1945. (元慰安婦への賠償を行えば、ほかの多くの被害を受けた人々からの賠償請求に直面することになるという日本政府の懸念はいくつもの可能性をはらんでいる。その中には、米国による焼夷弾空襲や原爆投下に対する米国政府からの賠償を日本人が求める可能性も含まれる。)

The Japanese government cites two statements as official apologies to comfort women [...]. Critics state that these

are inadequate. The critics, however, have not proposed specific alternative modes of apology whether it be the format of the apology, the institution or individual within the Japanese government who should make the apology, or the language of the apology. (日本政府はこれまで2度に渡って公式に元慰安婦たちに謝罪している。それらの謝罪は不十分だという人たちは、ではどのような形の謝罪であれば良いのか、政府の中のどのような部門もしくは地位の人が謝罪すれば良いのか、どのような文面で謝罪すれば良いのかといった案を、いまだに提案していない。)

An overlooked issue in much of the discussion of comfort women is whether former comfort women in allied and occupied countries had adequate freedom to decide whether to accept compensation and/or assistance from the Asian Women's Fund [...]. Despite the financial generosity of the South Korean government's own fund for former comfort women, the South Korean government and NGOs used it and other means as instruments of pressure and intimidation against Korean women who otherwise would have sought assistance from the Asian Women's Fund (よく見過ごされている問題は、アジア女性基金からの支援を受け取るかどうかを決めるだけの自由を元慰安婦たちが与えられていたかどうかという点である。韓国の政府と非政府団体は、韓国政府が設置した慰安婦支援のための基金などを使って、元慰安婦たちがアジア女性基金からの支援を受け取らないように圧力をかけた。)

Finally, the records of the Asian Women's Fund and the government funds in South Korea and Taiwan suggest that no program of compensation/assistance likely would have drawn responses from former comfort women much beyond the approximately 500 that came forward in response to these funds. It appears that the social stigma of revealing one's past as a former comfort woman remained a deterrent to many women who could have stepped forward. (最後に、アジア女性基金及び韓国と台湾の政府による慰安婦支援基金の記録を見る限り、どのような形で賠償が行われていたとしても500人程度しか名乗りを上げなかったであろう。過去に自分が慰安婦であったことを名乗り出ることの社会的スティグマが、支援を受け取るための大きな障害となっているようだ。)

平成 17 年度事業報告書

自 平成 17 年 4 月 1 日

至 平成 18 年 3 月 31 日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

平成 17 年度事業報告書

(平成 17 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日)

女性のためのアジア平和国民基金

平成 17 年度の業務は、当初の事業計画に沿って、次の通り実施したので報告する。

1. 基金総括整理事業

(1) 事業総括関係

ア. 一般広報啓発

- ① 基金ホームページ、刊行物データベースの管理と更新
- ② 基金ニュース 26 号、27 号の発行
- ③ 総括事業の実施に係わるメディア広告
- ④ シンポジウム等総括報告書の製作と配布
- ⑤ 公開フォーラムの記録冊子、ビデオ、マニュアル製作など 4 種

イ. シンポジウム等開催

公開シンポジウム 「女性に対する暴力—暴力を未然に防ぐために—」
2 月東京にて開催

ウ. 次世代フォーラム等開催

日韓学生フォーラム 「日韓・市民の時代をどうつくるか」12 月東京にて
開催

(2) 国際人権問題等関係

ア. 国際人権会議出席等

- ① 国連人権促進保護小委員会 (ジュネーブ) 8 月、理事・事務局員派遣
- ② 国連婦人の地位委員会 (ニューヨーク) 2 月、事務局員派遣

イ. 事業実施国相互往来

- ① 韓国: 5 月、8 月、2 月、3 月、現地情報収集や関係者との協議のため
関係者の招聘、事務局員・関係者派遣
- ② フィリピン: 11 月、基金事業協力者に対する日本大使による表彰式典に
出席
- ③ 台湾: 1 月、現地情報収集や関係者との協議のため理事・事務局員派
- ④ インドネシア: 5 月、3 月、現地視察や関係者との協議のため理事・事務
局員派遣

ウ. 国際会議開催

- ① 国際シンポジウム「過去へのまなざし、未来への構想—政府、メディア、
NGO の戦後責任と日本の未来」開催 7 月 東京、箱根
- ② AWF セミナー 「慰安婦問題と日韓の和解」開催 3 月

(3) 歴史資料整備等関係

ア. 償い事業既存資料等整備

各種既存資料の整備

イ. 事業関係者による回顧録作成

事業関係者へのインタビューと記録作成

基金関係者 11名

被害者 4名

拠金者 1名 計 16名

2. 医療・福祉支援事業

インドネシアの高齢者社会福祉推進事業は既に42ヶ所で完了している。

本年度は14州、27ヶ所で、実施することになった。これには津波被害地であるアチェの施設建設及びこれまで被害者を支援してきた団体要望の施設建設計画も含まれている。

3. その他総務報告

イ. 理事会等の開催

理事会	第81回	平成17年4月8日 平成17年度 基金の体制について
	第82回	平成17年6月24日 平成16年度事業報告及び収支決算報告
	第83回	平成17年11月11日 役員人事、アフターケアについて
	第84回	平成17年12月16日 アフターケアについて
	第85回	平成18年1月26日 事業計画、アフターケアについて
	第86回	平成18年3月10日 平成18年度事業計画及び予算案について
評議員会	第27回	平成17年6月23日 平成16年度決算報告承認の件
	第28回	平成17年8月29日 書面表決による寄附行為一部変更について
	第29回	平成17年11月24日 書面表決による理事の交代について
	第30回	平成18年3月13日 平成18年度事業計画及び予算案について

基金事業に関するプロジェクトチーム会議

平成17年9月20日	事業計画について
平成18年2月16日	事業計画について

ロ. 役員の異動

(1) 理事会関係

理事辞任

山口 達男 (平成 17 年 8 月)

下村 満子 (平成 18 年 2 月)

理事交代

岡部 謙治 (辞任) 平成 17 年 10 月

植本 真砂子 (就任) 平成 17 年 10 月

草野 忠義 (辞任) 平成 17 年 10 月

古賀 伸明 (就任) 平成 17 年 10 月

(2) 評議員

林 誠子 (辞任) 平成 17 年 10 月

山口 洋子 (就任) 平成 17 年 10 月

(3) 監事

入山 健之助 (就任) 平成 17 年 11 月

ハ. 会計検査院の会計実地検査 6月29日

平成 14 年度、15 年度、16 年度 補助金等

監査報告

平成18年6月14日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金
理事長 村山 富市殿

財団法人女性のためのアジア平和国民基金

監事

入山 健之助

平成17年4月1日から平成18年3月31までの会計年度における会計及び業務の監査を行いましたので、その結果を次の通り報告します。

1. 監査方法の概要

- (1) 会計検査については、帳簿並びに関係書類の閲覧、質問などにより、計算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査については、理事会及びその他の会議に出席し、関係書類の閲覧、理事の報告聴取などにより、業務執行の妥当性を検討した。

2. 監査意見

- (1) 収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。
- (2) 事業報告の内容は適正である。
- (3) 理事の職務に関する不整の事実は認められない。

平成 17 年度収支決算書

自 平成 17 年 4 月 1 日

至 平成 18 年 3 月 31 日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

収 支 計 算 書

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

(単位 円)

科 目	予算額	決算額	差異	備考
収入の部				
1 基本財産運用収入	1,000	40	960	
2 寄附金収入	1,000	314,883	△ 313,883	
3 国庫補助金収入	185,226,000	152,381,000	32,845,000	
4 退職給与引当預金取崩収入	0	18,051,999	△ 18,051,999	
5 雑収入 受取利息	3,000	1,810	1,190	
当期収入合計 (A)	185,231,000	170,749,732	14,481,268	
前期繰越収支差額	183,800,000	186,536,601	△ 2,736,601	
収入合計 (B)	369,031,000	357,286,333	11,744,667	
支出の部				
1 事業費支出	205,470,000	223,945,523	△ 18,475,523	
基金総括整理事業	92,470,000	59,368,230	33,101,770	
医療福祉支援事業	113,000,000	164,577,293	△ 51,577,293	
2 運営経費支出	85,800,000	72,244,467	13,555,533	
一般管理費	83,361,000	69,757,793	13,603,207	
人件費	61,435,000	48,281,697	13,153,303	
経常事務費	21,926,000	21,476,096	449,904	
運営審議会等経費	2,439,000	2,486,674	△ 47,674	
3 退職手当支出	0	18,051,999	△ 18,051,999	
4 特定預金繰入支出				
退職引当預金繰入	6,956,000	20,768,303	△ 13,812,303	
5 基本財産繰入支出				
基本財産繰入	0	40	△ 40	
6 予備費				
予備費	70,805,000	0	70,805,000	
当期支出合計 (C)	369,031,000	335,010,332	34,020,668	
当期収支差額 (A)-(C)	△ 183,800,000	△ 164,260,600	△ 19,539,400	
次期繰越収支差額 (B)-(C)	0	22,276,001	△ 22,276,001	

正味財産増減計算書

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

(単位 円)

科 目	金 額			備 考
増加の部				
1 資産増加額				
退職引当特定預金増加額	2,716,319			
基本財産受入額	40	2,716,359		
増加額合計			2,716,359	
減少の部				
1 資産減少額				
当期収支差額	164,260,600			
什器備品減価償却額	680,815	164,941,415		
減少額合計			164,941,415	
当期正味財産減少額			162,225,056	
前期繰越正味財産額			242,967,434	
期末正味財産合計額			80,742,378	

計算書類に対する注記

1 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却について

什器備品：定額法による減価償却を実施している。

(2) 資金の範囲について

資金の範囲には、現金預金、未収入金、未払金、預り金を含めることにしている。

なお、前期末及び当期末残高は下記3に記載するとおりである。

(3) 消費税等に関する会計処理方法について

税込方式で行っている。

2 基本財産の増減及びその残高は、次のとおりである。

(単位 円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期末残高
預 金	28,683,750	40	28,683,790
合計(基本金)	28,683,750	40	28,683,790

3 次期繰越収支差額の内容は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期末残高	備考
預金現金	187,384,391	22,874,112	
合 計	187,384,391	22,874,112	
未 払 金	522,944	306,665	
預 り 金	324,846	291,446	
合 計	847,790	598,111	
次期繰越収支差額	186,536,601	22,276,001	

4 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
什 器 備 品	4,128,600	3,058,961	1,069,639
敷 金	4,374,240		4,374,240
電話加入権	542,150		542,150
合 計	9,044,990	3,058,961	5,986,029

貸借対照表

平成18年3月31日 現在

(単位 円)

科 目	金 額			備 考
資産の部				
1 流動資産				
現金預金	22,874,112			
流動資産合計		22,874,112		
2 固定資産				
基本財産				
銀行預金	28,683,790			
基本財産合計	28,683,790			
その他の固定資産				
什器備品	1,069,639			
電話加入権	542,150			
退職給与引当特定預金	23,796,558			
敷金	4,374,240			
その他の固定資産合計	29,782,587			
固定資産合計		58,466,377		
資産合計			81,340,489	
負債の部				
1 流動負債				
未払金	306,665			
預り金	291,446			
流動負債合計		598,111		
負債合計			598,111	
正味財産の部				
正味財産			80,742,378	
(うち基本金)		(	28,683,790)	
(うち正味財産減少額)		(	162,225,056)	
負債及び正味財産合計			81,340,489	

財 産 目 録

平成18年3月31日 現在

(単位 円)

科 目		金 額		
資産の部				
1 流動資産				
預金現金				
現金	現金手許有高	0		
普通預金	三菱東京UFJ銀行	2,908,902		
郵便貯金	郵政公社	3,755,635		
普通預金	横浜銀行	14,311,606		
普通預金	三菱東京UFJ銀行	807,881		
普通預金	三菱東京UFJ銀行	1,090,088		
現預金合計		22,874,112		
流動資産合計			22,874,112	
2 固定資産				
(1) 基本財産				
普通預金	三菱東京UFJ銀行	28,683,790		
基本財産合計		28,683,790		
(2) その他の固定資産				
什器備品	パソコン他	1,069,639		
電話加入権	3514-4071他	542,150		
退職給与引当特定預金	三菱東京UFJ銀行	23,796,558		
敷金	(有)マニユライフ・プロパ ティース・ジャパン	4,374,240		
その他の固定資産合計		29,782,587		
固定資産合計			58,466,377	
資産合計				81,340,489
負債の部				
1 流動負債				
未払金				
3月分社会保険料負担金他		306,665		
未払金合計		306,665		
預り金				
雇用保険料他		291,446		
流動負債合計			598,111	
負債合計				598,111
正味財産				80,742,378

(参考)

(平成 17 年度収支計算書)

会計別説明資料

収 支 計 算 書

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

(単位 円)

科 目	決算額	寄付金経理	長出金経理	補助金等経理
収入の部				
1 基本財産運用収入	40			40
2 寄附金収入	314,883	314,883		
3 国庫補助金収入	152,381,000			152,381,000
4 退職給与引当預金取崩収入	18,051,999			18,051,999
5 雑収入				
受取利息	1,810	3	1,790	17
当期収入合計 (A)	170,749,732	314,886	1,790	170,433,056
前期繰越収支差額	186,536,601	6,349,651	179,694,990	491,960
収入合計 (B)	357,286,333	6,664,537	179,696,780	170,925,016
支出の部				
1 事業費支出				
基金総括整理事業	59,368,230			59,368,230
医療福祉支援事業	164,577,293		164,577,293	
2 運営経費支出				
一般管理費	69,757,793			69,757,793
人件費	48,281,697			48,281,697
経常事務費	21,476,096			21,476,096
運営審議会等経費	2,486,674			2,486,674
3 退職手当支出	18,051,999			18,051,999
4 特定預金繰入支出				
退職引当預金繰入	20,768,303			20,768,303
5 基本財産繰入支出				
基本財産繰入	40			40
当期支出合計 (C)	335,010,332	0	164,577,293	170,433,039
当期収支差額 (A)-(C)	△ 164,260,600	314,886	△ 164,575,503	17
次期繰越収支差額 (B)-(C)	22,276,001	6,664,537	15,119,487	491,977

正味財産増減計算書

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

(単位 円)

科 目	決算額	寄付金経理	拠出金経理	補助金等経理
増加の部				
1 資産増加額				
退職給与引当預金増加額	2,716,319	0	0	2,716,319
基本財産受入額	40	0	0	40
増加額合計	2,716,359	0	0	2,716,359
減少の部				
1 資産減少額				
当期収支差額	164,260,600	△ 314,886	164,575,503	△ 17
什器備品減価償却額	680,815	0	0	680,815
減少額合計	164,941,415	△ 314,886	164,575,503	680,798
当期正味財産減少額	162,225,056	△ 314,886	164,575,503	△ 2,035,561
前期繰越正味財産額	242,967,434	6,349,651	179,694,990	56,922,793
期末正味財産合計額	80,742,378	6,034,765	15,119,487	58,958,354

計算書類に対する注記

1 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却について

什器備品：定額法による減価償却を実施している。

(2) 資金の範囲について

資金の範囲には、現金預金、未収入金、未払金、預り金を含めることにしている。

なお、前期末及び当期末残高は下記3に記載するとおりである。

(3) 消費税等に関する会計処理方法について

税込方式で行っている。

2 基本財産の増減及びその残高は、次のとおりである。

(単位 円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期末残高
預 金	28,683,750	40	28,683,790
合計(基本金)	28,683,750	40	28,683,790

3 次期繰越収支差額の内容は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期末残高	備考
預金現金	187,384,391	22,874,112	
合 計	187,384,391	22,874,112	
未 払 金	522,944	306,665	
預 り 金	324,846	291,446	
合 計	847,790	598,111	
次期繰越収支差額	186,536,601	22,276,001	

4 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
什 器 備 品	4,128,600	3,058,961	1,069,639
敷 金	4,374,240		4,374,240
電話加入権	542,150		542,150
合 計	9,044,990	3,058,961	5,986,029

貸 借 対 照 表

平成18年3月31日現在

(単位 円)

科 目	決算額	寄付金経理	拠出金経理	補助金等経理
資産の部				
1 流動資産				
現金預金	22,874,112	6,664,537	15,119,487	1,090,088
流動資産合計	22,874,112	6,664,537	15,119,487	1,090,088
2 固定資産				
基本財産				
銀行預金	28,683,790	0	0	28,683,790
基本財産合計	28,683,790	0	0	28,683,790
その他の固定資産				
什器備品	1,069,639	0	0	1,069,639
電話加入権	542,150	0	0	542,150
退職給与引当特定預金	23,796,558	0	0	23,796,558
敷金	4,374,240			4,374,240
その他の固定資産合計	29,782,587	0	0	29,782,587
固定資産合計	58,466,377	0	0	58,466,377
資 産 合 計	81,340,489	6,664,537	15,119,487	59,556,465
負債の部				
1 流動負債				
未払金	306,665	0	0	306,665
預り金	291,446	0	0	291,446
流動負債合計	598,111	0	0	598,111
負 債 合 計	598,111	0	0	598,111
正味財産の部				
正味財産	80,742,378	6,664,537	15,119,487	58,958,354
(うち基本金)	28,683,790	0	0	28,683,790
(うち正味財産減少額)	162,225,056	△ 314,886	164,575,503	△ 2,035,561
負債及び正味財産合計	81,340,489	6,664,537	15,119,487	59,556,465

財 産 目 録

平成18年3月31日現在

(単位:円)

科 目	決算額	寄付金経理	奨学金経理	補助金等経理
資産の部				
1 流動資産				
預金現金				
現金	0			0
手許有高				
普通預金 (寄附金収支口座) 三菱東京UFJ銀行	2,908,902	2,908,902		
郵便振替 (寄附金受入口座) 郵政公社	3,755,635	3,755,635		
普通預金 (拠出金口座) 横浜銀行	14,311,606		14,311,606	
普通預金 (拠出金口座) 三菱東京UFJ銀行	807,881		807,881	
普通預金 (補助金口座) 三菱東京UFJ銀行	1,090,088			1,090,088
現預金合計	22,874,112	6,664,537	15,119,487	1,090,088
流動資産合計	22,874,112	6,664,537	15,119,487	1,090,088
2 固定資産				
(1) 基本財産				
普通預金 三菱東京UFJ銀行	28,683,790			28,683,790
基本財産合計	28,683,790	0	0	28,683,790
(2) その他の固定資産				
什器備品 パソコン他	1,069,639			1,069,639
電話加入権 3514-4071他	542,150			542,150
退職給与引当特定預金 三菱東京UFJ銀行	23,796,558			23,796,558
敷金 (有)マニユライフ・プロパティーズ・ジャパン	4,374,240			4,374,240
その他の固定資産合計	29,782,587	0	0	29,782,587
固定資産合計	58,466,377	0	0	58,466,377
資産合計	81,340,489	6,664,537	15,119,487	59,556,465
負債の部				
1 流動負債				
未払金				
3月分社会保険料負担金他	306,665			306,665
未払金合計	306,665	0	0	306,665
預り金				
雇用保険料他	291,446			291,446
流動負債合計	598,111	0	0	598,111
負債合計	598,111	0	0	598,111
正味財産	80,742,378	6,664,537	15,119,487	58,958,354

平成 17 年度財務諸表附属参考資料

自 平成 17 年 4 月 1 日

至 平成 18 年 3 月 31 日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

国庫補助金収入明細表

平成17年度

(単位 円)

科目	内訳	金額	入金年月日	備考
国庫補助金収入	第1期分	61,485,000	平成17年5月20日	外務省
	第2期分	38,938,000	平成17年8月2日	//
	第3期分	39,275,000	平成17年11月16日	//
	第4期分	12,683,000	平成18年3月28日	//
合計		152,381,000		

寄附金収支調べ(平成17年度)

平成18年3月31日現在
(単位:円)

区分	寄附金収入			利息収入			収入合計 (A+B)±(C)	支出 (D)	差引預貯金 残額
	銀行口座	郵便振替	合計(A)	銀行口座	郵便振替	合計(B)			
前年度末累計	560,359,062	3,575,862	563,934,924	2,499,473	870	2,500,343	566,435,267	570,085,616	△ 3,650,349
平成17 4		56,330	56,330				56,330		△ 3,594,019
5		27,900	27,900				27,900		△ 3,566,119
6	110,000	7,341	117,341				117,341		△ 3,448,778
7		23,077	23,077				23,077		△ 3,425,701
8		11,965	11,965	3		3	11,968		△ 3,413,733
9		13,900	13,900				13,900		△ 3,399,833
10		13,830	13,830				13,830		△ 3,386,003
11		8,900	8,900				8,900		△ 3,377,103
12		10,830	10,830				10,830		△ 3,366,273
平成18 1	25,110	3,900	29,010				29,010		△ 3,337,263
2		900	900			0	900		△ 3,336,363
3		900	900				900		△ 3,335,463
当期計	135,110	179,773	314,883	3	0	3	314,886	0	314,886
当期末累計	560,494,172	3,755,635	564,249,807	2,499,476	870	2,500,346	566,750,153	570,085,616	△ 3,335,463
								(285名分)	

注1 不足額は基本財産の一部を充当

U F J 銀行	2,908,902
郵便振替	3,755,635
合 計	6,664,537

未 払 明 細 表

平成17年度

単位:円

区 分		金 額	未 払 先	発生年月日	精算年月日	備 考
補助金 基金運営	人件費 庁 費	266,851	社会保険庁	H18.3.31	H18.4.28	社会保険料(3月分)
		18,920	東京四社	H18.3.31	H18.4.6	タクシー代 (2月分)
		15,099	佐川急便	H18.3.31	H18.4.14	宅配便 (3月分)
		945	ニフイ	H18.3.31	H18.4.20	インターネット (2月分)
		4,850	日本郵政公社	H18.3.31	H18.4.20	後納郵便料(3月分)
計		306,665				

預かり金明細表

平成17年度

単位:円

区 分	金 額	精算年月日	備 考
預かり金	291,446	平成18年5月	雇用保険 (H. 17. 4～ H. 18. 3)
計	291,446		

残

東京都 千代田区
九段南 2丁目7番6号
相互九段南ビル

お取引残高は、下記のとおりで
あることを証明いたします。

平 戌 18 年 4 月 4 日

株式会社 三菱東京UFJ銀行

949 300

41-0001

東京公務部

電話 (03) 3502-3341

全 1 ページ中 1 ページ目

[illegible]

R 0 0 0 3 3 2 0

78 716100

(印)

No. 07167

残高証明書

東京都千代田区九段南2丁目7-6 (相互九段南ビル)

平成18年04月03日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金 様

株式会社 横浜 銀行
東京支店



平成18年03月31日現在の預金残高であることを証明いたします。

合計残高	¥14,311,606
------	-------------

種 類	金 額	摘 要
普通預金	¥14,311,606	
	以下余白	

ご注意 この証明書の金額は訂正しません。

7/13

郵便振替口座残高証明書

口座番号	00180-3- 71164
------	----------------

加入者名	財団法人 女性のためのアジア平和国民基金
------	----------------------

平成18年 3月31日現在の口座現在高

*****3,755,635円

上記のとおり証明します。

平成18年 4月 1日
東京貯金事務センター

平成17年度女性アジア平和友好活動事業費等補助金に係る執行額報告書(第4四半期)

区 分		予算現額(A)	既交付額(B)	前期末支出済額 累計(C)	当期支出済額(D)	支出済額累計 (E)=(C+D)	対交付済額 (F)=(B+E)	対予算現額 (G)=(A-E)
I 運営経費		92,298,000	92,298,000	55,631,531	37,381,239	93,012,770	△ 714,770	△ 714,770
1	人件費	68,350,000	68,350,000	38,949,633	30,100,367	69,050,000	△ 700,000	△ 700,000
2	諸謝金	620,000	620,000	370,000	260,000	630,000	△ 10,000	△ 10,000
3	旅費	787,000	787,000	478,740	259,000	737,740	49,260	49,260
4	庁費	22,541,000	22,541,000	15,833,158	6,761,872	22,595,030	△ 54,030	△ 54,030
II 基金総括整理費		60,083,000	60,083,000	30,879,780	28,488,450	59,368,230	714,770	714,770
1	諸謝金	3,430,000	3,430,000	1,634,800	1,582,800	3,217,600	212,400	212,400
2	旅費	15,560,000	15,560,000	10,687,957	6,239,294	16,927,251	△ 1,367,251	△ 1,367,251
3	庁費	41,093,000	41,093,000	18,557,023	20,666,356	39,223,379	1,869,621	1,869,621
4	未計画額	0	0	0	0	0	0	0
合 計		152,381,000	152,381,000	86,511,311	65,869,689	152,381,000	0	0

区 分	予算現額(A)	既交付額(B)	前期末未支出済額 累計(C)	当期支出済額(D)	支出済額累計 (E)=(C+D)	対交付済額 (F)=(B+E)	対予算残額 (G)=(A-E)
I 運営経費	92,298,000	92,298,000	55,631,531	37,381,239	93,012,770	△ 714,770	△ 714,770
1 一般管理費	90,317,000	90,317,000	54,116,401	36,409,695	90,526,096	△ 209,096	△ 209,096
(1) 人件費	68,350,000	68,350,000	38,949,633	30,100,367	69,050,000	△ 700,000	△ 700,000
①職員給与	54,293,000	54,293,000	35,374,639	7,704,246	43,078,885	11,214,115	11,214,115
②社会保障料	7,101,000	7,101,000	3,574,994	1,627,818	5,202,812	1,898,188	1,898,188
③退職手当積立金	6,956,000	6,956,000	0	20,768,303	20,768,303	△ 13,812,303	△ 13,812,303
(2) 旅費	48,000	48,000	0	17,000	17,000	31,000	31,000
(3) 庁費	21,919,000	21,919,000	15,166,768	6,292,328	21,459,096	459,904	459,904
運営審議会等経費	1,981,000	1,981,000	1,515,130	971,544	2,486,674	△ 505,674	△ 505,674
(1) 諸謝金	620,000	620,000	370,000	260,000	630,000	△ 10,000	△ 10,000
(2) 旅費	739,000	739,000	478,740	242,000	720,740	18,260	18,260
(3) 庁費	622,000	622,000	666,390	469,544	1,135,934	△ 513,934	△ 513,934

区 分	予算現額(A)	既交付額(B)	前期末支出済額 累計(C)	当期支出済額(D)	支出済額累計 (E)=(C+D)	対交付済額 (F)=(B-E)	対予算差額 (G)=(A-E)
Ⅱ 基金総括整理費							
1 事業総括関係経費							
(1) 一般広報啓発							
① 諸謝金	60,083,000	60,083,000	30,879,780	28,488,450	59,368,230	714,770	714,770
② 庁費	35,106,000	35,106,000	14,753,169	16,229,293	30,982,462	4,123,538	4,123,538
(2) シンポジウム等開催							
① 諸謝金	27,025,000	27,025,000	9,586,428	8,010,083	17,596,511	9,428,489	9,428,489
② 諸謝金	400,000	400,000	0	100,000	100,000	300,000	300,000
② 庁費	26,625,000	26,625,000	9,586,428	7,910,083	17,496,511	9,128,489	9,128,489
(3) 次世代フォーラム等開催							
① 諸謝金	4,965,000	4,965,000	852,111	5,619,245	6,471,356	△ 1,506,356	△ 1,506,356
② 諸謝金	1,480,000	1,480,000	360,000	612,800	972,800	507,200	507,200
② 旅費	840,000	840,000	0	734,980	734,980	105,020	105,020
③ 庁費	2,645,000	2,645,000	492,111	4,271,465	4,763,576	△ 2,118,576	△ 2,118,576
11/13 (3) 次世代フォーラム等開催							
① 諸謝金	3,116,000	3,116,000	4,314,630	2,599,965	6,914,595	△ 3,798,595	△ 3,798,595
② 諸謝金	400,000	400,000	268,800	0	268,800	131,200	131,200
② 旅費	826,000	826,000	1,955,753	0	1,955,753	△ 1,129,753	△ 1,129,753
③ 庁費	1,890,000	1,890,000	2,090,077	2,599,965	4,690,042	△ 2,800,042	△ 2,800,042
2 国際人権問題等関係経費							
(1) 国際人権会議出席等							
① 旅費	17,607,000	17,607,000	13,069,686	6,614,853	19,684,539	△ 2,077,539	△ 2,077,539
② 旅費	4,746,000	4,746,000	1,605,890	659,121	2,265,011	2,480,989	2,480,989
② 庁費	4,699,000	4,699,000	1,581,140	655,530	2,236,670	2,462,330	2,462,330
② 庁費	47,000	47,000	24,750	3,591	28,341	18,659	18,659

区 分	予算現額(A)	既交付額(B)	前期末支出済額 累計(C)	当期支出済額(D)	支出済額累計 (E)=(C+D)	対交付済額 (F)=(B+E)	予算残額 (G)=(A-E)
(2) 事業実施国相互往来	4,862,000	4,862,000	3,225,746	4,670,216	7,895,962	△ 3,033,962	△ 3,033,962
① 諸謝金	210,000	210,000	160,000	610,000	770,000	△ 560,000	△ 560,000
② 旅費	4,312,000	4,312,000	2,505,010	3,231,111	5,736,121	△ 1,424,121	△ 1,424,121
③ 庁費	340,000	340,000	560,736	829,105	1,389,841	△ 1,049,841	△ 1,049,841
(3) 国際会議・ラウンデール等開催	7,999,000	7,999,000	8,238,050	1,285,516	9,523,566	△ 1,524,566	△ 1,524,566
① 諸謝金	740,000	740,000	566,000	60,000	626,000	114,000	114,000
② 旅費	4,040,000	4,040,000	4,103,557	558,351	4,761,908	△ 721,908	△ 721,908
③ 庁費	3,219,000	3,219,000	3,568,493	567,165	4,135,658	△ 916,658	△ 916,658
歴史資料整備等関係経費	7,370,000	7,370,000	3,056,925	5,644,304	8,701,229	△ 1,331,229	△ 1,331,229
(1) 債い事業既存資料整備	2,317,000	2,317,000	1,248,050	3,713,955	4,962,005	△ 2,645,005	△ 2,645,005
① 諸謝金	200,000	200,000	0	0	0	200,000	200,000
② 旅費	0	0	0	0	0	0	0
③ 庁費	2,117,000	2,117,000	1,248,050	3,713,955	4,962,005	△ 2,845,005	△ 2,845,005
(2) 事業関係者の回覧録	5,053,000	5,053,000	1,808,875	1,930,349	3,739,224	1,313,776	1,313,776
① 諸謝金	0	0	280,000	200,000	480,000	△ 480,000	△ 480,000
② 旅費	843,000	843,000	542,497	959,322	1,501,819	△ 658,819	△ 658,819
③ 庁費	4,210,000	4,210,000	986,378	771,027	1,757,405	2,452,595	2,452,595
合 計	152,381,000	152,381,000	86,511,311	65,869,689	152,381,000	0	0

固定資産台帳・減価償却費明細書

(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

償却方法:定額
(単位:円)

資産名	数量	取得年月	取得価格	残存価格	耐用年数	使用月数 償却率	期首償価	期中増加	期中減少	除却年月	普通償却額	特別償却額	期末償価	償却累計額
1 パーナルコンピュータ 富士通C7100L	6	13,4,30	1,746,000	174,600	6	12 0.166	702,592	0			260,852		441,740	1,304,260
2 パーナルコンピュータ 富士通C685LB	1	13,4,30	291,000	29,100	6	12 0.166	117,100	0			43,475		73,625	217,375
3 複写機 リコーマジックF7070	1	14,3,31	1,785,600	178,560	5	12 0.200	794,592	0			321,408		473,184	1,312,416
4 複写機 コニカミニビジャーSR31	1	14,3,31	306,000	30,600	5	12 0.200	136,170	0			55,080		81,090	224,910
合 計			4,128,600	412,860							680,815		1,069,639	3,058,961

関係資料

新聞切り抜き
AWF関連

1-23

新聞切り抜き
「慰安婦」・戦後問題関連

24-117

新聞切り抜き
女性・人権問題関連

118-167

CLOSE-UP

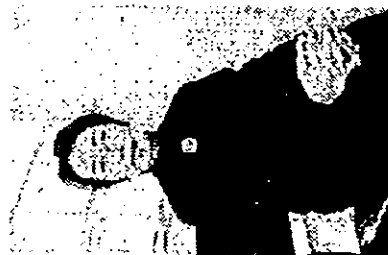
CHIZUKO UENO

Speaking up for her sex

By ERIC PRIDEAUX

Staff writer

In the United States today, it is no longer radical to suggest that the next president could be a woman. In Nordic countries, no husband would rail at



Chizuko Ueno, a University of Tokyo professor of sociology, is one of Japan's most celebrated women's studies scholars. She is also, in some quarters, one of its most notorious because of her unrelenting criticism of many of the country's "discriminatory" social mores.

a pregnant wife who expected him to share child-raising duties. And female heads of state are now found the world over.

But in Japan, despite significant advances in gender equality in recent decades, such terms as "women's lib" and "feminism" are still almost as taboo among women as men.

Unless, that is, the woman in question is Chizuko Ueno, a University of Tokyo professor and one of Japan's most celebrated women's studies scholars who, thanks to her very un-Japanese passion for bluntness and public debate, is also easily the most controversial. Or, as 57-year-old Ueno says of herself: "I'm critical. I'm assertive. I'm disobedient."

Ever since her days as a student radical in the 1960s, Ueno has been a thorn in the side of Japanese patriarchy, firing off fusillades of books and newspaper commentary against social constructs she regards as inhibiting gender equality.

Her rejection of marriage as being sexually oppressive, for instance, marks this childless, never-married woman as a dangerous gadfly in the eyes of conservatives who worry about Japan's declining birthrate. It also even troubles some moderate feminists, who may admire her pluck but question the need to forswear matrimony.

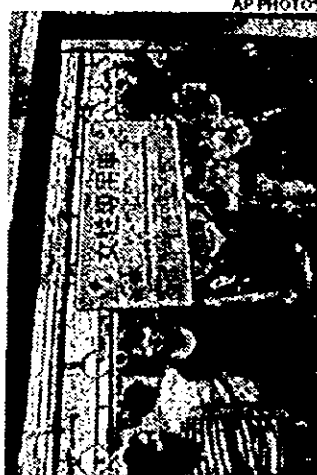
But though her views rankle in many quarters, that perturbs the outspoken sociologist not a jot. Indeed, the twinkle in her eye suggests that she relishes a good scrap.

As an impeccable speaker of English with considerable overseas teaching experience, including at Columbia University in New York in 1996, few would dispute Ueno's credentials to interpret foreign feminist theory for her Japanese audiences and to explain Japanese feminism abroad.

So, as part of Timeout's coverage for International Women's Day on March 8, and to try to gauge how far Japanese women have come from the prewar days when wives walked three paces behind their husbands (at traditional wedding ceremonies, many new brides still do), The Japan Times recently interviewed Ueno at her university office.

At that time, Ueno was embroiled in a standoff with the Tokyo Metropolitan Government who, she believes, may have pressured a citizens' group to withdraw a speaking invitation to her due to fears she would use the expression "gender free" — a term that conservative Tokyo Gov. Shintaro Ishihara has described as promoting "grotesque" forms of sex education. Ishihara has denied that his administration leaned on the citizens' group; paradoxically, Ueno says she avoids using the term "gender free" — "as there is no consensus among women's studies researchers on how it should be used."

Despite such distractions, Ueno was generous with her time for our interview, and touched on topics ranging from her own upbringing to the current state of women's activism in Japan.



Sexual harassment, or the fear of it, remains part of daily life for Japanese women. Women-only subway cars may keep gropers away, but trouble often awaits at school or in the office.

When did you first start thinking about women's rights, and why?

I was raised in a Christian family, which was very unusual considering that Christians represent only 1 percent of the Japanese population.

My father was a complete sexist. He and my mother didn't have a good relationship. So, being raised in the midst of marital conflict was enough to make me a feminist! (Laughs.)

My mother's married life was not happy, from my point of view as a child. She served as a counter-model for what I *didn't* want to become.

Did your father abuse your mother?

It was a total power relationship between one male patriarch and a woman married with the first-born son of a family, and living together with a very powerful mother-in-law — my grandma.

I was a beloved child of my father, but it didn't excuse him. I was a pet girl, only a pet girl. I have two brothers of whom he had expectations, and on whom he placed great pressure. He didn't do that with me. He didn't have any expectations of me.

That actually gave me great freedom to do whatever I wanted to do, which meant I could become a sociologist. That was useless to my father. He is a medical doctor who thought becoming a natural scientist or medical doctor would be useful to society. But sociology is nothing for him. But how good for me! (Laughs.)



Although most Japanese women would still rankle at being labeled "feminists," many across the country are engaged in political activism such as campaigns against nuclear power, unsafe food or, as in this 2003 photo taken in Tokyo, demonstrations against the U.S.-led war in Iraq.

How did you become involved in social activism?

I belonged to the student-power generation, which took place all over the world. Through that experience, my respect for universities, scholars and academic disciplines entirely collapsed. In addition, I was disappointed with my sexist male colleagues in student activism, which in itself gave me enough reason to be a feminist.

When I was in my late 20s, I came across so-called women's studies -- which opened me up a good deal. I thought, "Gee, with this discipline, I can deal with my own problems as an academic question." It was a great discovery -- very empowering.

What kind of glass ceilings, if any, have you experienced in the academic world?

Sexism is everywhere you go, just like gravity. It's part of nature.

At the very beginning, when I started my job hunting, I was turned down by one school after another. Twenty-three schools.

At the beginning, being turned down seemed quite reasonable because I didn't deserve the jobs. I was not motivated and I didn't have much achievement. I was just a beginner.

But one day, I happened to realize that my male colleagues, who were just as poor as I in academic achievement -- they could get jobs. But why not me? It was my first experience in discrimination -- in the job hunt.

But finally I managed to get work at a women's college [Heian Women's College] at age 30. That was my start.

And how did your move to the University of Tokyo come about?

Up until (my Heian Women's College job), partly because of my bad reputation for being a student activist, I had a hard time getting promoted or transferring to other universities.

That was OK with me. Based on my past experience, I didn't expect a promotion anyway. It was just part of the nature of this sexist society.

Then all of a sudden [in 1993] I received an invitation from Todai [the University of Tokyo]. People asked me how it happened, but I'm not in a position to answer. You may know that the recruitment system at prestigious universities is done in secret. I didn't apply for it.

Have you experienced any kind of institutionalized sexism in the almost 12 years you've been teaching at Todai?

Formally speaking, this is a merit-based society. So as long as you achieve, no one can deny it. And being known as a notorious feminist, I have the privilege of being spared any kind of sexual harassment. Such people just keep their distance, with respect, which is a very good thing for me. (Laughs.)

But I have listened to so many complaints from female colleagues and students here who have been subjected to discrimination and harassment. They have popped up at this office and asked me to listen to their stories. It has been shocking.

The harassment they've described has been both physical and psychological?

Yes. Once you are hired here, your position is secured because every job is tenured -- at least until recently. The situation is changing now.

But graduate students are in the most uncertain situation because they are under the supervision of mostly male supervisors, as well as in the process of job hunting.

Are you suggesting that if they express views that contravene male orthodoxy, they are harassed professionally? They won't receive recommendations?

There are many forms of harassment, from academic to sexual. Some are very stupid and almost laughable. Publicity about this problem has been widespread, so I hope most male scholars have become very conscious and careful.

But there is still a tendency among scholars within the natural sciences to commit this kind of sexual harassment. I could tell them how to hide it better! (Laughs.) They are naive enough to do it very openly.

[When we asked the University of Tokyo for comment, a spokeswoman acknowledged the existence of sexual harassment there in the past, but noted that the school has established a consultation center to grapple with the problem.]

Why don't such students -- or other victims of gender discrimination in Japan -- launch more legal cases? Some Western observers look at this and wonder whether Japanese women are indeed willing to fight for social parity.

That depends on historical context. Back in the 1950s, when labor conflict was rampant, Japanese women's labor activism was very strong.

But within the general decline of labor unionism itself, women's unionism also declined. Regarding women's activism specifically, back in the early 1970s, at the beginning of the Japanese women's liberation movement, it was very vocal.

But when you talk about waging legal battles, the cost of taking a case to court is very high in terms of time and energy, and usually in Japan it will take nearly 20 years to reach a final court decision.

But through this kind of struggle, Japanese women's labor unionism has achieved so many victories, for example in abolishing the compulsory female retirement age and dismissal of married women.

Based on these kinds of struggles, in 1985 the so-called Equal Opportunity Employment Law was passed. When the law was made, the content was just the ratification of what Japanese women had already acquired. So it wasn't much progress.

A woman writer made a very interesting observation about the social costs of confronting patriarchy. If you look at Japanese men individually, they seem very soft and tender and kind. But once they get organized, they become a kind of a big wall across which it is very hard to cross. So it is gender-biased rules and practices that protect male privileges.

There are actually many commonplace Japanese practices and systems which at a glance seem very neutral and non-sexist. But once you enter into this kind of tradition and system it works quite discriminatorily against women.

For example, if your company expects you to work long hours, it seems a neutral request. But if you're a woman with a family at home, you just cannot survive at the company. These kind of practices and traditions function as obstacles for women.

What remedy do you suggest?

In my own case — and I keep telling my female colleagues and students — if you come across such obstacles, protesting it will drive you to burnout. Think first about what you want to do. It's better to make a detour and just start doing whatever it is you're trying to do, since we all have limited time and energy. This is a survival skill for women. The cost is too high if you destroy your life.

In an interview you once said, "Japanese women may not be as visible in the public sphere as their American counterparts, and this may lead observers to the conclusion that women are less liberated in Japan ... "Were you suggesting there is another women's movement afoot in Japan that doesn't immediately meet the eye?

I tell my feminist colleagues from abroad, if they visit municipal offices or corporations and want to see women at the top, they may not see anyone. But in my point of view, they walk away with a superficial impression.

If you go to the informal sector, in grassroots activism, there are so many powerful women. I don't despise them because they are jobless or housewives. They have carried out very interesting movements in such areas as environmental protection and food safety.

For example, the Japanese and U.S. governments have recently clashed over importing American beef. Actually, there is so much strong ecological women's activism over safe food that the Japanese government cannot ignore their voice.

You're saying that the women's movement is behind the pressure we've seen on Japanese lawmakers over the U.S. beef issue?

Exactly. They are powerful even though they are not visible at the national level. Their causes may not be immediately identifiable as women's issues or equal participation. But, for instance, if you look at anti-nuclear power activism and so forth, they actually have made a shift in local politics. Without having the support of these women, no politician can gain victory in local elections.

How do you interpret the Tokyo Metropolitan Government's alleged resistance to your talk in Kokubunji City? You wrote the officials a letter of protest. What was the response?

The Tokyo Metropolitan Government office sent me a letter. You can see it (in Japanese) on our Web site [www.cablenet.ne.jp/~miming/against_GFB.html]. It was just a short note saying they are not responsible for making a decision, that it was rather Kokubunji City that did so and TMG had only showed their concern (over use of the term "gender free.")

Will you take legal action?

I'm thinking about it.

Do you see this as a violation of your right to free speech?

Generally speaking yes, though no damage has been done to me. I have strong objections to any public body banning the use of any words unless they are discriminatory or hurtful to others.

Some women scholars describe a backlash against feminism that started in the 1990s. Do you regard this incident in that way?

I do think so, very much. Not only in terms of gender equality but, in a sense, there is a very dangerous trend of neo-nationalism, which makes all social minorities targets of bashing.

Examples include welfare underdogs and ethnic minorities like Korean residents. Tokyo Gov. Ishihara used the term "sangokujin" in a speech. [Literally, "people from third countries"; it generally refers to Taiwanese or Korean immigrants and their descendants, and is widely considered offensive.] Also, many people regard new migrants from Asia as a risk to public safety.

This kind of political climate is very defensive, rightwing, conservative, neo-nationalist and is being seen everywhere — particularly among senior men and also among young men. If you look at rightwing demonstrations, they've recruited youngsters. It's quite similar to neo-Nazism in Germany and [far-right politician Jean-Marie] Le Pen in France, and maybe Bush supporters.

On the topic of your private life, may I ask if you have a significant other?

Of course! Why not? I have no reason to have a legal marriage, but that doesn't restrain me from having any kind of relationship with people individually.

I have no need to be registered with the state. Why, if you have some kind of intimate or sexual relationship, would you want to register your relationship with the state? It's absurd.

In your writings, I believe you've suggested that feminism represents freedom, and marriage is a contract that denies one's sexual freedom.

I would use the term "sexual autonomy of women." I believe it is the core of feminism. Marriage seems to me a contract to transfer this autonomy to someone else. Of course, everybody has their own reasons for choosing to stay married, and that's OK. But I have the right not to trust them.

Do you question the financial contract, in other words women's choice of financial stability over autonomy?

If you are a mother, you have a reason to participate in a legal marriage because it gives you more advantages for your children. So it is quite reasonable. But it is more important to provide single mothers with financial security.

But as for the sexual autonomy, to me, I cannot understand the marriage contract because it is a lifetime contract handing your sexual autonomy over to someone else to control. How can you tolerate that if you're a feminist seeking freedom or your sexual autonomy?

But what about a woman who has children with different fathers? If you deny monogamy, don't you start running into social and financial complexities pertaining to the fathers' rights and responsibilities?

Well, there are reconstructed families. Now, in this age of serial marriages, people marry, divorce and remarry. It's already happening. And what's wrong with it? It's happier for all parties, compared with forced marriage.

And I also don't like the idea of belonging to someone or having someone belong to me. I don't like the idea of possession when it comes to human beings.

To mark International Women's Day on March 8, next week's Timeout will combine hard data, expert analysis and the voices of other leading Japanese women as it delves further into gender issues in Japan.

The Japan Times: March 5, 2006 (C) All rights reserved